

平成 29 年 第 1 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 29 年第 1 回東彼杵町議会定例会は、平成 29 年 3 月 9 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	口木 俊二 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	橋村 孝彦 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	堀 進一郎 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	岡木 徳人 君
総 務 課 長	森 隆志 君	健康ほけん課長	西坂 孝良 君
農林水産課長	岡田 半二郎 君	健康ほけん課次長	構 浩光 君
農 委 局 長	(岡田 半二郎 君)	町 民 課 長	深草 孝俊 君
水 道 課 長	山口 大二郎 君	財 政 管 財 課 長	三根 貞彦 君
教 育 次 長	峯 広美 君	ま ち づ くり 課 長	高月淳一郎 君
会 計 課 長	下野 慶計 君	税 務 課 長	欠 席 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	山下 美華 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 一般質問

6 閉 会

開 会（午前 9 時 30 分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 29 年第 1 回東彼杵町議会定例会を開会します。

会議が始まる前にお伝えします。税務課長が確定申告中のため欠席をいたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから諸般の報告をします。初めに議長報告ですが、皆さんのお手元に配布しておりますので、朗読は省略します。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が、お手元に配りましたとおり提出されておりますが、朗読は省略します。

次に、議員派遣結果報告ですが、口木議員から議会広報研修会報告書が提出されておりますが、提出者の報告は省略し、配布のみとします。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をお願いいたします。総務厚生常任委員長、浪瀬君。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会調査報告書。本委員会に付託された調査事件について、調査結果を下記のとおり会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 調査年月日

平成 29 年 2 月 21 日

2 調査事件

保育の状況並びに保育に関わる問題点について

3 場 所

認定こども園つばさ・学童保育わくわくはうす・学童保育にこにこはうす

4 調査結果

少子高齢化が進む中で、町内千綿地区の認定こども園つばさと学童保育わくわくはうす並びに彼杵地区の学童保育にこにこはうすの保育の状況とそれに係る問題点等を町民課長及び担当職員出席のもと調査しました。

認定こども園つばさは、平成 27 年 4 月からこれまでの幼稚園（教育）と保育園（保育）を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ幼保連携型の地域の実情や保護者のニーズに応じて運営されている認可施設です。定員 210 名で 1 号保育（教育）120 名、2・3 号保育 90 名で、その内約 100 名が大村市からの通園とのことであり、また、特別支援の園児 4 名も受け入れているとのことである。更に、外国人を招いての英語教育と共に異文化を知るための目的として、0～3 歳児は週 1 回、年中以上は週 2 回実施し、体操教室も週 1 回と課外でも時間を設け実施しているとのことである。運営については、東彼杵町、大村市による施設補助金によって営まれている。認定こども園になったことにより以前より処遇改善はできたということでは

あるが、低給与のためか保育士の不足により、募集をかけても応募が少ないというのが現状のようである。職員については、総員 47 名（平均年齢 30 代後半）であるが、その内 35 名が教員で幼稚園教諭免許と保育士資格の両方をほとんど取得しているとのことである。保育時間は、個別によるが園全体として朝 7 時から夕方 7 時まで対応しているとのことである。特に、0 歳児から 2 歳児まで手がかかるそうであり、財政面での援助をお願いしたいとのことである。

学童保育わくわくはうすは、平成 11 年より開設され、以前は中央幼稚園の一角で運営されていたが、利用者の増員により、現在、東彼杵町農村環境改善センター1 階の一部を間借りして運営されている。約 40 名の児童の内 1～2 年生の利用が多いようであり、指導員 4 名で内 3 名が長い時間を受け持っているとのことである。自由な遊びの中でも事故が無いように指導しながらの保育と、宿題等も勉学の習慣をつけるため、学校、家庭との兼ね合いを考えながら指導しているとのことである。基本的に夕方 6 時までを保育時間としているが、個別の延長保育の要望については、延長保育料を徴収しながら最大 1 時間を延長しているとのことである。また、耐震設備が整っていないことから、もしもの事を考慮すると学校の空き教室などの利用は考えられないかとのことや広場の遊具の充実を図ってほしいとの要望がありました。

学童保育にここはうすは、平成 9 年に開設され、当時はまどか幼稚園敷地の一角を借り、その後太陽酒造跡地に移り、さらに現在のむつみ荘に移動された経緯があります。平成 21 年度に、子育て支援すくすくねんねと共に NPO 法人に認定され、現在、登録人数が約 80 名で、常時約 40 名の利用があっている。平成 29 年度は募集をかけ面談中とのこと、小学校統合により 50 名を超す希望が予想されるとのことである。保育については、わくわくはうすと同様な内容であった。運営については、補助金と保護者からの負担金で賄われており、施設については無償貸与で水道光熱費など維持管理については当法人で支払っているとのことである。職員はパートを入れて 10 人でローテーションを組みながら行っているとのことであるが、今後、利用者が大幅に伸びて国の基準を大幅にオーバーするようなことになれば、1 つの学童保育を 2 つに分けなければならなくなるのが予想され危惧されている。また、この施設は畳の部屋をフロアにされたが、2 階建てであり、子どもを保育する上において目が行き届かないなど、セキュリティ対策に万全を期さなければならないことと、人数に対して手洗い場が狭いことやトイレの利便性に問題点があり、早急に改善してほしいとの要望がありました。

以上のことから、人口減少対策や若い人の定住促進を図る上においても、安心して預けられることができ、さらに働きやすく働き甲斐のある環境の構築が求められる。

○議長（後城一雄君）

これで総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査の報告をお願いいたします。産業建設文教常任委員長、吉永君。

○産業建設文教常任委員長（吉永秀俊君）

本委員会において、所管である建設課に関する調査を実施したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 調査事件

平成 28 年度建設課所管工事の現況並びに進捗状況と今後の予定について

2 調査年月日及び場所

平成 29 年 1 月 27 日 町内各所

3 調査内容

平成 28 年度事業のうち主な 5 か所を抽出し、岡木建設課長の説明を受けながら現地調査を行った。

- ①林道虚空蔵線法面吹付工事（その 4）：県単補助事業〔ながさき森づくり林道整備事業〕（補助率 1/3）、工事費 586 万 4000 円の事業で、現在進捗率 50%、2 月末完成予定である。
- ②中尾本線改良工事（2 工区）：国庫補助事業〔社会資本整備交付金〕補助率 65%、追加工事変更後工事費 3174 万 1000 円で、進捗率 60%、3 月末完成予定である。
- ③大野原演習場周辺障害防止対策事業：補助率 100%（平成 28 年度国庫債務負担）で、主な事業内容は山頭池に隣接して、沈砂池 2 基と排水溝 143m の造成と四川内池の堤体改修である。2 月 10 日、九州防衛局からの交付額決定を受けて 3 月に工事発注の予定である。工事実施に当たっては、溜池関係者と調整を図りながら施工を進めるとのことである。
- ④遠目中央線改良工事（その 10）：充当率 95%、交付税措置 80% の起債事業（辺地対策事業）である。遠目中央線改良工事の最終工区で工事費 1733 万 8000 円、進捗率 50%、完成予定は 3 月末である。
- ⑤木場本線改良工事（その 10）：本年度の工事費は 2235 万 6000 円で橋面、車道、歩道の舗装及びガードレールの設置などが主な事業である。進捗率 50%、3 月 24 日完成予定である。なお、木場本線改良工事は当初国庫補助事業として平成 10 年から開始されたが、平成 24 年からは町単事業となり、歴代 3 人の町長の下、今年度までに総額約 9 億円が費やされ、完成までには、地盤改良など特殊工事も残っており、経費も大きく、期間も要するとのことである。現在の周辺道路環境は広域農道供用開始により大幅に変化しており、完成後の交通量は事業開始時の見込みより大幅に減少することが想定され、費用対効果等を考えると、今後の公共事業のあり方に警鐘を鳴らさざるを得ない。工事完成後には慎重かつ綿密な検証を行う必要があると思われる。以上です。

○議長（後城一雄君）

これで産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

次に、陳情第 1 号「地球を守る社会体制創り」の為の陳情書は配布のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いいたします。町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。ただいまから行政報告を行います。本日は平成 29 年 3 月の定例町議会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご健勝にてご出席を賜りまして厚くお礼申し上げます。開会にあたりまして前定例会以降、行政報告を申し上げたいと思います。お手元の資料を見ていただければ幸いです。

まず、12 月 23 日、香田勲と一字で読むのではなくて男という字を挿入をお願いいたします。香田勲男君が阪神の、今、ピッチングコーチをしておりますけども、野球生活がちょうど 32 年かい

くらか節目の年がいくらかあると思うんですよ。それで、今年の冬場に町民の方が香田選手を称えて写真展とか何かイベントをやろうという話がされまして、香田君も来てくれまして、同意してくれまして、秋ぐらいに何か野球教室とか講演会とか、そういうものをやろうということで話をいたして来庁されております。

次に、26日でございます。鉄道運輸機構の九州新幹線建設局次長来庁と書いております。これは今、彼杵川周辺の地滑り対策工事をやっておりますけれども、杭打ちをしております。杭も1m20ぐらいの直径の杭あたりを、かなり本数を打ちまして、最終的にはその杭の管理をどこがするかということになるわけです。これを長崎県が管理はしないと。もちろん JR もしないということでございますので、周辺の市町村もしなければなりませんので、所在ですね。したがって、東彼杵町で管理をしなければならぬとことで話し合いをいたしております。もちろん有事の場合は運輸局、それから JR、町一体となって誠意を持って対応するというので、今調停等をするようにいたしております。

次に2月4日でございます。日本二十六聖人殉教420年記念ということで、議員の皆様にもお出でいただきましたけれども、時津町と併せてイベントを行っております。東彼杵町では記念講演とか写真展とか行っております。それから、カトリックの早岐教会からお出でになりまして記念のミサなどが執り行われております。

それから2月6日でございます。日本茶アワード準日本茶大賞を今回ですね、これは日本茶アワードというのは今3年目になります。2014年、15年、16年、いずれも3か年間、東彼杵町の生産者の方あたりが、例えば300点ぐらい出品がありますけれども、ベスト20位すべて入っております。プラチナ賞と言いますが、すべて入賞いたしまして、初年度が優勝、そして1年おきまして、2016年が西海園の二瀬さんが準優勝ということで、本当に今そのぎ茶も名実ともに日本一ということで、自負しております。高速道路、あるいは国道の看板立っております。ここもよく見てもらえればわかりますけれども、日本一おいしいということで名称も変えております。

それから2月7日、これは第62回の小中学生のこども県展が行われております。その一番最高賞であります長崎県知事賞に町内の生徒、これは千綿中学校の2年生の山口雄大君ですか、これは版画の部門で、そして彼杵中1年生の山口空さんですね、これはデザイン部門でそれぞれ最高の知事賞を受賞されております。それで来庁されております。

それから2月19日、これは第1回のインターナショナルデー in 東彼杵と書いております。県内の外国語指導助手、ALTと言いますけれども、この方が17名ぐらい参加をしていただきまして、東彼杵町で一般の町民の方あたりも一緒になって、レクリエーションを通して英語力を上げようということで会話等を楽しんでいただいております。

それから2月26日、第3回の東彼杵ロードレース大会を開催いたしております。天候も良く、当初は705名ぐらいの参加を予定いたしておりましたけれども、結果的には643名ということで、今各市町村別の集計等もやっておりますけれども、年々参加者も増えているようでございます。そして3つの団体、八反田、中岳、それから婦人会ということで、団体がおもてなしをしていただきまして、この場を借りてお礼を申し上げたいと思っております。それと、町民の皆様方の、ボランティアの皆様にも感謝申し上げたいと思っております。

それから2月25日、これは下三根地区の歩道橋供用開始式と書いておりますけれども、永年陶

通という会社がありましたけれども、そこができるときに陶通の上のふちといいですかね、そこを歩いて公民館まで来てゴミ出しなんかをされていたわけですが、どうしてももう少し会社とは別に独自で道路あたりを作ったらどうかという話も上がっておりまして、2、3年かかりましたけれども、ようやく話がつきまして、鋼製の橋で、階段ですけれども公民館から直接上の町道に上がるように作りまして、非常に急な階段でございますけれども、地元の方は近くなったということで集会とか、あるいはゴミ出しとか非常に便利になったということで喜んでおられます。その供用開始式になっております。

次に、3月1日の東彼杵町の見守りを株式会社のセブンイレブンジャパン様と宅配サービスを兼ねて、老人の見守りをさせていただくということで協定をいたしております。これは県内初の取り組みでございます、これはセブンイレブン様の軽トラックを改造して150品ですかね、そういう商品を積みまして各地区を回るというような方法でございます。これは、いろんな集会あたりと組合せをしながら老人の皆さんたちの、下まで来なくていいような、そういう宅配サービスが出来て、さらに見守りもできるということでございますので、こういう民間の力を借りてというのは非常に素晴らしいなと思っております。

それから3月6日になりますけれども、自衛隊の新入隊予定者の安全祈願と激励壮行会を行っていただきました。東彼杵町は8千人あまりの非常に小さな町でございますけれども、大村市辺りと比べまして非常に志願者が多くございます。今回も7名ということで志願してくれまして、非常に年々多くなっております。昨年は残念ながら1名だったですけども、その前も4名とかということで、非常に自衛隊を志願する方がいらっしまして、今回も曹候補学生ですかね、そういう素晴らしい方々がたくさん志願してくれております。

それから3月7日でございますけれども、これには書くのが間に合わなくて書いておりませんが、28年度の文部科学省が行います優秀な教職員を表彰する制度があります。これに里地区の池本洋一さん、この方が、これは川棚にあります特別支援学校といいですかね、桜ヶ丘という学校がありますけれども、そこで教職をされておられまして、非常に豊富な経験の持ち主ということで、あるいは皆さん方とも非常にあの方の指導力とか、あるいは真面目な方でございますので、そういうところが高く評価されまして表彰となっております。それと、千綿小学校の6年生の早稲田植也先生という方がいらっしまして、島原市の方でございますけれども、今、千綿小に来て2年で、この先生と実際にお会いしましたところが、子どもたちに1対1で教えていくというような指導方針でなかなか素晴らしい先生だったですね。ということで、そういう面が高く評価されまして表彰となっております。

それから、次に不祥事でございます。これは大変申し訳ございませんけれども、2月10日、彼杵小学校のスクールバスの帰りの便で、スクールバスの運行遅延が発生いたしました。これは保護者の通報で、まず元々発生したのは私に匿名で郵便がまいりまして、2月の16日に来ましたわけです。そこで、この方の匿名の手紙がまいりまして内容を見てみますと、2月10日にバスが、今日はバスは早い時間ではないですかという電話を入れたそうです。そうしますと、電話を取った職員ですけれども、バスが早いんじゃないかと言われていますが、バスは出ていないんですかねという声と共に電話が切れてしまったということです。そして電話が切れたのはいいんですけれども、職員がそこで機転を利かせて運行業者あたりに確認をすればよかったですけれども、確認をしないまま放

置をいたしまして、この2月10日の寒い時期に30分か40分ぐらいですかね、長い間バス停に待たされたということで。あるいは、そこで事故等も発生しなくてよかったんですけども、そういう事件が発生をいたしております。そして、このあと調査をいたしましたところ、運行業者従業員の全員が出発時刻を間違っていたということで、非常に子どもたちにも、あるいは保護者の皆様にも大変ご迷惑をおかけいたしました。今後このようなことがないように、安全運行に向けて努力をしてみたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

以上でございますけれども、本定例会には議案を22件、そして後日になりますが追加議案を2件と報告1件の提出を予定いたしております。何とぞ慎重ご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます行政報告といたします。

○議長（後城一雄君）

これで町長の行政報告を終わります。

それでは、これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（後城一雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番議員、大石俊郎君、10番議員、堀進一郎君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（後城一雄君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は3月9日から3月22までの14日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から3月22日までの14日間に決定しました。

日程第3 一般質問

○議長（後城一雄君）

日程第3、一般質問を行います。

質問形式は、一問一答方式。質問時間は執行部答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には、告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁とも簡潔明解にお願いします。順番に発言を許します。始めに2番議員、吉永秀俊君の発言を許します。2番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

皆様改めまして、おはようございます。本日は7名というたくさんの一般質問でございますので、早速質問に入らせていただきたいと思います。今回は2つの質問をさせていただきます。

まず第1番目に、ポストオフトーク通信サービス計画及び光ケーブル敷設の現状と今後の利活用について、町長に質問いたします。現在のオフトーク通信サービスは来年3月をもって終了します。このことは7年前からNTT西日本より事前通知があり、この間オフトーク通信サービスの代替案については東彼杵町議会一般質問においても数々の提案がなされましたが、どれも実現には至らず、現状では昨年から実施されているデジタルテレビのデータ放送がオフトークと併用して情報提供ツールとして利用されています。また、光ケーブル敷設の説明会では、各家庭のデジタルテレビと光ボックスの接続によって可能になる「スマートテレビ」を利用した、オフトーク代替案の説明がなされているようですので、次の点について町長の所見を伺います。

まず第1番目に、昨年から実施されている光ファイバーケーブル敷設の進捗状況と今後の予定、並びに現時点での接続世帯数、これは事業所を含む数ですね。それと最終的な町全体の接続可能世帯数を伺いたいと思います。また、今後の維持管理に必要な採算分岐世帯数はどのくらいに設定しているのかを伺います。

2番目、年度末の光ファイバーケーブル敷設事業の事業費と総事業費並びに本町の負担分については大まかな説明を以前町長からありましたけれども、直近での精査した金額をお尋ねしたいというふうに思います。

3番目、全町的な光ケーブル敷設後の来年からは本町もようやく本格的電子自治体の仲間入りができ、地域内イントラネットの構築によりさまざまな住民サービスの提供が実現できますが、どのような活用法及びアプリケーションを計画されているのかをお聞かせください。なお、私がこの一般質問を通告いたしましたのは2月2日でしたが、その後2月28日の長崎新聞に光ケーブルと光ボックスを利用した茶子チャンネルの計画がありましたので、できれば、その計画についてもお聞かせ願いたいというふうに思います。

4番目、現在のオフトークサービスには大きく分けて2つのサービスがあります。一つは住民に自治体内の様々な情報を提供すること。二つ目は自然災害時や緊急時の防災サービスです。一つ目のサービスは光ケーブル活用によりある程度解消できるようですが、防災サービスについては、これでは不十分と思われます。現在、話題になっているデジタル放送サービス「i-dio」に備えられた防災サービスには6つのマルチメディア放送、いわゆるNHKとかフジテレビとかテレビ朝日とか、そういったキー局と呼ばれる放送会社用の『i-dio 防災情報』と自治体向けソリューション『V-Alert』がありますが、全国的にこの『V-Alert』による防災サービスを利用する自治体が増えています。これは各家庭に防災ラジオを配布し、自治体独自の防災情報を瞬時に全世界帯に知らせる仕組みですが、本町での採用計画はあるのかないのか、あれば具体的な計画をお聞きしたいというふうに思います。

2番目の質問でございます。橋ノ詰地区の「гент川」の現状と町道の危険防止対策についてであります。これも町長にお尋ねします。橋ノ詰地区の飲食店からJR高架橋下までの町道は道幅が狭く、その上蛇行の多い場所であり、これまでに転落された方があるものの、幸いにも大きな車の転落事故、脱輪などはないようです。しかしながら、夜間の通行や大雨時は町道の一部が水没して

大変危険な箇所であります。このため歴代の橋ノ詰地区の区長さんや、住民の方から暗渠造成やガードレール（転落防止柵）設置の要望が多々あるようですので、次の点について町長の見解を伺います。

1 番目、過去のヒヤリングにおいて歴代の区長さんからはどのような要望があり、また、それに対してどのような対処が行われたのか。また、住民を集めての説明会などを開催されたことがあるのかどうかを伺います。

2 番目に、最良の危険防止対策は全面的な暗渠造成と思われるますが、事業費の試算をされたことはあるのか。また、ガードレール（転落防止柵）が JR 高架橋下から児童体育館側までしか設置されていないのはどのような理由からだったのかをお尋ねしたいと思います。以上で登壇しての質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは、吉永議員の質問にお答えいたします。まず、ポストオフトーク通信サービス計画及び光ケーブル敷設の現状と今後の利活用でございます。まず、(1) の接続可能数とか世帯とか、あるいは維持管理に必要な採算の分岐世帯数とかというご質問ですけれども、まず、接続可能数は全世帯あります。しかし、当然高齢の方とかいらっしゃいますので、まず無理かなと思っております。そういう中で NTT が今後の維持管理に必要な採算分岐世帯数ですけれども、これは当初から変わらず 1,000 世帯だろうと思っております。これは最初から 1,000 世帯以下だったら撤退するような話も最初はあっていただけですから、平成 25 年ぐらいはですね。ですから、これは 1,000 世帯ぐらいがどうしてもお願いしたいと考えていると思います。そういうことで、今現在の進捗状況というのは 30% ぐらいで進んでいる模様であります。そして 2 月末の接続世帯数につきましては、約 280 件ということで今話があります。それから、これが 1,000 世帯というのも今すぐ 1,000 世帯ではなくて、NTT が独自の算定方式でする方法があるそうですけれども、サービスを提供開始を始めてから 6 年間で加入率が 30% 以上、おおむね 1,000 世帯以上を見込んでいるということでございます。是非、1,000 世帯ぐらいは何とか我々も一緒になってお願いをしたいなという気持ちがあります。というのは、今までの有線放送とオフトークというのがありましたけれども、これは自分で情報を取りに行かなくても全部耳から入ってくるわけですから、そういう生活習慣というのが入っています。これをやっぱり変えていかないとどうにもならないかなと思っております。

それから 2 点目の直近での事業費ですね、その辺はどうかなということでございます。当初私も、今日きているのは 4 億 5000 万円ぐらいで、2 億 5000 万円ぐらいは払ってくれというような話も一時はありましたけれども、現在のところ平成 27 年 4 月にここに話をしておりますけれども、全体事業が 3.6 億円です。そして町の負担額が 2.5 億円と見積もられております。そういう見積もって債務負担行為もお願いしたわけでございますけれども、議会にもお願いしたわけでございます。今、正式な 27 年の 11 月の正式な見積書の提出段階で負担軽減交渉等も行いまして、今回の 29 年の予算に 2 億 2000 万円を上げておりますので、その 2 億 2000 万が上限と思います。もちろんそれ以下になってくれるのが一番良いですけれども、それはやっぱり多く入ってもらうことあたりが一番安くする基本じゃないかなという考え方をいたしております。

それから、次のアプリケーションがどんなものがあるかということでございます。これはたぶん議員の皆様も見られたと思います。光ボックスというのがありましたけれども、これくらいの10cm真四角ぐらいのインターフェイスをテレビに付けましてですね、そしてインターネットと繋ぎながら見れるものでございます。これは、今すでに町の方で予算化をしまして、補助をするように考えております。そういうことで、さっき議員が話しがありましたように、この光ボックスを使って茶子ちゃんねるというタウンチャンネルですね、東彼杵町独自のテレビ放送になりますけれども、4月から放送をするように今計画をいたしております。文字放送がもちろん地域からのお知らせとか、慶弔とか暮らしの掲示板とか、あるいは健康体操とか、いろんな高齢者向けあたりにも、あるいは健康マップなんか今やっておりますけれども、そういうとの情報とか何とかやることも十分できるかと思っております。もちろん議会あたりの情報なんかも流せるわけですがけれども、それは録画での放送になりますので、それは動画になります。それから、テレビでインターネットが使えますので、YouTubeという動画がありますけれども、こういうことができるようになります。そして、さまざまな使い方があるわけでございますので、一応スタートいたしまして、いろんな他の自治体の取組みとか東彼杵町独自の何か方法がないか検討しながら進めていこうと思っております。もちろん、そういう場合は国の補助事業が、今ICTというのが国の重要な事業でございますので、国の補助金等を活用しながら進めていければ一番良いかなと思っております。

それから、次に4番目ですけれども、これは防災サービス、いわゆるオフトークがあるわけでございますので、地域の情報はテレビとかNBCのデータ放送で出来ます。今、議員がご指摘のように火災発生とか地震とか台風とか、そういう場合の防災のことなんですけれども、これは29年の予算にはFM放送のラジオを使って、それで各家庭にラジオを配りまして、大村市がやっておりますけれども、大村市とは若干やり方が違うかと思うんですけれども、FM東京というのがございます。今のところFM東京を利用して各ポイントにアンテナを立てまして、中継局を立てまして、そして各家庭にラジオを配りまして緊急放送をすると。例えば、水道の事故なんかありますよね。これが緊急放送でできるのか、あるいは普通の光、あるいはNBCテレビぐらいが出来ないのか、その放送局との契約がありますので、それも緊急で入れるのかどうか、そこら辺が難しいところがありますけれども、スイッチを切ってもラジオが鳴るようなシステムになるかと思っております。これも29年の予算を上げまして、中継局を何局ぐらい付ければいいのか、その辺の電波の飛び具合等も検証をしながら進めてまいろうと思っております。したがって、今回は中継局とか、そういう中継局を補助しますサブのアンテナとか、その辺をどこに立てれば良好に良くラジオが聞こえるかという試験をします。その辺が整いましたらラジオの購入の予算等もお願いをしなければならいかなと思っております。

次に、2点目の橋ノ詰地区のгент川の現状と町道の危険防止策でございますけれども、本当に皆さんにはいろいろな点で迷惑をかけております。1番目のいろんな区長さんからの要望とか、あるいは説明会を開催されたことがあるかというのにつきましては、1点目は建設課長の方から説明をさせます。

それから、2点目につきましては試算をしております。おおむね、これは今の渡版橋と言いますか、各家庭に橋を引っ張っておりますので、これは利用するわけにはいきません。全面撤去になります。道路としますとですね。ですから、そうなりますと長さとか幅とか考えまして、1m80ぐら

いの、四角の暗渠がありますね。カルバートボックスと言いますが、これを付けた場合ではじきますと1m当り70万円ぐらいかかりますので、5000万円ぐらいは優に掛かるかなと思っております。それと周辺が宅地でございますので、接近して掘削をした場合、非常に危のうございます。宅地が滑るような恐れもあります。本当に大変な工事になるかと思っておりますけれども、それ以上の工事費が考えられます。そうなりますと、なかなか予算の話になりまして、どうしても今、年間に町道の改良に使う予算というのは1000万円しかございません。ですから、非常に他の幹線道路もままならぬのに、そういう支線までなかなか手が回らないのが実状であります。知恵を出しながら何か方法がないか、良い方法を考えていくのがいちばん良いかなと思っております。離合しなくてもいい方法というのは抜け道を作ればいちばん良いんですけども、それが安価でできればいちばん問題ないんですけども、その辺も含めて検討をしていけば、そんなに高く5000万円もかけなくていけないかなど。用地の提供あたりもお願いしながら、何か知恵を出しながらですね、離合しなくていいような方法あたりがないかなということも考えております。登壇での説明を終わります。1番につきましては担当課長から説明をさせます。建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（岡木徳人君）

町長に代わりましてご説明をいたします。まず、当該要望についての過去のヒヤリングの状況ですけれども、建設事業の要望、地区からの要望につきましては、翌年度分について当該年度の12月ぐらいを目途に各地区からの聞き取り調査を実施しております。гент川への転落防止の要望につきましては、平成25年12月に実施いたしました26年度事業の要望ヒヤリングの際に、橋ノ詰自治会から新規要望として出されております。また、要望につきましては、それとは別に合計9件の要望が出されております。ヒヤリングについては、書類の審査も含めまして、区長さんからのいろんな事情の聞き取り等行っております。その中でも、先ほど町長からの答弁でもありましたように、非常に道路が狭いということで拡幅の要望ということも出されております。それから、どのような対応が行われたのかという点につきましては、各地区からの要望につきましては取りまとめを行った後に現地調査等を実施いたしまして、いろんな重要性、危険度、それから当該道路の交通量、道路利用者の困窮度、そういったものを総合的に判断しまして、実施する場合の優先順位というものも定めております。ご質問があつているгент川への転落防止の対策につきましては、26年度事業の要望で提出をされておりますけれども、26年度につきましては、橋ノ詰自治会からそれ以前の継続要望として出されておりました排水路整備を実施しております。гент川の転落防止対策につきましては、その翌年度、27年度に引き続いて橋ノ詰自治会からも要望が出されましたので、27年度事業の位置付けで現地調査等を実施いたしております。ちなみに町単事業の事業化におきましては、住民等の説明会というのは実施いたしていません。区長さんへの要望に対しての回答という形で自治会の方に周知をしているというところがございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私が1番だけと言いましたけれども、2番の後段も一緒に説明させます。建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（岡木徳人君）

住民説明会につきましては、路線改良等の大規模工事になりますと住民生活に大きく影響いたしますので、関係者や区長さんをはじめ地区集会所等で事業の概要、工事計画等の説明をいたします。局部改良的な町単独の事業の要望につきましては、先ほど説明しましたように各区長さんへの実施の時期、あるいは実施内容等の連絡をするのみに留めております。

次に（2）の JR 高架橋から彼杵児童体育館までの設置の状況についての経緯ですけれども、これも町単事業のヒヤリングで平成 20 年度要望ということで、橋ノ詰地区と東町地区の両地区から同じ内容での要望が上がっております。これをうけまして平成 21 年度の町単独工事といたしまして転落防止柵、高さが 1m10cm ほどあるやつですけれども、彼杵児童体育館横付近から JR の鉄道橋下をすぎて更に 10m ほど橋ノ詰川に進んだ所までの合計 124m の区間で設置を行っています。いわゆる、この区間につきましては、平成 20 年度と 25 年度に、2 回に分けて地区から要望が出されて、2 回目の要望について、まだ実施に至っていないというふうな状況でございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

それでは、まず光ケーブルのことについてお話をさせていただきます。先日いただきました予算書を見ますと、光ケーブル整備事業に、さっき町長がお話にあったように 2 億 2000 万円計上されているわけでございます。その内 1 億 8000 万円が基金、残りの 4000 万円が一般財源からの持ち出しになっているようですけど、もう少し具体的な原資の説明をしていただきたい。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、議員がおっしゃったとおりが財源構成でございます。基金の名称ですか。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

代わりまして説明いたします。基金の名称はオフトーク通信施設等ということですね。いわゆる、情報系についてはそれらの基金を使おうということで、その基金から出しておりましてその基金が 1 億 8000 万円しかないものですから、それをすべて使うということで、残りは一般財源ということで予算化をしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

わかりました。この際、基金も全部すべて使ってしまおうということですね。それでは光ボックスは、先ほど無償貸与とおっしゃいましたけれども、設置料とかはかからないのか。その設置業者、そして申請などはどういうふうにすればいいのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

まず、光ボックスについては無償貸与ということで実施しております。現在も受付をしております。役場窓口、まちづくり課の窓口、情報センター窓口、そして千綿支所で受付を実施しております。設置についても本業務、こちらが委託している業務の中に含まれております。ただ、一部有料というのが、宅内引込み線が、光ボックスの位置から使うテレビの距離間までの LAN ケーブルが、もし 5m 以上必要であれば、その場合有償になるということで、通常、テレビのすぐ近くに光ボックスを置くというパターンであれば完全無償ということになります。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

ありがとうございました。それでは、やはり問題はどのくらいの世帯に光ファイバーを接続していただくかということで、先ほどの町長の答弁でもあったわけですが、現在は 280 件ですか、これは大体 3 割ぐらいのということでしたら今 900 件、800 件くらい接続可能になっているわけですよ、世帯数からいけば。そういう解釈でよろしいですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

30%というのが NTT の方が今実施しておりますけれども、すべての延長に対する率ということが 30%ということでした。ですから、これを世帯数で割るとおおむね半数程度はいつてるんじゃないかということでした。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

わかりました。それでは、現在 280 軒が光ケーブルに接続されたということなんですけれども、その中でまた光ボックスを設置されたのは何軒あるんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

現在申請が直近で15軒程度、申し出がっております。配布開始が3月中旬でしたので、来週中からNTTの方が順次配置をしていく予定です。なお、申し込みについては現在もずっと受付を実施しております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

将来、光ボックスを使ったサービスによってオフトークの代替案ということですが、現在280軒繋いでその中でも且つ15軒しか光ボックスがないということは5%ぐらいにしかならないんじゃないかと思うんですけども、現在ね。ちょっと、これはまたあとから質問しますが、光ボックスとは別にですよ、ようやく光ケーブルが町内全体に行き渡るといことになりますと、東彼杵町内全体でのイントラネットの構築ができるわけですよ。それで、他の自治体を聞いてみますと、現在あまり経費がかからない、いわゆるバーチャルプライベートネットワークということでVPNを使ったアプリケーションをどの自治体でも採用されています。VPNソフトを使ったですね、それにはそういう方法を東彼杵町は取られる予定があるのかどうかを。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

VPN（バーチャルプライベートネットワーク）ということで、仮想的に専用線を引くという意味合いですが、現在今、光ではないところについては通常NTTさんのフレッツグループというのがADSLで、これがインターネット上外に出て行くシステムなんですけれども、光の場合がですね、NTT独自の狭域網がございまして、さらにセキュリティ上ADSLも強化された段階で、光の場合はフレッツ光ネクストというVPNのタイプがございまして。今現在、役場の方では今年の12月から光のVPNワイドということをして、役場から総合会館、そして各学校等もこの光のVPNワイドというシステムを使っています。このソフトを使うというよりもネットワークのひとつということで、使われるパターンが一般的かと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

そうしますと、我々クライアント側からすると、我々の家庭のパソコンはすべてサーバーが役場のサーバーを利用するということになるんでしょう。そういうことで思っているんですか。役場の

サーバーで繋がっているということでもいいんですか。どういうことになるんですか。説明をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

VPNというのは、例えば企業間の通信に使われます。例えば支所、本所があった場合に先ほど申し上げましたように東彼杵町の本所が親で、あと複数、子は1,000件数まで良いらしいんですけども、あくまでも本所から支所、各支所。事業所なら本社から各事業社、これは全国。西日本までだったらどこまでも良いらしいんですけども。ですから、通常、各家庭からのやり取りという場合には、通常インターネット上のメールであったりホームページだったり、そういうアクセスの仕方です。やり取りをします。ただ、VPNについてはあくまでもお金を払って有料で通信する、データのやり取りをするシステムだというふうにご理解いただければと思います。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

わかりました。そしたらVPNの方はあくまでも事業者が主体であると。一般家庭はちょっと配慮してあるということなので理解してよろしいですね。そういうアプリ、ソフトを使えないということなので利用できないということになりますね、一般家庭は。そういう解釈でよろしいですね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

おそらくソフトというのは企業が企業のために必要とする出先と必要とするソフト。うちで言えば電算の総合行政システムがそれに当たるかと思えますけれども、そういった形での利用ということで、通常一般の家庭で、もしVPNで何か利用したいというときには、おそらくそれなりの企業内での理由があるのかと、そういうふうを考えています。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

それではこのVPNの他に先ほどの光ボックスの話にもなるわけですけども、ようやくそういったイントラネットが構築できたんですけども、これをやはり有効に利用しないと宝の持ち腐れで

すから。例えば、他の自治体の例なんかを見ますと、これは今からのどういうふうな計画をされるかわかりません。私の提案ですけど、例えば、町内の小中学校の授業を家庭でスマートテレビで見ることができるなんですけれども、そういうことは計画されているのかどうか。それとかこの議会ですね。例えば、教育委員会の会議とか傍聴ができるような会議がたくさん町内にありますね。そういったものもスマートテレビ経由で見ることができるような計画があるのか、ないのか。町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだ今そこまではつめておりませんが、今議員がおっしゃるように全国的に、例えば東京の学校と東彼杵の学校といわゆるアクセスをすとかできます。いろんな方法ができます。何でもできますので、今からそういう方法を検討しなければならないと思います。しかし、そういうことをするにしてもお金が第一でございますので、開発費とにらみ合わせながらですね、より良きものを作っていこうと思っておりますので、いろんなご提案をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

最近、学校内とかいろんな犯罪が起こっているわけですけども、東彼杵町内には一部のコンビニエンス以外は防犯カメラが設置してないですよ、防犯カメラが。ですから、私、他の自治体の話を聞きますと、各学校の防犯安全対策のために、例えば、各学校の侵入しやすい箇所とか、死角になっている場所。例えば、千綿駅とか彼杵駅。こういった所に、やっぱり防犯カメラを設置して、それを役場内で見れるようなシステムができるはずですよ。そういうことは考えておられないのか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだまだですね、どういうことをするか優先順位を付けていかなければなりませんので、いろんなことができますので今後は検討してまいります。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

次に、光ボックスをされた所がさっき 15 軒とおっしゃったんですけども、今後、光ボックスをできれば 1,000 軒、光ケーブルを 1,000 軒引いていただいて、その内、やはりほとんどの所で光ボックスを引いていただかないと、この茶子ちゃんねるができないわけですよ。ところで現在、私一番最大のネックになっているのは、今オフトークが月 500 円です。ところが光を繋ぎますとやはりプロバイダーの月契約をしなければいけません。これが大体お話によると 4000 円～5000 円かかるということなんです、そこら辺がちょっと一番ネックになっているんじゃないかと思うんですけども、町長はどういうふうな見解をお持ちでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ここがですね、お金がかからなかったらそのままオフトークから 900 円足らずで移行できるわけですから、そのままできるんですけども、4000 円、5000 円となればやっぱり皆さんもどうかたと考えられると思います。しかし、今からの時代を考えたときですよ、やっぱりいきなり替えてくれというのは難しくございますけれども、いずれそういう時代がきますので、その負担は丁寧に説明をしながら、あるいは今考えていますのは、光ちゃんねると言っていますけれども、どういうものなのかもっと易しくですね、易しくやっぱり地域に入って説明して、こういうもんですよということで、健康の話とか議会も全部居ながらにして見れますよとか、そういうことが可能ですので、もっとやっぱり住民の方に我々があるいはNTTと一緒に広めていくしかないだろうと思います。そうしないと 4000 円、5000 円のお金をですね、それは頭から 4000 円、5000 円といえば嫌と言われます。どういうメリットがあるのかというのをやっぱりもっと丁寧に時間をかけてでもいいですから、やっぱりいくべきだろうと思っております。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

良くわかりました。それでは、オフトークの役割で、先ほど登壇で言いましたように 2 つの役割があります。2 番目の防災サービスとしての役割をちょっとお話をさせていただきます。現在のオフトークとかデジタルテレビのデータ放送、また今後計画されている茶子ちゃんねるについては、やはりこれらは情報を知りたい人、情報を知りたい町民に対するサービスなんですけれども、やっぱり行政としては見たい人は見てください、聞きたい人は聞いてくださいというようなことしかないんですけど、この緊急時とか災害発生時とか地震とか火事とか、こういうことは情報をこれは与える責任と義務があるわけですよ、お知らせをする行政としては。だから、さっきの茶子ちゃんねるでは済まされないわけですよ、茶子ちゃんねるでは。ですから、ちょっと町長の方からありました FM 東京を使った防災ラジオの計画があるということなんですけれども、私これ絶対すべきだと思うんです。そうしないと現在のオフトークで、火事ですよ火事ですよということも聞こえなくなるし、私も昨年 4 月の 14 日でしたかね、熊本地震で、あの夜初めてスマートホンが、地震ですよ地震ですよということを初めて経験したわけです。そういうことをしないと、そういうサービスをしないとこれは行政としての責任が成し得られないわけですから、やはり防災ラジオについては是非実施すべきじゃないかと思うんです。先ほど町長はちょっと計画検討中ということなんですけれども、もう少し私は積極的に是非やるべきだと思うんですけど、町長の見解を伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず今回 29 年度の当初予算に上げていますのは中継局の設置ですね。設置ではなくて、すみません試験をやります。本当に何基ぐらい必要なのか、東彼杵町で何基ぐらいあれば町内全部ラジオ放送が、FM 放送が届くかという調査をいたします。それで結果が出ますと、次はラジオの試験も、

もちろんラジオの試験も併せながらやっていくわけですが、それも今度予算をまたラジオの分を上げていこうと思っております。それで財源的にも起債事業とか辺地事業とかありますので、これを使っていけば、そんな負担はあんまりないかと思っておりますので、是非やりたいなということで考えております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

この防災ラジオについては、私もあちこち調べたんですけども、防災ラジオの配付方法が二通りあるんですよ。一つは全世帯に配る方式。もう一つは、例えば区長さんとか民生委員さんとか消防関係者とか、そういった緊急時には絶対動いていただければならない人達だけに、ある程度数量を限定して配付する二つの方法があるんですけども、町長としては、どちらの方を検討されていますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

やっぱりこれは全世帯で考えていこうと思っております。もちろん消防のデジタル無線をやりましたね。その時に、こういう計画で今議員がおっしゃったような民生委員さんとか区長さんには電話を与えようというような計画もしたんですよ。ものすごい金がかかったんですよ。今回のラジオの場合は全世帯配りましても、さほど負担があまりないものですから全世帯配付でいこうかと考えております。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

わかりました。それでは、実際お隣の町の大村がそういったことを実行されておりますので、私、大村の職員さんからちょっと聞いたお話をここでさせていただきます。大村市は現在 3 万 7000 世帯なんですけども、防災ラジオやはり都市部でございますから、やはりタダでやると言ってもなかなか大村市の場合は置いてくれない家庭が多いそうです。それで大村市としては全体の 55%、3 万 7000 世帯の内、約 2 万世帯に防災ラジオを配ると。そして、FM 大村がありますから、それを利用するというような話です。それと先ほど出ました基地局の話なんですけれども、私も基地局、大村市内ですから結構たくさん作ってあるんだらうなと思って聞いたところ、基地局はたった 1 か所ですよ。琴平岳に 1 か所。標高が 370m。それで実際ですね、防災ラジオを持って、そして約 100 ワットの出力で試験放送をされました。そうしたら、長崎市とか佐賀県の大和町まで聞こえたそうですよ。ですから私も、東彼杵町もある程度高い所に立てれば基地局は 1 基で済むんじゃないかと思っております。建設費が 8000 万円だそうです。そして、その他に先ほど言いましたように防災ラジオの普及率が 55%と設定してありますので、その他 45%の方には何かの他の別の方法で緊急放送をしないといけないわけですよ。それには大村市内に約 58 か所のスピーカー、防災スピーカーを 58 か所立てるそうです。それで防災ラジオを持っている所、防災ラジオを持たない、屋外にいらしゃった方に、58 か所のスピーカーで緊急時の放送をするということになっているそうです。それで

私も最初、基地局がたくさんいるんだろうなと思ったら 100 ワットの出力で 1 か所で済むということですから、思った以上に経費が少なくて済むんだなというふうに思っております。また、いろいろな国の今補助事業がありますので、起債充当率が 100%、交付税措置が 70% のですね、お金や補助金を使って事業をするということでもあります。東彼杵町も思った以上にこのスピーカーあたりをどうされるか、そこら辺の検討をまず今からしないといけないと思いますけれども、これを除いた部分では 1 万 5000 円のラジオを 3,000 世帯に配っても 4500 万円ぐらいですよ。だから、それと基地局が 1 億円ぐらいかけても 1 億 5000 万円ぐらいで済むわけですから、なるべく早急にこれは検討されて、是非、実施していただきたいと思っておりますけど、町長の見解を伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

しっかり調べていただいておりますので、私が答弁するあれもないかなと思うんですけども、そのとおり基地局辺りの調査をいたしまして、そしてしかるべき時にラジオを含めて予算も計上しようと思っております。ただ気になるのは、大村市が 45%の方がラジオを、対応を拒んでおられると聞いております。今おっしゃいましたけど、何であれかなと思っております。そういう放送がないわけですから、東彼杵町民の方は、是非、ラジオを置かせてくださいということをやってもらって、それがいわゆるスピーカーに代わるものと。スピーカーを置かなくても台風とか何とかのとき音が聞こえませんが、一番良いのは室内のラジオが一番です。それが私がベストと思います。トランペット型の放送も今現在、何集落かは使っておられますけれども、なかなか聞こえないということでいろんな話がありますので、是非、全世帯ラジオを置かせていただくということをお願いをしたいと思います。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

誤解のないように言っておきますけど、置かないではなくて取りに来られないということですね。取りに来る人がそのぐらいと想定しているということで、取り付けないということではないんです。ちょっと誤解がないようにしてください。

それでは 2 番目のгент川の件なんですけれども、先ほどの答弁を聞きますと児童体育館側の防護柵ですか。これは 20 年度と 25 年度に要望があって防護柵をしたということのお話がありましたけれども、その防護柵、あれは側溝の内側にしているから設置してありますから道幅を狭くする防護柵ではないですよ。道幅を狭くする防護柵ではないですから、あれ無しで全部手前までされないのかなと思っておりますけど。そこら辺はどうなっていますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（岡木徳人君）

彼杵児童体育館の横から JR の鉄道橋下までについては、すでに平成 21 年度 124m の設置を完了いたしておりますけれども、その後、平成 25 年度に改めて残りの区間の要望が出ております。そこにつきましては、平成 27 年度に事業化を検討いたしまして、地区の区長さんにも実施する旨通知をいたしております。道路利用者の中で設置についての賛否が分かれている状況が判明いたしまして、区長さんの方にも設置について見合わせてもらいたいというふうな要望もあっているようです。そういったところを受けて現時点まで設置を保留しているというふうな状況です。議員ご指摘のとおり、なるだけ有効幅員を狭めないように工夫をして設置をするように計画をいたしておりますけれども、町道が狭いというところが要因となりまして、車両を対象にした場合に自宅への乗り入れの際に、やはりそこに防護柵が設置されると転回ができないというような状況が発生しているようです。そういったところで関係者の皆さんの調整につきまして、現在自治会の方で調整が行われているというふうな段階ですので、それが整いましたら建設課の方でも設置に向けて再度また準備を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

今の説明を聞きますと、区長さんからは 2 回に亘って要望があり、そして 26 年度の要望を 27 年度に予算化したけれども、町自体、橋ノ詰地区自体がコンセンサスが取れずに何軒か知りませんけれども、作ってくれるなというようなことがあったので、橋ノ詰地区自体が意見の統一が成されていないということで事業化しなかったということよろしいんですか。そういうお話でよろしいんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（岡木徳人君）

橋ノ詰全体ではなくて、その間の道路利用者の中で賛否が分かれているということでございます。詳しい内容につきましては、個人を特定する場合がありますので、そこに支障がない範囲でご説明したいと思います。その町道を通りまして各道路利用者の自宅の方に、いわゆる車庫に車を入れられているわけです。車輪の軌跡自体は道路の上を通っていきますけれども、車輪から外側の部分ですね、前方であったり、あるいは後ろのバンパーであったり、そういったところは回転する際に波線区域まではみ出して転回をしております。そこに防護柵が付きますと、いわゆる障害物になりますので、切り返して車庫入れができないというふうな箇所が、複数箇所発生していることが現地調査で判明をいたしております。当然、道路の安全を考えての対策ですので、利用者においても住民の範囲で受け入れる義務があるかと思っておりますけれども、住民生活に大きく支障を及ぼしますので、その調整について現在自治会の方をお願いをしているというふうな状況で保留している段階で

ございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

そしたら役場としては、ある程度の予算事業化の検討をしているけれども、やはり町内の方で、利用者の方で1軒か2軒か知りませんが、そういう方がまだちょっと反対をされているところで、実施にも至ってないということで理解してよろしいんですね。それでは、スナックさんの横には、実際人が落ちたということで現在きちっとブロックでしてあります。しかし、先ほど登壇でも言いましたように、あそこは雨の日とかはひどいでもんね。それとか見えなくなったり。そして一番私が心配しているのは、гент川川の幅がちょうど軽自動車よりちょっと大きな幅なんです。ですから、あそこにもし車が転落したりなんかすれば、たぶん運転手ドア開きません、ひっくり返れば。あの幅はちょうど軽自動車が入るような幅ですから。そしたら雨の時なんか、もし車が転落して、そしたらドアが開けられませんか車の中に閉じ込められるような状況が考えられるんですよ、車の幅によっては。ですから、非常に危険ということありますから、できれば先ほど町長がおっしゃったように全面的な暗渠、それをされるのが一番良いんじゃないかと思います。先ほどちょっと事業費が5000万円以上かかるというようなお話をされましたが、やはりそういった、例えば、スナックの所は人が落ちたと。そしたら、あそこは人が落ちて車が落ちて、そういった事故がなければいけないのかというような話になるわけですから、できればそういった事前防止ということを観点からしますと、やはり5000万円ぐらいかかってもですよ、是非、人の命には代えられませんから、そういうことを、是非、私は実施をしてほしいなと思う気がするんです。町長の見解をもう一回お願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

要するに先ほどの課長の説明にいけば、車両が当たるということですよ。ですから、それを当たらないような方法を考えればですよ、転落防止柵も直じゃないものでSがありますので、河川側に張り出すということが可能ならばですね、そういう方法を考えればいつでもやれるんじゃないかと思うんです。現場を見て何か良い知恵がないかですね、予算とにらみ合いをしながら検討してまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

今日はこれで終わります。久しぶりに町長と和やかな一般質問ができましたので、今後もですね、このような和やかな一般質問ができるように。しかし、時には厳しい質問をしたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（後城一雄君）

以上で2 番議員、吉永秀俊君の質問を終わります。

それでは続けて一般質問を許します。5 番議員、橋村孝彦君の質問を許します。5 番議員、橋村

孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

それでは、今回2点ほど質問をさせていただきます。まずは、どぶろく特区と2点目がにこにこはうすの外庭の芝生化でございます。まずは始めに、どぶろく特区を作ろうと題して質問をいたします。どぶろく、すでに皆様ご承知のことと思いますけれども、このどぶろくは古くは平安時代から作られていたという説もあります。日本では古来より収穫された米を神に奉げる際に、このどぶろくを作って供えることで来季の向上を祈願する伝統を残す地域があります。この風習は日本の各地でどぶろく祭り等によって受け継がれております。かつて、日本の農家では各家庭で一般的に製造されていましたが、明治年間に入り酒税法が制定され、どぶろくの自家醸造も禁止されました。そこで、どぶろくを醸造するには、当然、醸造許可が必要となります。その許可を受けることができれば、まず第一関門である醸造製造が可能となります。また、それを販売するとなると種類販売免許が必要となります。まず第一関門である醸造許可を得る方法として、一番手軽で安易に取得できる方法として、どぶろく特区の許可を得ることだと思っております。どぶろく特区の許可を得るには当然、満たすべき要件があります。現状の法的要因を満たすには農家民宿、あるいは農家レストランを営む農業者であること。農業を営む個人、または法人、その同居親族及び法人の組合員等になっております。製造する種類はどぶろくに限ることとしてあります。材料は米、米こうじ、水、原料として発酵されたものであり、こさないものであるとされております。その他、人的要因や場所的要因等もありますが、この満たすべき要因が整い、さらに販売まで可能となれば期待される効果は多くあるかと思っております。まず、本町はお茶だけではなく、米どころとして町外にPRすることもできます。地産地消の推進、及び地産地消の新たな需要の掘起こしによる地域支援の理解が深まるでしょう。現在、本町のお茶農家が勧められておりますグリーンツーリズムによる民泊客、特に外国人方への提供は日本古来の酒文化の発信などが考えられます。また販売が可能となれば貸しと価格は別として町民参加型のビジネスモデルができようかと思っております。また開業資金につきましても、借金をしなくてもいいような小額でできるのじゃないかと思っております。また、営業経費等もさほどかからないかと思っております。小規模投資でできるスケールメリットもできるかと思っております。これまでなかったものを作るスタイルは共感を得て参加者が増える可能性があると思われます。以上のことを鑑み、どぶろく特区の取得、及び販売について町長の見解をお尋ねいたします。

2点目でございます。この学童保育の校庭の芝生化でございます。彼杵小学校はすでに芝生化をされていますが、このことは皆様ご承知のことですけれども、実施までには反対意見等もあり紆余曲折のすえ実現をしたという経緯がございます。現在の青々とした校庭はその効果も実感され、多くの皆様に好評いただいております。現在、学童保育の校庭、庭と言うんですかね、泥の土の庭でありまして、子どもたちが元気に遊んでおります。中には裸足で遊び回っている子どもたちもおります。子どもたちが裸足で走り回ることは心身の発達にも大変良いということで、某保育園等では裸で遊ぶことを推奨しているところもございます。学童への芝生化はこれまで期待する声は度々お聞きしておりましたが、町当局にお話があったのか、なかったのか、なかなか具体化せず宙に浮いたままであります。国の宝ともいべき子どもたちの教育環境は学校に限らず、学校外、特に集団で活動する場合における教育環境は必要かと思っております。芝生の植え付けには時期的なもの

もでございます。望む声と効果があれば早い時期の決断が必要かと思っております。町長の見解をお尋ねいたしたいと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

お答えいたします。どぶろく特区を作ろうでございますけれども、これは私も数年前から宮崎県の高千穂辺りも視察いたしますし、それから南島原市の市町にもご教授願いたいということで今盛んに話をしております、やろうと思っております。是非、やりたいんですけれども、誰がやるかというのが一番問題でございます。もう数年前からそういう取り組みをしておりますけれども、誰一人やろうという人がおりませんので、それが一番課題かなと思っております。幸いに、南島原市でグリーンツーリズムの中で、どぶろくの全国大会が開催をされました。それに、東彼杵のグリーンティーズの代表の方あたりが3~4名行かれたと思うんですけれども、いろんな大会に行かれました、是非やろうという意気込みがありますので、雰囲気としてはそんなことをやろうという取り組みになっております。これは2003年の7月に小泉内閣時代に構造改革特区ということでできたわけでございますけれども、都市と農村の交流促進とか、地域の活性化を図ろうということで目的にされております。最低、特区を作るとなれば、最低の醸造量というのが6,000lですね。一升瓶にして約3,326本という規制が設けられております。したがって、これは農家民宿等を営む農業者ということで決められておりますので、当然そうであれば販売もできるわけでございますので、是非、特区を取ってもらってですね、こういうことをやってもらえば本当に地域おこしになるんじゃないかと考えております。特に今、法音寺地区、菅無田地区辺りには酒屋さんの杜氏の方もいらっしゃいます。非常にそういうことに長けておられますので、そういう方にも話をしております。なかなかそういう特区まで取ってやりたいという人はいらっしゃいません。地元では自分でどぶろくを作っている方がかなり東彼杵町にいらっしゃいます。これは販売しなければいいんでしょうけれども、自分が作って飲む分は特に規制はあるのか、ないのかわかりませんが、かなりの方が飲んでおられます。そういうことで、今、民泊あたりもそろそろやろうということで今グリーンツーリズムもされておりますので、是非、どなたかやってもらえば町も全面的に支援をしてまいろうと思っております。

2点目の学童はうすの、にこにこはうすの芝生でございます。これははっきり言いまして後の管理をしていただければやってよございますけれども、管理を誰がやるかということであります。彼杵小学校が当時の校長先生と住民の方が匍匐型のあまり費用がかからないことということで、役場には迷惑をかけないというような話もありまして、Vファーレン長崎かどなたかのあれで、匍匐型、上に生えないような芝生ということで、皆さんで管理されればいいでしょうということでされたと思います。しかし、卒業されて保護者がいなくなれば町がしなければなりません。そしたらかなり厳しゅうございます。本当は本来ならば芝生というのは、私が目指す芝生というのは、庭園みたいな芝生はいいと思います。子どもたちにやっぱり裸足でというならば匍匐型の管理がいないような芝生になれば問題ないかと思うんですけれども、問題は維持管理です。これ全部認めますと、どこでもどの学校でもしなければなりません。だから、今彼杵小学校でも60~70万円ぐらい経費がかかっていると思います。本当に裏切られたではないですけども、子どもたちには環境良いわけ

ですけれども、町の負担はどんどん増えていくものでございますので、なかなか良いですよというわけにはいきません。だから自分達がされる分については全く問題ないわけです。学童保育ですので、経営されるNPOの方がされるとなれば、確実になってもらって撤去までと考えていただければ問題ないかと思うんですけれども。誰がやるかで一番、もちろんさっきの問題も一緒ですけれども、そういう活性化というのは誰がやるかではないかと思っております。したがって、そういう人材を育成するのが一番大事かなと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

まず、どぶろくからいきますね。先ほどのお話では、やろうと思っているということでございますので、そういうことであれば結構話が早く進むのかなと思っております。要するに、やる気ときっかけとやる気だと思うんですよね。先ほど法音寺、菅無田方面で今作っておられる方がいて飲まれているという話ですけど、実は本当は醸造自体が禁止されているんですよね。ですから、これはあまり公で言わない方がいいのかなと。あの方達は飲むために作っているのではなくて、技術の継承のために作ってあって、それが余った分をちょっと試飲されているという受け止め方を私はしていますが、そこら辺のちょっと誤解のないようにしていかないとやばいのかなという気がしています。

どぶろく特区を先ほど言われたように、長崎県でも4か所程やっておられますよね。佐世保の佐世保よかもんリキュールとか、先ほどお話の南島原ですね、それと対馬、壱岐。私が調べた範囲では4か所ですけども、ここもそれぞれ楽しみながらやっておられると思うんですよね。ですから、先ほどおっしゃった構造改革特別区域というのは要するに許可は免許を緩和することだというふうに考えられますので、これは当然そういう申請があって条件を整えば許可は、製造の許可は簡単に下りようかと思っているんですよね。要するに先ほど言われたように誰がやるか、手を挙げるかというのが正にネックだと思っております。ですから、今仮に技術の継承をされといて、どぶろくを作っておられる方達が合法的に且つ楽しみながら飲めるというふうな条件を整えばメンバーは私ね、すぐ集まるのかなという気がします。そこでやっぱり町のフォローというのが必要なのかと思っておりますので、そこら辺についてのメンバーが集まった後のフォロー、そこら辺については何かございますかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはまちづくりの一環でございますので、そういう方がもしいらっしゃって、例えば、まず南島原市の市長にもお願いをしております。一度そういう方の所に視察あたりにまず行って、行きたい人は手を挙げてくださいということで一緒に行って、そして、そういうどぶろくを作ろう会か何か知りませんが、そういうものをサークルを作ってですよ、その中で支援をしていただいて商品化、特区を取るということでやっていけば一番良いかなと思っております。それと、ちょっと私間違ったことを言っておりますけれども、そういう免許を取った場合には6,000あたりが、規定が適用しないこととなりますので、ちょっと私も言い忘れましたが、そういうことござい

ます。やりたい人が集まって、まず視察あたり、まず協議会あたりを作るとか、そういうのが第一かと思っております。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、橋村孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

今、技術の継承というか、そういうことでどぶろくを作っておられる方がいらっしゃると思いますよね。例えば醸造許可が下りたらば、その場所での販売は販売許可がいらないらしいです。ですから例えば、自分達だけで飲みたいという方がいらっしゃるのであれば、私はそこに参加すればそういう望みには答えることができると思うんですよ、そういう方達に対しては。やっぱり私が言いたいのは、もちろん先ほど話したまちづくりの関係もございませけれども、やっぱり販売までいきたいんですよ、販売まで。いったらやっぱり本当の、いわゆる PR するのはまちづくりになるんだろうかと思っているんですけれども。ちょっと町長にお尋ねですけども、OEM 生産という言葉はご存知ですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ちょっと分かりません。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、橋村孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

これビジネススタイルの一つなんですけれどもね。身近な例でいいますと、私、軽トラック持っていますよね。軽トラックは日産のマークが付いているんです。ところが車体もエンジンも実はスズキなんです。要するに委託生産ということなんです。いわゆる他所で作ってもらって自社ブランドで販売できるというのが OEM 生産という定義なんです。それを仮に活用するということになりますと、例えば、既存の酒造会社辺りに頼んで彼杵ブランドで販売することができる。そういう方法も実はあるんですけど、それについてはどのようにお考えですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農家民泊を営むような人を目指しておりますので、それを酒造業者に頼んでしまえば、それは普通のお酒ですので、それはあんまり魅力ないと思います。ですから、自分の所でやっぱり作るというのがいちばん農家民泊の、自分のお米で、そして自分の家で作って、そして農家民泊で販売をする。そして、余ったものを道の駅とかいろんな商店に販売するとか。それが私は一番と思いますね。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、橋村孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

私もそう思っているんですよ。ですから、それではやっぱり面白くないなと。やっぱり自分達で作ってね、そして販売まで持っていける。ではそこで考えられる方法としては、製造許可と販売許

可を取ることなんです。ですから、これも条件さえ整えば私不可能ではないと思っているんですよ。さっきおっしゃったように、まずメンバーが集まるか、集まらないか。そこら辺は私は集まると思っております。ですから、例えば先ほどおっしゃったように、まちづくりの交付金等もありましょうし、ここで起業家支援補助金等もありますし、そこで作ろうとすれば、そう大した設備とか資金等もいらなくてできますから、やる気さえあればできるような気がします。もし、それができるとすれば、お米の消費拡大にも繋がるし、それだけではなくて、その酒粕で漬物あたりも作ってできますから。これはそうすると当然、農家が主体となるんですから農家さんの収入アップにもなりますから、是非、そこら辺についてご検討いただいて、例えば、農家が作るようになりますとね、農水省の六次産業化補助金等もあると思うんですよ。ですから、そこら辺はこれから調べてもらえばいいと思います。是非、研究いただいてでききるような形で私もできる範囲では、その話を皆さんに勧めていきたいと思ってまいりますので、そこら辺についてはよろしくお願いいたします。

次、にこにこはうす学童の芝生のことです。確かに、おっしゃるように後の管理が一番大事だと大変だということは常々聞いていますし、後、学校においてはやっぱりどうしても保護者の協力ができない。ですから、確かに芝生に係わるときは私もかなり係わっておりましたので、そこら辺の担保がすればいいよという教育長さんあたりのお話でしたから当初はできたんですよ。ところがやっぱり保護者の年代も代わって自分達の代はないです。そうすると、やっぱり子どもさん達においては勉強がありますからそっちがメインになりますので、子どもさん達にさせるわけにはいかないし、保護者さん達にもそういうことはなかなか厳しいということで、そこら辺が少しネックになっているんじゃないかなと思います。あと、にこにこはうすに関しましていきますと、芝生はテフトンというんですけれどね、あれは非常に管理が簡単で芝刈りも夏場ぐらいに必要でしょうけど、問題は水遣りなんです。夏はね。だから、水遣りは子どもたちにさせれば、学童ですから義務教育の範囲ではないですから遊びながら楽しくやろうかと思っておりますし、あとの経費の部分ですよ。確かに小学校に関しては60~70万円と言われましたかね。かかるということでしたから、あとはね、水と肥料と思うんですよ。水あたりについては減免措置をすれば何とか出来るかと思っておりますし、維持管理についても保護者とか子どもたちと一緒に遊ばせ、そういうことができれば私はそんなに経費もかからないし、植え方も子ども、あるいは保護者の協力を得る、そういう手法がありますので、是非そこら辺につきましてはやっていただきたいと私は思っています。そして、図書館とこっちの方のバスあたりの事務所の中に町営バスの車庫がありますけども、その下に何と言いますか、土管があるんですよ。そこがね、あそこの外庭の土が全部流れてすぐ詰まるわけですよ。だから、あそこはちょっとした水でも溢れて長靴履いて行かなくちゃいけないという現状がありますので。あそこら辺の芝生にすればそこら辺の土も流れませんし、今もかなり詰まっている状態でちょっと水が降れば溢れるような状態ですので、そこら辺も考えながら前向きにやっていただければと思っています。そこら辺がクリアできればね、やっていただけるのかなと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これで5番議員、橋村孝彦君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。20分より開会をいたします。

暫時休憩（午前 11 時 11 分）

再 開（午前 11 時 19 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。次に 9 番議員、大石俊郎君の質問を許します。9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

今回は通告しておりました 2 件について町長のお考えを伺います。まず最初に、今、里郷で建築中のお試し住宅整備工事の進捗状況等について伺います。このお試し住宅整備工事は、昨年 9 月の定例会における一般会計補正予算によって委託料 500 万円、工事請負費約 2000 万円の予算が組まれました。今月末 31 日完成を目指しております。このお試し住宅は、町外の方に一定期間住んでいただいて町内への移住促進を図り人口増を狙うものと理解をしております。

そこで質問です。設計業務委託の指名業者を選定された時期と指名された業者は何社あったのか教えてください。2 丁目、設計業務委託の指名業者を決定された時期と業者名を教えてください。3 丁目、工事請負の指名業者を選定された時期と指名された業者は何社あったのかを教えてください。4 丁目、工事請負の指名業者を決定され、入札要領等の説明をされた時期はいつだったのか教えてください。また、入札に参加された業者は何社あったのか教えてください。5 丁目、工事請負業者を決定（入札）された時期はいつだったのか教えてください。6 丁目、完成後の管理要領及び利用規定は完成されているのかどうか。これは結論だけで結構です。イエスカノーかだけで結構です。詳しい説明は不要であります。

次に、平成 28 年第 4 回町議会定例会一般質問（まちづくり支援交付金）における関連質問であります。まず、まちづくり支援交付金交付要綱について伺います。審査会における見直しの必要性について、必要性を持っておられるのか、持っておられないのか。またその理由について簡潔にお伺いしたいと思います。

次に、第 2 条第 4 項に定めてある団体とは 5 人以上で組織しとあり、また、まちづくり推進条例第 2 条には町民等とは町内に住所を有する者、町内に勤務する者、又は在学する者、自治組織及び町民団体等とあるが町外の方でも町民等に該当するのかもしれないのか。これも該当するかもしれないかだけで結構でございます。また、5 人以上で組織する団体は町外の方でも緩くして、すなわち OK という 12 月定例会での答弁でありましたが、その考え方は今でも変わっておられないのかどうか伺います。これも変わった変わってない、結論だけで結構でございます。

次に、第 4 条に定めてある交付対象事業に、営利目的が絡む事業が対象となり得るのか。これもなり得るのかなり得ないのか、結論だけで結構でございます。

次に、第 5 条別表 1 に定める事業推進費（ソフト事業）。特に、経費区分の旅費に、大人や子ども等の事業参加費、すなわち交通費も含まれるのか。これも含まれるのか含まれないのか、結論だけお答えください。

次に、第 5 条別表 2 に定める施設整備費（ハード事業）に定める工事費に、既存倉庫等の改修費は含まれるのか含まれないのか。含まれるとしたらその理由は何か、簡潔にお答えください。

次に、補助金等交付規則について伺います。特に、第 13 条実地調査にこのように定めてありま

す。町長は、必要に応じて補助事業等の遂行状況を実地に調査することはできる。こういうふうに定めてあるのを、県が定める「小さな楽園づくり交付金実施要綱 9 条（現地調査）」の表現、すなわち県は事業の適正な執行を確保するため、原則として現地調査を行うものとする。この表現、すなわち調査できるという表現から原則として現地調査を行うものとするという表現に改正される考えはないか。これも結論だけお答えください。

次に、12月の定例会で調査すると答弁された団体の調査結果等について伺います。赤木の棚田と自然を守る会（27年度、28年度のソフト事業、ハード事業）の調査は、いつ誰が実施されたのか。調査結果の内容について簡潔に教えてください。次に、菌ちゃんいっばいふやし隊（27年度、28年度のソフト事業、ハード事業）の調査は、いつ誰が実施されたのか。調査結果の内容について簡潔に教えてください。最後に、ミエルカソノギ（27年度、28年度の事業）。これはソフト事業でございますけれども、この調査は、いつ誰が実施されたのか。調査結果の内容について簡潔に教えてください。登壇での質問は以上であります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは大石議員の質問にお答えいたします。お試し住宅設備工事の進捗状況でございます。これにつきましては、(1) (2) (6) がまちづくり課長、(3) (4) (5) につきましては、財政管財課長から説明をさせます。

次に、2点目の第4回の定例会一般質問における関連質問ということで、まちづくり支援交付金要綱について伺いますと。審査会における見直しの必要性はということでございますけれども、見直しはいたしません。2点目の用語の定義と言われましたかね、これはもう少し具体的に質問していただければいいかなと思います。それから交付金対象事業、営利が絡む問題ですけれども、これはあり得ます。対象となります。それから次のソフト事業、これちょっとよく聞きづらかったんですけれども、交通費の何とかおっしゃいましたけれども、もう少し詳しく教えていただければ。それから、オのハード事業。これは倉庫が該当するのかという、倉庫の改築が該当するのかというご質問ですね。これにつきましては、このふるさと支援交付金を作ったときに、各地区に34地区、歴史を申しますと、34地区にお金を全部交付いたしまして何でもいからということでやり始めました。そしたら、その時に1週間してエアコンとか、他のですね、例えばあまり考えなくて録音機を買うとか、いろんなあれがあったもんですから、ちょっと待てということで単なる維持管理というときは駄目だということで、そういう捉え方をしています。したがって、倉庫も活性化を図るための改修は認めるということでその当時しています。その時、議員さんもおられた方もいらっしゃると思いますけれども該当します。だから、そのままの建物を単に何もしないでそのままというのはあり得ません。それは関係ございません。古民家再生等事業もいわゆる事業の中で捉えておりますので、活性化があればいいということで捉えております。それから表現ですね、現地調査ですね。これは現行のとおりでございます。

3点目の調査するとあります。いつ誰がということでございますけれども、これは定例議会後、まず12月28日にこういう調査をしたよという回答と、それから税務課長、前担当の松山課長、それからまちづくり課長の高月課長が私に報告をいたしております。そして、私も調査を併せてさせて

いただいております。それから町民課長と財政管財課長の二人につきましても、調査をさせまして、これは平成28年の12月16日から26日にかけて3つのア、イ、ウの事業等について調査をされております。それで、その結果を私に持ってきてまして、その後は幾度となくいろんな協議をしまして、調査と言えば調査でしょうけれども、そういうことをいたしております。

そして、その私が答弁を保留いたしておりました件につきまして今から説明をしたいと思っております。これはご質問の順序でいきますので、若干、事業が前後する場合がありますかも知れませんが、まずは粉砕機ですね、粉砕機の貸し出し。これは議員が指摘されますように、事前に町長に承認を得てからではないとこれは駄目だと考えております。しかし、これは即そこで駄目ということではございません。これは国等とか会計検査員とかの指導等もございまして、もしそういう問題点があれば、そこで一旦行政指導をします。全てにおいてですけれども、行政指導をいたしまして、それでも行ってもらえない場合は返還ということがあり得ます。その時のケースバイケースで変わろうかと思うんですが、いきなりこれが駄目ですよと、違反しているからお金を返しなさいと。そういういきなりということはですね、町民の皆さんです。だから、例えば税金の滞納があります。1円でもあったらいきなり差押さえするかということではできませんので、まずは督促をして、そして円満にあとで払っていただく、そういうことであります。だから町民の方、いわゆる他の町外の方もいらっしゃるかも知れませんが、行政はそんなに強くは強権的にはできませんので。全て補助金交付規則あたりが決まっているから、それにしたがっていないから違反だということは直ちには言えませんですね。だから、そういうスタンスで常に行政指導を加えながら、もちろんそういう従っていただけない場合は返還ということもやむを得ないかなという考えでやっております。そういうことでいきますと、これは現場に赴きまして、担当課長が行っていると思っておりますけれども、農林関係の事業でも一緒です。いろんなリースの機械あたりを補助事業で買って、そしてそれを貸し出しをします。その場合はいろんな規定を組み合わせながら許可をするような方法があります。だから、国の事業等も県の事業等もやっておりますので、これは町の方も申請があつてどのくらいの金額にされるか、その辺の協議は承認が要ります。そこら辺のことをするようにということで事業主体には具体的な場面を想定しながら口頭で指導を行ったということで報告をいただいております。

次に、東彼杵情報交差点文ブンという会がございましてけれども、これの指摘があつております。議員がおっしゃった店員の方から聞いたとおっしゃいましたけれども、できましたらこの店員の方がどなただったのかですね、教えていただければ一番いいかなと思っております。何というお店だったのか。

○——△——

——△——△——

いやいや、これは私が一般質問をして保留した分ですよ。

○——△——

——△——△——

いや、聞いてない、私が報告しないとイケないですよ。ちょっと待ってくださいよ。私が一般質問で全て答えられなかったから、今回の一般質問の答えをするわけですよ。もちろん質問していることはあるかも知れませんが、私、回答してないんですよ、一般質問で大石さんに前回。全部ほ

とんど保留しましたよね。だから、今回、今説明しているんです。

○——△——

——△——△——

いやいや、質問がありまして、そして私が回答を保留しました。ハーではなくてですよ、それはもう事実ですよ。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 36 分）

再 開（午前 11 時 40 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り再開をいたします。ただいまの件につきましては、どうしても執行部の方からご説明をしたいということであれば、その分時間を除きます。それで回答を許可します。町長。

○町長（渡邊悟君）

8 点ですね、積み残しがありますけども、そのうち関係しない 3 つ以外の分から先にさせていただきます。これは、赤木棚田と自然を守る会の調査結果ですので全部入ります。ミエルカだけが外れるわけですね。すみません、ミエルカではございません。文ブンだけが外れるわけですね、わかりました。それでは説明いたします。

粉砕機につきましては先ほどのとおりでございます。それから総合的に言えることですが、同じ代表に 3 件の事業を集中しているということでありましたけれども、これはそれぞれのまちづくりのために行う事業でございます、代表者が同じ人であっても構成人は別なんです。たまたま代表が一緒というだけで、そういうことでございますので、これはいろいろな取組みを支援するという前提がありますので、これにつきましては問題ないと思っております。それから、それで例えばミエルカソノギとか町の魅力発信をやるわけですから、これは情報発信とかが町民の視点でされるわけでございますので、そういう目的でございませぬ。2 つの事業とかは目的や内容が異なるものであり、代表者が同じということをもって交付を制限するというにはならないと考えております。それから、赤木の棚田と自然を守る会と菌ちゃんいっばいふやし隊の事業は二重取りだということでもありますけれども、これは開墾ですね、圃場を整備する開墾。それと土壌改良というのは全く別のものがございます。したがって、これは有識者の審査会でも申請団体の視点とか考えとか手法が違い実施内容も重複していないという判断をされておりますので、これはそういうことで事業主体としては 3 つということではいけるものと考えております。それから菌ちゃんいっばいふやし隊ですか、これはワークショップを盛んに開催をされておりますけれども、これは有機農法でございますので、それに長けた方がおい出してもらっていると思います。そうしますと、それはワークショップを何回されて活動記録もあるわけでございますので、これは正当なものと私は考えます。それから、ウェブサイトで話があっております。これは、見積もりも 2 名には確か依頼をしたと。しかし、1 名がどうしてもおりないということで、下りられたということでございます。これは町民の方にしっかり見積書を取れとかいうのはなかなか難しゅうございます。したがって、

本来そうあるべきと思いますけれども、どうしても取れないという場合もあるかと思えます。幸いにして、たまたまお子様ということでインサイダー的な批判もありますけれども、これは価格を見た場合なんかは非常に安くございます。役場あたりでこういうホームページあたりを頼んだら最低でも50万円とか60万円とか掛かります。そうしますと、それがはるかに安い金額でされておりますので、また町内の業者の方であります。町内の方でございますので、町民の方の利益にもなりますので、これは当然町内への還元とか低価格とか業務の効率性、あるいは非常にこの場合はどちらかと言えば技術的なものというよりも感性のあたりが要ります。捉え方なんか芸術性が非常に高こうございますので、私はこれが一番妥当かなというような考え方でおります。それから、英訳でお母さんがされたというのが28年度事業にありましたけれども、これは確かに内容を聞きますと調べますと、英語のヒヤリングといいますかね、喋る方法とこれを翻訳するというのは全く別のものがございます。当然、文法とかが入ってくるわけでございますので、それはやっぱり専門家ではないとわからないのかなと。それが、たまたまお母さんだったということでされているわけでございます。若干、そこら辺の親子関係というのがあれががありますけれども、これは28年度事業でもうやりたくないということでお聞きしまして、取り下げというような話も聞いております。それは、それで残念だなという気持ちはあります。それから領収書がありますね。公文書偽造ではないかというあれががありますけれども、印鑑が同一というのはですね、この役場の業務ではほとんどそういうケースが多うございます、印鑑を忘れたからということで全部子どもさん申請の分、同じ印鑑を使われるというのは、これは本当は許したらいけないんでしょうけれども。また帰って押してくれと言えませぬので、そういう多々あることでございます。ですから、それは最後の領収書なんかはしっかりチェックをしなければなりません。これは好ましくありませんけれども、やむを得ないかなという感じがあります。それから、居酒屋さんで3000円の領収で飲み食いをしたのではないかということでございますけれども、これもある店ではタダでいいですよ。情報発信だったらいいですよということで写真を撮らせてくれたそうですけれども、このお店だけは、どうしてもお金を貰わないと撮らせないということでお金を出さなければならない。それは取材のための費用でございますので、確かに食べられたかも分かりませんが、それはそれとして領収書を全部貰っているわけですから、それは正当なものかと思っております。

そういう中で結果的にはいろんなご指摘がいただいておりますけれども、悪いからと言ってすぐさま返還ということには結びつかないと思えます。繰り返しになりますけれども、これはやっぱり役場の補助規定あたりにも不備があります。だからこの辺の改善もしなければなりませんし、そして、まちづくりというのは1年で終わるものではございません。例えば、5年、10年かかっただけでやっていくわけでございます。その中間の時点はもちろんあまり能率上がってないかも知りませんが、それはそれからやるわけで、5年経って10年経ってどうかということです。例えば、5年経って成功しないかも知りませんが、10年経っても成功しないかも知りませんが、誰かが何かをやらないと今どんどんどんどん人口減少していきますので、そういう意味でこのまちづくり支援交付金というのは作っております。意外とラフな感じになっております。これを正確に捉えますと他の農業関係の事業の予算とかそういう面に波及しまして、全てが、これはチェックをしなければ、農業関係なんかも意外といろんな事業があります。中山間とか農地・水とか、これをつぶさにそういう視点でやられたらかなり批判がくると思えます。町民の方から怒られます。だから、これは悪い

とは言えませんが、そういう目的が合っていれば私はやむを得ない場合があると思います。それがまず、まずい所があったにしてもいきなり返せと言われません。それはやっぱりしっかり見て指導をしてやるべきだと思います。だから、それにはやっぱり町の行政の補助金交付規則なりを行政ももう少し勉強して、こういう場合はこうだということを言わなければなりませんし、そういう、改正とか補強とか、そういうことは必要かと思っております。長くなりましたけれども以上で終わります。まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

お試し住宅整備工事に係る（1）（2）（6）についてお答えさせていただきます。（1）設計業務委託の指名業者を選定された時期、指名された業者は何社ということですが、設計については大きく2つに分かれております。基本的な設計である整備設計というのを10月21日に起工しまして1社随契です。10月21日に起工しております、これは（2）に絡みますけれども11月22日に決定をいたしております。そして実施設計ですが、これも1社随契でございます。2月6日に起工を行いまして、決定した時期が2月8日に決定しております。業者名については整備設計についてが波佐見町の文吾堂様。そして、実施設計については佐世保市の株式会社イーアーキテクト様でございます。（6）につきましてです。管理運用要領及び利用規定ですが、3月末までの告示予定としております。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

大石議員のご質問に対しまして、町長に代わりましてお答えいたします。私の方から（3）の工事請負の指名業者を選定された時期でございますけれども、1月20日に指名委員会を開催しております。指名された業者は何社かということで、10社を一応指名委員会では選定をいたしております。次の（4）ですが、指名業者を決定され、入札要領等の説明をされた時期はいつだったのかというご質問でございますけれども、それも同じく1月20日に指名委員会の結果を要綱に基づきまして町長に報告をし、同日に入札執行通知を行い1月23日までの設計図書の縦覧を行っております。また、入札に参加された業者は何社あったかというご質問でございますけれども、結果的に2社の応札がっております。8社が一応辞退ということになっております。次に（5）の工事請負業者を入札された時期はいつだったのかというご質問でございますけれども、1月31日に入札を行って決定をいたしております。契約はなお2月3日となっております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

もう一度、まちづくり課長にお試し住宅の選定された時期、ちょっと複数言われたものですからちょっと確認しますね。最初このお試し住宅を設計した、入札のための設計した業務があると思うんですね。この予算書でいくと2通り分かれているわけですね。お試し住宅整備工事設計委託料とお試し住宅整備工事施工管理委託料、この2つに分かれています。今回の最初の指名業者を決めるためには、お試し住宅整備工事設計委託料 227万8000円の方、こっちの方がいい。さっき10月21日、業者数1社であったと。(2)の設計業務指名業者を決定された時期と業者名が複数、文吾堂も上がってきました。もう1つ佐世保の業者さんが。これは私が思うには11月22日というのはどっちだったんですかね。これもう一度まちづくり課長をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

再度ご説明を申し上げます。設計が2つに分かれております。予算書上は設計業務委託と書いてあると思うんですけども、まず2つに分かれております。2つに分かれました理由というのは、お試し住宅が古民家の再利用ということで、そのイメージをお試し住宅として、どういうふうな形でお試し住宅ということで利用するか。特にデザイン的なものについて考慮するために、全体の構想をお願いする整備設計というものをお願いしております。まずその時期ですけれども、10月21日に起工をいたしまして、その後11月22日に決定をいたしております。契約が11月24日でございます。これが整備設計、基本的なお試し住宅を造るための整備設計ということです。その後、実施設計ということで2月6日に起工をいたしまして、その後決定が2月8日、そして契約締結が2月14日となっております。設計が2つに分かれます。なお、施工管理業務につきましては自町で取り組むということで発注はいたしておりません。以上です。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

今、まちづくり課長の方から最初の2社の設計にあたった業者、一番最初の選定された時期が10月21日、1社ですね。それから、またそれを決定されたのが11月22日に決定されて、11月24日に契約された。もう1つの方は12月22日、最終的に2月の8日と。そして、もう一回確認するんですよ。工事請負業者の指名決定されて入札要領を示されたのが最終的に1月23日ですね、これ管財課長の方から。入札決定されたのが1月31日であったということ、流れは。それを受けてちょっと質問いたしますよ。まず最初に、お試し住宅整備の指名業者が1社なんですよね。こういうやり方なんですか、いつも、指名するのが。僕はやっぱりこういうのは複数者5社以上を選定して、やっぱり競争入札すべきだと考えているんですけども、これはどうなんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、議員がご指摘のように、普通の場合は、例えば何百万ぐらいだったら何社とかということで基準が決まっています。今回は先ほど課長が説明いたしましたとおり、古民家再生とってあまり経験がない業者さんがたくさんいらっしゃるんですよ。だから、この文吾堂さんというのが、波佐見町の業者さんだそうですね、非常に経験豊富であるということで是非お願いしたいということで、私のところにも起案があがりました、これは万やむを得ず特殊なデザインでございますので、いわゆる草葺の家みたいなですので、そこら辺のいろんなデザイン性とかを考慮しながら経験がある人、普通の一般の建築の設計ではない方を選ぼうということで選んでおります。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

ソリッソリッソも私の記憶によると文吾堂さんだったですよ。違っていたら訂正してください。そして、私は、何か私の聞いた情報が誤って間違っていたら別ですよ。担当課長はですよ、やはり5社は持っていったそうですね。そしたら町長は1社でいいよ、文吾堂さんにしろよと言った情報は誤りですかね。確認です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういう事実は全くございません。それと先ほどおっしゃったソリッソリッソの千綿米倉庫跡地ですけども、これは文吾堂さんではなくて設計をされたのは大村市の貞刈設計事務所です。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

良かったです。もしそうであったらちょっと具合悪いなと思ったですけども、こういうことで、誤った情報を訂正するのも議員の大事な仕事なので。

次の質問に移りますね。3月4日に、工事現場に行ってきたんですよ。工期完了まで今から数えると3週間ですね。当時3月4日の時4週間。現場の大工さんが3月31日の工期まで間に合うか本当に心配そうに語っておられました。入札の説明が1月の23日、入札があったのが1月31日。それからですよ、落札を受けた事業者の方はそれからいろんな物を発注をされ、やっつけていかれるわけですよ。藁葺ですね、藁葺屋根の職人さん、藁葺の材料の調達、非常に大変だったんだろうなと思っています。そして、僕はこれも間違ったらちょっとごめんなさいという情報なんですけれども、1月23日の入札説明の時、入札業者の来られた方々が、町の担当者、町の担当者どなたか分かりませんが、業者から聞いたんですよ、複数業者から。今年度中に完成出来ないのであれば入札を辞退してほしい、この8社の方に言われて結果的に2社になったと。複数の業者から聞き及んでおりますけど、その情報が事実かどうか。説明された担当課長の答弁を求めます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

この事業がですね、とてもタイトな事業でございます。ですから、言いました。辞退されて結構ですよとはっております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

昨年9月の補正予算で通ったにも係わらず、なぜこのような1月23日の入札説明会になったのか。私はちょっと理解に苦しみますよね。やっぱり、工期に入る人はあと2月と3月、ふた月しかないわけですよ。非常にそういった点でどうなのかなど。業者の方からするとですよ、確かに藁葺職人を調達しないといけない、藁葺の材料もやらないといけない、まず2月、3月でかなり無理があるんじゃないかなと思っていました。これはいいです。次の質問に移りますよ。9月の補正予算の際ですよ、普通の屋根でいいのではないかと質問したんですよ、将来のコストを考えて。その時、担当課長は、まちづくり課長は藁葺屋根ではないと一流の田舎を目指す我が町にとってふさわしくないというふうに答弁されたんですよ。町長もその方針であったということによろしいんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そうですね、この時点では私もやっぱり藁葺の屋根を保存をしたいということで考えておりました。しかし、現場は将来の、議員さんがおっしゃるとおり維持管理高く掛かりますので変更いたしました。説明したのとは違う、いわゆる草葺ではないやつ、鋼板葺の屋根に変えて今施工中でございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

変更されたことは非常に残念です。それはなぜかと言うと、一流の田舎から一步後退するからなんです。しかし、変更いつされたんですか。変更された藁葺屋根からトタン屋根に変更すると今町長が言われました。いつされたんですか、その変更の時期。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後0時4分）

再開（午後0時6分）

○議長（後城一雄君）

それでは休憩前に戻り開会します。町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

先ほどのご質問ですけれども、文吾堂さんと契約が整いまして第1回目の会議の折、1月の折に茅葺の調達が難しいということが工期的にわかりまして、その時点で断念いたしています。以上です。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

それではなくて、何月何日に変更されたのかということを知っているんです。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

すみません、何月何日というのが下の方で施工管理が完成していないものですから。打ち合わせの記録がございます。だから第1回の打ち合わせですので、契約があって1週間ぐらいで契約が終わったら打ち合わせをしますので、その時点で草葺ではなくて鋼板葺に変えようということで合意しております。その時点が変更の時期とっておりますので、ご理解いただければ幸いです。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

それで時期はいいですよ。入札後、2社が入札かけますよね。2社がかけられたその前だったのか、後だったのか。これだけ答えられるでしょう。よろしくお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今お尋ねあっているのは工事発注の前か後か、前ってということですか。これは当然、設計段階です。まだ発注も何もしていません。発注というのは、先ほどたぶん2月の頭ぐらいに発注しているんでしょから、当然、設計段階はまだ10月末か11月でしょうから、当然まだ発注してません。設計段階ですから、そこで変えて設計が1週間とかかかるわけですから、その後ですね。そういうことです。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

それでは少しおかしくなりますよ。聞いたのは工事を後に、茅葺屋根からトタン屋根に変更した

という情報を僕は確かな情報を入手しておりますけども。もう一度聞きます。本当に間違いないかどうか、お願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

発注の時に図面を渡すわけですから、業者さんに。その時はもう麦わら屋根ではないんですよ。麦わら家みたいな形は形です。だからこれは草葺にはしていません。鋼板葺です。これが設計の完了の図面ですので、それは有り得ないことでございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

わかりました。それだったらいいんですけれども。私が仕入れたある業者から貰った図面によるとそうではなかったの、ちょっと確認をさせていただきました。いずれにしても、こういう、要するに私達議員に説明があったのは一流田舎を目指して茅葺屋根を追求されておきながら、やはり途中で議会に説明もなく、やっぱりやられるというのはちょっと具合悪いなというふうに感じます。質問はこれ以上控えますけれども、いずれにしてもそういうことがないように議会への説明責任というのをしっかりやられてください。

次は、まちづくり支援交付金における関連質問に移っていきます。12月の定例会における私の一般質問の最後の町長の答弁をここで思い起こしてみたいと思います。町長はこのように答弁されました。大石議員の方からいろいろ指摘がありましたけれども、私達、会計検査を受けているわけですから、その場合は全てアウトとなりますね、たぶん。他にもですね、時間が終わってから指摘があれば、あとで教えてください。それを含めて調査をいたします。こういう補助金の仕方は私も非常に反省しております。今、決裁段階でどうして1人の人間にあるのか、質問したんですけれども、決裁するときには言ったんですけれども、そういうことが確実にその段階でわかればよかったですけれども、私も非常に残念に思います。したがって、今後はそのような不正があればいつでも私は違法ということで補助金返還を求めますので今後ともよろしくお願いします。大変申し訳ありませんでしたと、このように述べておられました。すなわち、調査をする。補助金の返還を求めます。そして、町長は大変申し訳ありませんでしたの謝罪の言葉。この3つの言葉、私は心打たれると共に大いなる期待をしました。多くの町民もまたそうであつたらうと思います。そのことを前提に質問をしてまいります。

まず最初、質問第1、12月定例会での審査会に関し町長は3つのことを述べておられました。審査会ですよ、審査会4名の方は素晴らしい方ばかりであると。2つ目、現地視察の必要性がなければ行かれないと。3つ目、町長自身はこの審査会には介入してないと。この3つのことを言っておられました。しかしながら、結果はいろんな問題、町長は問題点なかったという先ほどの答弁でありました。私達、特別委員会、明日調査報告ありますけれども、やっぱりたくさん問題が出てきたと思っております。このような審査会のあり方が機能せず、今回のような問題点を未然に防止できなかったんじゃないかなと私は思っているんですけれども、町長はどういうお考えでしょう。審査会をこのまま今年度と同じように来年度もやはりされるのか。あるいは変更されるのか、見直され

るのか。これのところの見解をお伺いいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

審査会の4名の方は議員がおっしゃるように本当に長崎県内ですね、他の他市町の審査会とか委員あたりもされておられますので素晴らしい方です。だから審査会にはですね、全く駄目だということはありません。私がお願いをいたしました審査員ですので、是非、今後も続けて欲しいと思います。しかし、いろんな人事等ともありますので、もしかしたら代わる可能性もあります。そういう意味で審査会のメンバーは現行のままでいこうかと思っております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

わかりました。

次に、審査会に関する条例、規則、交付要綱。この見直しの必要性についてどう考えておられますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

条例は、これはまちづくりの条例というのはございません。推進条例というのはありますが、基本条例は、これは特に大きく変えるということはないんですが、要綱あたりがやっぱり。それから大きいのが補助金等交付規則というのが東彼杵町にはあります。これは、東彼杵町のあらゆる補助事業を網羅しておりますので、これはあまり触ったら変なことになりますので、それぞれ要綱で、ある程度絞ることを考えていかなければならないかと思っております。この見直しあたりをやったりするべきだと思います。それと今回一番残念に思うのが、履行確認なんです。条例云々ではなくて、現地調査はもちろん必要なんですが、最後の検査をしっかりとやるべきだと思います。そうしてそこで問題点が発生したら、例えばその時点で、これこれ然々で問題点があるから行政指導をして、そういうことがないように。おっしゃるように血税でございますので、是非、有効でやって欲しいということをつけ加えるべきだと思います。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

検査の方はしっかりやっていきたいということに期待をしたいと思います。

次の質問です。交付要綱第2条及びまちづくり推進条例第2条について質問をいたします。

まず、まちづくり支援交付金交付要綱第2条第4項に定める団体の定義を5人以上で組織しと、今なっているんですね、5人以上で組織し。それを、その要綱を5人以上の、次の文言を入れる考えはないか、町民（町外の方を除く）で組織し、改正される考えはないかどうか、改めてもう一回聞きます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、作ったのは24年です。すでに5年になろうとしているんですけども、手を挙げる方が少ないんですよ、町内の方が。全くと言っていいほど希望がきません。だから、流れといたしまして町外の方を入れてやっていこうと。町外の方でも良いじゃないかという協議をいたしまして、町外の方でも良いよということでやっておりますので、しばらくはこれもやっぱりやっていきたいなと思っております。そうしないと、町内だけだったらノウハウを持っている方がいらっしゃるんでしょうけれどもなかなか手を挙げていただけません。ですから、町外の方の力を借りながらやった方が一番良いかなと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

町長の考えは、規則は町内の人とあるけれども、手を挙げる人がいないからその規則は目をつぶって、目をつぶって見ないことにしてやろうという、こういう答弁でよろしいですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういう意味ではなくて、ノウハウを持った人。町内の方を主体として、本当はしたいんですよ。事業主体の責任者は町内の方で、町内の事務局を持っていて、それに足りないところを町外から、そういう長けた方を入れてやろうというのが一番の目的なんです。そういう意味で、どうしてもそれでも応募者あたりがあまりいなくなれば、町外の方も。例えば、転入して来られてもまだ住民票は移さない。しかし、やりたいという方もいらっしゃると思いますので、そういう方を。あるいはノウハウをもらうために町外の方を入れた方が私は良いと思うんですよ。だから、議員さんも今回の調査をされて、いや、町内に限ったが良いと、今意見があっただけでも、それではなかなかまちづくりができません。本当にやろうと思えば私はフリーで本当はやりたいんです。しかし、それはいろんなご批判があっただけ、全て町外の人にお金を交付しているという意見も聞きますので、それが非常に残念で。本当は町民の方にやって欲しいんですよ。だからそれを何とかしよう何とかしようということではいろんな人材育成あたりをやりながらやっていこうとしております。これがいろんな意識が浸透しまして、町内の方がいっぱい出来るとなれば、一切町外ではなくて町内オンリーでいけると思います。そういう考えです。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

それで、少しなにか理解できたような気がしますよ。特別委員会の時に前担当課長はこのように述べておられたんですよ、私の質問に対して。大石議員の条例規則の中には確かに言われるとおり町民と書いてあるのだけれども、町外の方の人は駄目とは書いていないんですよ。だから町外の人も良いんですよ。こういう答弁をしておられたんです。この答弁について、この答弁、町長どういう感想を持っておられますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

課長が答弁したのは、上位の条例があつて書いてありまして、要綱では書いていないということでありまして、これがやっぱり運用的にやったんでしょうね、考え方が。私は町外でも良いという考えをしております。基本、さっき言いましたとおり、誰かが町内の方がいらっしゃって一緒にやったほうが良いんじゃないかという話をしておりましてけれども、これはたぶん条例あたりを改正しなければならないと思います。全て良いですよという言い方を、考え方をしております。これは不備だったと思います。これはそういうのは全く、今は該当しないかもわかりませんが、私は課長とは若干違ひまして、全て町外の方もオッケーということで当分の間はやらせて欲しいなという気持ちでいます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

町長の答弁は、推進条例ではそこまで書いていないと言われたんですけども、やはり条例とか規則とか、交付要綱に定めてある規則に、やはり私達は、特に町の行政を預かる人は、その規則に基づいて行政をやっているかないと、その規則条例をこっち置いておいて、甘くして緩くしてやっていくということになると、ちょっとこれで本当にこれからの行政、都合の悪い行政はちょっと変更してやられていけるのかなと。ひとつのことを捉えて全て万事がそうやって広がっていかないのかなという懸念を持っているわけですよ。まずこういうことであれば、やはりその前にそういった条例とか規則とかを速やかに改正をされてやらないと、これは行政をやるものとしてあるべき姿ではないと私は思いますよ。そうしないと何を根拠に行政をやっているのかということになってまいります。

次の質問にいきます。登壇の時の質問に町長も答えられたんですけども、もう一度改めて聞きますね。交付対象事業に営利目的や絡む事業が、平成27年度、28年度事業に見られたんですよ。そうしたら町長は営利目的も絡んでも良いような答弁をされました。本当にそれで良いんですか。営利目的が絡むものが、絡んでも良いんですか、今後も。そういうふうに私の答弁に対して、登壇時の質問に対して答弁されたんです。書いています、記録に。それで良いのかどうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

交付対象事業とありますよね、交付要綱の中で。地域の活性化に取り組む事業、地域の課題とかありますけれども、環境づくり、健康づくり、コミュニティづくりとありますけれど、これはそれぞれの事業があるわけですけども、特に地域の活性化ということは営利が伴います。これは農業とか商業とか全てですよ。儲かってもらって税金を納めてもらうというのがまちづくりのシステムですので、それはそうします。それから健康づくりあたりも、これも営利ではないですけども、逆にそういう事業を組み立ててやった関係で医療費が下がると。そうしたら健康になると。そうしたら間接的に医療費が下がるわけですから、それもどちらかといえば、大きな意味で営利なんです

よ、経済なんですよ。だからそういう意味で考えているんです。特に、営利と言われれば稼ぐことです。まちづくりの基本は稼がなければなりません。ボランティアではできません。だから稼ぐために必死になって、1年ではできません。それを3年4年5年10年かかってまちづくりをやっていくプロセスでございますので、そこで儲からなければいけません。ですから、1年では結果はできません。これがまちづくりと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

確かに、交付要綱には先ほど町長が言われたように、地域の課題が5つ載っています。しかし、交付要綱のもっと基になるまちづくり推進条例。推進条例の基本原則、第4条の(1)項に、公益的なまちづくり活動に対する主体と。公益的なんですよ、公益的というのは営利事業ではないんですよ、公益的というのは。違いますか。ここのところをちょっと。私は町長の今の答弁と、私が先ほど言われた環境づくり、健康、活性化とかいろいろ事業は5つぐらいありますけれど、その前に公益的なまちづくり活動というのが前提になければいけないと言っているんです。儲かることをやっていたら、例えば、だからこういったことが、私が今から言いますよ、私は3つ疑問を持っているんです。確定しているわけではないから言いますけれど、赤木の棚田と自然を守る会で農機具の有料貸し出しがありましたね。これは正に営利目的ですね。それから異年齢交流会思案橋。すなわちこれは彼杵宿通りの活性化ということで試食会を数回やられました。町の、壇上におられる方も試食会に参加されていました。しかし、結果的にちゃぶ台三葉に繋がって行って、これは営利目的だと私は認識しておるわけですよ。それから、長咲プロジェクト協議会。すなわちこれはソリッソリッソを拠点とした事業なんですよけれども、これも、中に入っている3店舗に、昨年度2000万円でびしゃっとできましたけれど、その後、今年度300万円、あるいは町の交付金として20万円交付されているけれど、ああいうことは結果的にソリッソリッソの中に入っている3店舗のPR事業、コマーシャル費用、こういったことになっていっている。これは営利目的ではないのかなと思っっているんです。いずれにしても、いずれにしてもどうかと。やはり営利目的と公益的な事業は区分していかないと非常に難しくなっていくんじゃないかと。では営利目的であってもその町に活性化していると何でも使えるのかなと。こういうふうになっていくと際限もない話になっていきますと私は思います。

あと数問残っているんで、また残り時間は6月にやるとして最後に結論です。いろいろと質問してまいりました。いずれにしても、行政が綱紀適正かつ公平公正にされて、町民の行政に対する信頼感が醸成されること。やっぱり調査は町がやってはいけませんよ。第三者調査機関がやらないと本当の調査とはならないじゃないかと思っております。

最後に関係規則の改正、こういうことも、町長も検査すると言われましたけれども、よく検討して質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

営利目的というのは、少し考え方が、失礼ですけど議員の考え方が若干違うんですよ。営利目

的というのは、例えば、商工業者の方が商店をされて、そこに補助金が入るといのは営利目的で、そういうふうに補助金をしてはいけないということ。新たに起業をして、管理機を買って荒れないようにしますね。そして農作物を作る。儲かってもらうことですよ。わかります。営利はそうなんです。そういう営利は良いんです。だから、ちゃぶ台三葉も一緒ですよ。店がないのを起業して、そしてそこに雇用を産んで、儲かってもらって税金を払ってもらう。正に公益性ですよ。それが営利目的の営利の捉え方が全く違うと思うんです。それとソリソリソリソ。これは若者の情報発信基地にしようということで、町が波佐見町辺りに負けないように若者に何とかやってくれとお願いをして開業したんです。自分たちのノウハウを出して。今見て下さい、かなりの方が来ています。だから若い人の芽を摘むようなことはできません。あれも営利ですよ。営利で確かに来ておられますけれど、波及効果でいろんな面で、今、東彼杵町のソリソリソリソは人気を得て波及効果が出ています。たぶん他の店とかいろんな所でも利益が上がると思います。そういうことをしないと活性化はできません。

そういうことで、今からも営利をする、儲かってもらうまちづくり、これは言葉は悪いですが、どしどしやっていかなければならないと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

以上で9番議員、大石俊郎君の質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午後0時30分）

再開（午後1時33分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

午前中に引き続き一般質問を続けます。

次に6番議員、立山裕次君の質問を許します。6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

それでは登壇しての質問をいたします。移住・定住に向けた現在の成果と課題、今後の対応策についてということで、現在、東彼杵町では定住支援策として、持ち家奨励金、出産祝い金、保育料の軽減、就農支援等たくさんの事業があります。また、夏休みには田舎暮らしプロジェクト事業を実施されています。そこで、各事業の成果と課題、また、課題に対する対応策等をお伺いします。

- 1、28年度、持ち家奨励金制度を使われた全件数とU・Iターンの方の件数(2月末現在)。
- 2、28年度、第3子以降に贈呈された出産祝い金の件数(2月末現在)。
- 3、28年度、就農支援制度による就農件数(2月末現在)。
- 4、夏休み田舎暮らしプロジェクト事業の成果と課題、また、今後の進め方について。
- 5、移住・定住に向けての課題について、東彼杵町で解決できること、県や国と連携しないと解決できないことはどのようなものがあるのか。

東彼杵町の英語教育の現状と今後についてということで、文部科学省では2017年度までに中学校卒業時に英検3級程度以上50%を目指しています。2015年12月の調査によると全国平均で中学

3年生の英検3級取得率は約19%、3級取得者を含め3級と同等の力があると英語教師が認める者が約37%となっています。

本町においても、今年度途中より各小中学校にALTを配置する等、英語教育の充実を図られていますが、今年度の英検の受験者数と現時点での中学3年生の3級取得者の人数と3級と同等の力を持つ生徒の割合、また、今後更なる英語力の強化のための方策等を伺います。登壇での質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

立山議員の質問にお答えいたします。

1点目の移住・定住に向けた現在の成果と課題、今後の対応策でございますけれども、まず1番です。持ち家奨励金制度を使われた全件数ですけれども、U・Iターンの方の件数、28年度は全体で6件でございます。その内Uターンが4件で、Iターンが2件でございます。

2点目の第3子以降に贈呈された出産祝い金の件数でございますけれども、これにつきましては、出産祝い金が12件でございます。

3番目の28年度就農支援制度による就農件数ですけれども、これは1件でございます。

4点目の夏休み田舎暮らしプロジェクト事業の成果と課題、また、今後の進め方についてでございますけれども、今までは改善センターで行ってございましたけれども、ここは一旦見切りをつけようかと考えております。お試し住宅あたりがあるわけで、この辺がどういう使い方になるか今からつめていかなければなりませんけれども、この辺と併せて、何かあるいは空き家あたりがもうちょっとあれば良いかなと考えております。

成果というのは、本町の課題でございます人口減少対策の一環として進めていっているわけでございますけれども、今、田園回帰とかいろいろ言われておまして、田舎に移住思考が非常に高まっておりますので、夏休みの期間とか東彼杵町の生活、自然環境等を体験をしていただきながら移住に繋げていくというのが目的です。これは一般財団法人の地域活性化センター、あるいは公共財団法人の長崎県市町村振興協議会からの助成等も受けられますので、成果としては、定住に至った件数は1件でございます。それから、生活環境については気に入っていただけるものすぐに移住できるような建物とか宅地が限られていくということで、推進上難しい課題があるかと思っております。今後の進め方につきましては、先ほど申しましたとおり、今までのやり方をちょっと変えようかという考え方をもちっております。

5点目の移住・定住に向けた課題ですけれども、これは空き家をまず、空き家がどうかということで27年度に空き家の調査をしまして、90軒空き家があるということでわかりました。28年度にはそれを活用しようということで考えてございましたけれども、なかなかその90軒の調査ができませんでした。ここで一応管理職が全て奮起してくれまして、90軒全てを調査をしてくれまして終わりましたけれども、今からその辺の整理をしながらどういうふうに進めていくかということで努めていこうと思っております。

東彼杵町で解決できることでございますが、持ち家奨励金とか空き家バンクなど定住支援に関する奨励金制度、町の魅力や生活環境を紹介することなどであります。また、今回午前中もでした

お試し住宅の整備等によって、この辺が年間を通して、長期間でございませぬ、短期間のショートステイ的なものになるかと思うんですけども、そういう受け入れが可能になりますので、移住・定住に向けての弾みになるかと考えております。

それから県や国と連携しないと解決できないことは何かでございませぬけれど、これはやっぱりどうしても三大都市圏とかなどの都市住民、そういう方に移住相談会を設けるわけですけど、今、県の方でも移住、交流センターを東京の方で作っておりますので、この辺と連携をしながら、あるいは長崎県と長崎県の全市町が共同出資でつくりました長崎移住サポートセンター、この辺の活用が一番大きな問題になるかと思っております。合同の移住相談会とか、いろんな職業紹介、きめ細やかな就職支援等も行われているということになっておりますので、更に移住施策の推進が可能になると思っております。それから今、地方創生もまち・ひと・しごと創生法に基づきまして、推進交付金はこういう事業にしか充てられないようになっておりますので、時代に合った施策を展開しなければならぬと思っております。

以上で1番の質問については回答といたします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

立山議員のご質問にお答えをいたします。

東彼杵町の英語教育の現状と今後についてということで、今年度の英検の受験者数についてでございますが、英検といいますのは、実用英語技能検定ということで、これは私企業が行っている検定の試験でございます。東彼杵町の両中学校で、平成28年度英検を受験いたしましたのは、両校合計で34名、228名中34名でございますので、約15%ということになります。それから現時点での中学3年生の英検3級取得者の人数でございますが、これは中学3年の英検3級でございますので、両校合計で9名でございます。約11%。3級と同等の力を持つ生徒は22名で約26.5%です。合わせて37%、約3人に1人ということで、全国平均と同じということでありませぬ。長崎県の全体の平均は32.7%でございますので、それよりは良いという結果になります。英検の受験者数につきましては、これが私企業でありまして、英検3級を受験するのに2800円掛かります。これがなかなか受験しようという意欲を削いでいるところもあろうかなと思っております。

今後、更なる英語力の強化のための方策といたしまして、文科省でも平成27年、生徒の英語力向上推進プランというのを策定いたしまして、各都道府県で明確な目標設定。例えば、先ほどありましたように英検3級が半分以上の生徒になるようにとか、明確な目標設定公表を要請をいたしております。また、公立中学校におきましては、中学校3年生を対象に全国的な学力調査、今、国語とか算数とかを行っております。全国的な学力調査を平成31年度から、中学校3年生を対象にでありますけれども、実施しようという計画をしておられるようです。その中で、先生方にもこの英検への取組みを大いに推進していただきたいというふうな方針を持っているようでございます。

また、2021年から全面実施されます新学習指導要領、中学校の方ですが、中学校の英語の授業は、原則と言いましょか、英語で行う。授業は英語で行うということが基本で、単語の数も現在1,200語ぐらいの単語を覚えるようになっておりますけれども、これが増えまして1,600から1,800語程度に増えているということでありませぬ。問題は教える先生方の英語力ということになっていこうか

など、英語力と指導力でございますが。授業を実際のコミュニケーションの場面とすることができる英語力といたしましては、英検準1級、あるいはTOEFLという試験があるんですが、これが80点。TOEICが730点程度以上が必要とされています。それを有する英語教員の割合が中学校で28.8%、高等学校では55.4%、約半分ぐらいでございますが、それぐらいしかいないと。今後、更なる英語力の強化のための方策としては、文科省や県教諭の方でいろいろな諸策を講じているところでありまして。そのひとつとして、英語指導力向上地区別研修会などを開催した折に、英検の検定料の助成制度を実施して、外部英検試験の導入を図って、先生方の英語力及び指導力の向上を図ろうとしているところでございます。英語教師に求められる英語力としての英検準1級以上受験料は6900円でございます。6900円の内3000円を補助すると。約半分ぐらいを補助するという形で実施しよう。準1級は現在長崎県では25.9%、約4人に1人でございます。

そういう中で、まだ英検等を1回も受けたことがないという英語の先生が31%ぐらいおられると県の方からは聞いております。そういう中で、先生方に準1級の試験を受けて資格を取ってもらうということを推進していこうとしているようでございます。もうひとつは、長崎大学など外部機関と連携した英語指導力の向上授業ということで、公開授業などを通して授業改善を図ろうと。平成28年度千綿小学校で、英語の公開授業をいたしたところでありまして。県の方といたしましては、他にも英単語表現学習教材を独自に作った。あるいはスプリングコンテストや英語暗唱大会を開催した。長崎キッズイングリッシュチャレンジ授業としてイングリッシュキャンプ、これはハウステンボスで行われましたが、イングリッシュキャンプを中学校1年生を対象に行ったということです。ですが、英語学習にとって最も有効な手段というのは、日常生活から英語に触れることかと思っております。県下に例のない各学校1名ずつのALTの配置をしていただいております本町におきましては、日々身近で英語に触れることができるという点で、大変効果絶大で、各学校からもALTが常駐することで、いつでもどこでも英語を話すことができるようになったと。授業の打ち合わせもいつでもできるので授業がスムーズに進むと共に今までできなかった英会話によるスピーチテストも計画的に行っている。あるいは授業だけではなく休憩時間とか、給食、清掃も一緒に行うため日常会話も英語で行う生徒が増えてきたという感想をいただいているところです。今後とも各学校の英語の先生方や、ALT4名の協力などを仰ぎながら子ども達の英語力の向上に努めて行きたいと思っております。以上をもちまして登壇での答弁を終わらせていただきます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

すみません、聞き漏らしましたので、移住・定住に向けたところの1番の持ち家奨励金制度を使われた全件数が6件で、U・Iターンが4件というお答えで間違いはないですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

もう一度お答えします。全件で6件でございます。その内Uターンが4件、Iターンが2件でございます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

ということであると、持ち家奨励金制度自体は、U・I ターンの方しか使っていらっしゃらないということでもよろしいのですか。現在町内に住んでいらっしゃった方は使っていないということでも間違いはないでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

持ち家奨励金の対象については建替えも対象となりますけれど、現在についてはU・I ターンに分かれたと。その他建替えの場合がなかったということです。以上です。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

私の勘違いだったのかと思いますが確認します。持ち家奨励金制度というのは、町外から入ってきた方だけで、今現在住んでいる方は全く制度がないということですか。例えばの話ですけど、町営住宅に住んでいる方が家を建てる場合は別にあるんですかね。私にわからないものですから、すみません。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

U・I ターン者も町内在住者も、例えば、アパートから町内で新築される場合も該当となります。該当します。以上です。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

ということは、戻りますけれど、アパートなど、町営住宅などに住んでおられた方が、そういう方が使われたということは今年度はないということでもよろしいですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは町内にお住まいの方も該当しますので、今現在ではないということですね。28年度では、今現在でなくて、これからあるかもわかりませんが、今ないということですね。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

そうすると、そこでお尋ねというか提案なんですけど、0件みたいでU・Iターン者以外がですね。U・Iターンに関して言うと100万円から200万円の補助があるみたいなんですけれど、例えば、私が思うには、今現在、東彼杵町に借家と申しますか、空き家を借りている方が5年、10年東彼杵町に住んでおられて、家を取得しようかなとされた場合に、たぶん額がものすごく低いんだと思うんですよね、今の制度でいきますと。ですので、U・Iターンと同等、あるいはそれに近い助成をされたらそういう方も増えてくるのかなと。なぜかと言いますと、定住ということを考えた場合、住宅等に住んでおられる方はいつ外に出られるのか、町外に出られるのかわかりませんので、定住を考えた場合に東彼杵町を選んでもらったと、その方達は、そういうことを考えた場合には、普通の方、言い方は悪いですが、少しは助成金を増やした方が良いのかなと思うんですけれど、町長はどう思われますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町内の方に優先をするということですかね。そういう意味ですかね。

○——△——

——△——△——

町内の方に優先をした方が良いんじゃないかというご質問でしょうか。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

町内の方というか、町内の方で持ち家を持たない方で、その方であってその辺は基準はわかりませんが、5年とか10年、そこはわかりませんが、住んでいらっしゃる方は東彼杵町にある程度貢献をされている方ではないかと私は思いますので、例えば他所の川棚とか大村ではなくて、東彼杵町に残ろうと思われる方は東彼杵町を選んでくれた方だと私は思いますので、そういう方にはできないかという質問です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

申し訳ありません。そういう特典みたいなことで何年居住されて新しく家を建てるとか、そういうこともひとつのアイデアかと思っておりますけれど、一応検討させていただきます。そういうものがあれば、特典とはいきませんが、長く住んでいる人がどうなのか、短く住んでいる人がどうなのかとかありますけれど、その辺を検討しながら、補助金に差をつけて、長くいる人は少し高めとか、差をつけるということで検討はしてみたいと思います。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

今の点につきましては、期間とかは執行部の側で決められて検討を早急をお願いしたいと思います。

次に、一般質問を2月22日ぐらいに出したんですが、その後2月28日に長崎新聞の方なんですけれど、県内移住者が345人で、本年度1月末でということで公表されております。その中で各自治体別で長崎市が53人、平戸市が51人、佐世保市が47人というデータが、上位3つですけれど出ています。東彼杵町もこういうデータが当然あると思うんですけど、わかれば教えてもらっていいですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ちょっと調べますので。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

今でなくても良いです。

今言いましたけれど、長崎市が53人、平戸市が51人、佐世保市が47人なんですね。これは長崎新聞というか県の方の勝手な判断だと思いますけれど、長崎市、佐世保市については就職先が多いと。平戸市が多いのは、費用支援が充実しているからだろうというような分析をされているんです。東彼杵町もどちらかと言うと平戸市に近いのではないかと思うんですよ。平戸市はふるさと応援とかたくさんありますので、いろんなものがあると思うんですけど、そういうところをやっぱり、財政的にある所はちょっと違うかも知れませんが、どういう、例えば平戸市が、どういうところがみんなから受け入れられているのか、そういうことを調べるとか。たぶん執行部も知っていらっしやるかもしれませんが、それは調べてやってもらいたいと思います。町長的に今の私の話を聞いてどういうところがというのがあられば答弁をお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、東彼杵町が始めた頃は少なかったんですよ、転入して来られる方が。東彼杵町はトップクラスだったんですけど、今どこでも空き家が出てきて、ようやく長崎と佐世保なんかは最近増えたんですよ。もっとしなければいけないことを、ようやく47軒ぐらい上がってきたぐらいなんです。平戸はやはりふるさと納税とかそういうものが何十億と金をもらっていますね。十分起業支援とかができます。人口減で平戸も困っておりますけれど、そういうことができるもんですから、やはりふるさと納税のお陰かなと思っております。背景には、もちろん観光地というものもありますので、今、丸ごと平戸というレジャーランドにするような話が上がっております。そういう仕掛けが、財源があってやれるのかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

わかりました、町長の考えですね。

例えば、先ほどありましたけれど、私の質問の中の国や県と連携しなければということで、東京とかにあるふるさと回帰センターとかあると思うんですけど、今、就業先とか勤め先が一番大事ではないかと思っています。今まで考えてきたのは 50、60 代とかになって定年されて田舎に住もうかなという方を誘致されているかなと思うんですけど、30 代 40 代でも田舎とか地方に住みたいという方が増えているということを知っていますので、例えば仕事場とか、企業誘致は東彼杵町、かなり難しいと思うんですね。企業誘致はちょっと難しいんですけど、例えば近辺の大村とか佐世保とかは企業がありますね。そういうところとの連携というのは東彼杵町としてどのような形でやっているのかをお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

例えば、市長あたりとかの話では内々しているんですけど、地方創生でやっぱり東彼杵町は佐世保の広域圏とされておりまして、農業関係は県央ということで大村に入っております。だからそういう面もありまして、先日県北振興局長がお見えになったということで行政報告に書いておりましたけれど、それは佐世保広域圏の話なんですよ、中核都市。そういうことで話っておりますけれど、私はやっぱり大村とも連携をしていかなければならないと思っております。市長とも地方創生の何かできないだろうかということで申し入れに行こうかと思っております。立ち話的なものでいつも話してるんですけど、例えば企業が大村にきますので、もちろん大村はいやと言われるでしょうけれど、企業は大村と、住まいは東彼杵町という謳い文句ができるが一番良いわけです。そういうことができないかなと考えております。今の田園回帰でいけば、農業をしたいという人がかなり多ございますので、できれば農業あたりでも十分やっていけます。基は考え方でありますので、企業誘致も併せながら一緒に検討していきたいと思っております。大いに大村市あたりとの連携が必要かと思っております。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

東彼杵町で解決できることの中には、空き家を調査しているということでそこに来てもらおうかという話だと思うんですけど、ふるさと応援隊、正式な名前は忘れちゃったけれど、来られましたよね、空き家の関係で。その方は今どのような仕事をされているのかお尋ねをして良いですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、どちらかと言えば自分の得意分野で、ディスプレイといいまして部屋の中の整理とかしています。今、お試し住宅の監督になっているそうです。現場監督ということで、工事の監督ではない

です。たまに打ち合わせに行ったりして進捗を見ていくわけで、そういう免許などを持っているものですから、大いに頑張ってもらってやっておられます。やがて、先ほど管理職員が 90 軒の空き家の悉皆調査をもう一回やってくれておりますので、この辺の空き家を借りられれば、例えば、三つぐらいなら三つぐらいを協力隊の人をお願いして、自分でリノベーションの計画を立てられて、そして移住をしてもらうという本来の仕事を、早速、まだ予算ができておりませんが、そういうことを早ければ 6 月かの補正でも協力隊にやるようなことをしながら。もちろん国から助成あたりをもらえればすぐにでもやりたいんですけど、そういうふうにしてリノベーションをしながら得意分野を活かしてもらおうと考えております。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

わかりました。

今、お話し住宅の話がでたんですけど、先ほどの同僚議員の時に、3 月末に詳しく作るという話だったんですけど、6 か月経っていると思うんですよ、9 月の予算の時に上がっていますので。その間建てるだけでその以降のことを考えておられたと思いますので、今現在、例えば募集をいつからとか、どのような形でするのかわかっている範囲で教えていただいても良いですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

今現在の段階ですけれども、5 月に入りましてから正式に施行するというので、4 月 1 日現在では完了するんですけど、中の状況を確認するというので、県内の各自治体の同様の事案を参考にしながら、今、要綱を整備中でございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

5 月から募集といいますか、使う予定でありますけれど、その応募といいますか、使わせくださいという話がない時は、全く使わないという状況なのか、その辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、もし公募をして誰もいないとしますよね。その間は、例えば利用はしてもらって良いと思います、いろんな形で。公募してもう決まれば出てくださいということでやる方法がありますので、やっぱり使っていけば一番良いかと思います。いろんな使い方があろうかと思っております。例えば、明治の民家あたりも 4 月ぐらいからはもうちょっと考え方を改めて、利用を変えていこう

と考えております。ふるさと交流センターの事務所あたりもそちらに移動できないかなと検討しております。そういうことを活用しながら利用していこうと思っております。だから、長く3か月も幾らも、例えば募集期間を3か月とするものか、あるいは即時入居できるように来た人からできますよと。それを2週間で終わるとするものか、1週間とするものか、その辺の見極めを今しています。短期間で出してもら。ある程度長くやってくれと要望があるのかどうなのか。その辺の、他の自治体のお試し住宅等もあります。東彼杵町が率先してやっていますので、事例があるかどうかわかりませんが、他の県もありますので、そこを調べながら利用計画は定めていこうと思っております。とにかく空かないように、利用しやすいようにしていただければ一番良いかと。例えば、里地区の方も利用できるような、何かできないかなとそういうことも考えております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

抽象的な形でちょっと良くわからない。ちょっと確認だけします。例えば、何か団体が集会とか借りたいという時でも借りれますよという私の判断で大丈夫ですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

前提はお試し住宅が目的ですので、補助金要綱は。

○——△——

——△——△——

すみません。私が言いすぎましたけれど、地方創生交付金があります。その辺がありますので、それに抵触しない範囲の中でやれると思います。空いている時は当然使って良いわけです。来られる時は空かさないと補助の目的外ですので、空いている時に使うのは問題ないと思っています。確認をしながら進めてまいります。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

2番の方の英語教育に入ります。

先ほどの教育長のご答弁で英語に力をいれていることはわかりましたが、町単独で、29年度に何かされる予定があるかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

今、国と県のことも紹介をいたしましたけれど、町といたしましては、それらをスムーズに遂行できるようにしていくというのがひとつでございます。もうひとつは、現在、英会話の飛び交う町を目指そうと勝手に決めまして、それを標榜しながら家庭や地域でも英会話に触れる機会を増やすために、4人のALTの協力を仰ぎながら一般向け英会話講座、英語でしゃべらナイト講座というのを月に1回継続して実施していきたいと考えております。今現在40数名の、上は74歳から下は小

学校3年生まで参加をしていただいております。ほとんど休まないで来ていただいているんですが、1か月に1回ですので、1か月前のことは大体忘れておられるというのがちょっと懸念かなと思ったりいたしております。

また、県下のALTとか留学生などを招いて、この前も行ったんですが、インターナショナルデイという国際交流の場を年に2回ほど設定して、継続して実施していきたいと考えているところです。これにつきましては、日曜日開催ですので、小中学生も希望者です。今回は、約60数名小中学生の参加はございました。小学校4年生以上でございましたけれど、行けばよかったという子どもが他にも倍ぐらいいたということで先生方の感想もいただいているところです。

もう1点は、海外派遣研修の機会を、是非、議員さん方にもお願いしたいなと思っております。昨年、オランダ派遣に参加をいたしました8名の児童生徒の最大の感想は、英語の必要性を身を持って感じた。英語が話せるように頑張らなければならないということで、今、各学校で彼らが核になって英語学習に真剣に取り組んでいるところでございます。やはり、必要は最大の母だなということで、これも海外研修の機会を与えていただいた町当局とか町議会の皆様のお陰でございます。英語力の強化のための更なる核づくりを目指して、今後とも海外派遣研修の機会の継続をお願いできればと思っております。

今、両中学校を中心といたしまして、聴く、話す、読む、書くの4技能の発達段階に応じた学習内容で取得しようとしております。授業ではICTとか、あるいは視覚聴覚に訴える教材などが活躍をしているところであります。是非、こういう機会を活用しながら、4人のALT、そして英語の先生方とも協力してやっていければと思っております。ちなみに、毎年県の学力調査、中学校英語、中3。今年度も4月に県の学力調査が行われたんですが、中学校英語では県全体の平均が62点でございました。それに対して、東彼杵町の両中学校の平均は65.4点でございます。これは時津町、長与町に次ぐような素晴らしい成績で、毎年、大体県平均の2、3点上をいっている。たぶん、平成29年度は10点ぐらい上をいってくれるんじゃないだろうかと期待をしているところでございます。英語に関しましては、子ども達も一生懸命頑張ろうというふうな気持ちを持っているようでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

最初の教育長の答弁の時に、生の英語と普段から触れ合うのが一番ではないかというご答弁がありましたけれど、そういう関係で、今、東彼杵町も29年度もあるのかわからないのですが、グリーンティーリズムの中で、ヨーロッパの方から来ていらっしゃるね。その中で、例えば、これは学校とかまちづくり課とか兼ね合いがあると思えますけど、そういう所に、子どもを、中学生とか行ってもらって、30分とか1時間位かなと思うんですけど、そこでちょっとした話とかできるかなと。私達も一回委員会で行きました。片言でしゃべりましたが、全く私はわかりませんでしたけど、そういったことが良い経験になるのではないかなと思うんです。そういうのを考えてはどうかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

大変ありがとうございます。是非、利用させていただきたいと思っております。

先ほど申しました、英語でしゃべらナイトの夜間の一般講座にもお茶の農家の方がお出でになって、そういうふうに外国からお見えになるお客様がいるので、最初の応対ぐらいの英語はできないといけないからということで参加をさせていただいております。逆に、小中学生がそういうグリーンティールイズムの場に行って、親しく話ができるようになれば素晴らしいことかなと思っております。是非、考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

これも最初に教育長が言われたんですけど、英語検定が 2800 円掛かると。会場によっては 3200 円かなと思いますけど、今回受けているのが 34 人ということで、中学生全部が受けたとしても 228 名。これは町の方から、私は補助をして良いかなと思います。年に 1 回。もちろん財源的なものがありますけど、例えばそういうことをして、東彼杵町は、この移住とかに繋がるのかなと思います。英語にもものすごく力を入れているんだよと。変な話、中学 3 年生で 3 級 100%を目指していますと言うぐらいの気持ちでやったらどうかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

今この場で即答は出来かねますけど、是非、そういう方向性になっていただければありがたいなというふうに思っております。ちなみに、英検 3 級の受験は、中学校 3 年生は 34 名中 10 名でございます。2 年生が、なんと 23 名。英検 3 級ですね。もう、中学校 3 年程度の卒業レベルが英検 3 級なんですけれども、この中 2 の子どもたちは、高校レベルの英検 2 級ぐらいまでを目指そうとして、早めに取り掛かっているということでもあります。この実用英語技能検定で、是非そういう形で、お金がないために受験できないという子どもがないように、ちょっと学校とも相談をしながら、また、予算等の協議をお願いできればと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

財源があるかないかということになってくると思うんです。そのことに関して確認をさせていただきたいんですけど、ふるさと応援寄付金というのがあると思うんですけど、東彼杵町もこの 2、3 年増えてきております。その中の使い道、使途の中で、子どもたちの健全育成及び健康増進に関する事業の中で子育て支援があります。それと教育文化活動及びスポーツ振興に関する事業ということでもあります。この応援寄附金が使えるのかどうか確認したいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

適用できます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

適用できるということであると、先ほども言いましたけれど、ここ 2、3 年増えてきておりますし、使っていただきたいという要望をしまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（後城一雄君）

以上で、6 番議員、立山裕次君の質問を終わります。

次に、3 番議員、岡田伊一郎君の質問を許します。3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

先に通告をいたしておりました 3 点について質問をいたします。

まず始めに、地域包括ケアシステムについてであります。重度な要介護状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に受けられる地域包括ケアシステム構築について、県は 2025 年度末までの 21 市町 100%の構築を目指すとしています。このシステムは、町が地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要であるとなっていますが、町の現状、課題と今後の取組みについて伺います。

次に、耕作放棄地等の対策についてであります。就農者が高齢化に向かう中、食を支える農業を衰退させないために、地域の特性や生産者のこだわりを活かした農業の実現で、所得向上をどのように目指されるのか。米の生産調整（減反）廃止に伴う米政策の転換と耕作放棄地解消への具体的な取組みについて伺います。また、千綿女子高等学園跡地の活用については、その後どのようなになっているのか。長崎県との協議状況についてお尋ねします。

3 点目であります。学習指導要領改定についてであります。次期学習指導要領で、小学校 3 年生から 6 年生の授業時間が増えることによる時間割の編成の中で、夏休みや冬休みを減らすか、土曜授業の実施などが選択肢の中にあげられています。2020 年度からは 5、6 年生で英語が教科化され、3、4 年生で外国語活動が導入されることに伴い、授業は週 1 こま分増えることとなります。また、道徳の授業が 2018 年度からは小学校で、2019 年度からは中学校で「特別の教科」に格上げされます。このように授業時間が増える中、児童の集中力の持続や教員の自己研鑽の確保と支援について、どのように考えておられるのか伺います。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

岡田議員の質問にお答えいたします。

まず、1 点目の地域包括ケアシステムでございます。取組み状況でございますけれども、先ほど

地域包括ケアシステムの内容につきまして、岡田議員がお話になりましたので省略いたしますけれども、4事業がございまして、介護予防あるいは日常生活支援総合事業、在宅医療・介護連携推進事業というのがありまして、それから、3点目が認知症施策推進事業。4点目が生活支援体制整備事業というのを行うようにいたしております。

まず、1点目の介護予防と日常生活支援総合事業でございますけれども、これは先ほどおっしゃったように、29年4月から全市町村で実施ということになります。予防給付のうち訪問介護、通所介護について、国の給付事業から町の事業で、地域支援事業へ移行するわけでございます。東彼杵町は、すでに29年1月から移行済みでございます。また、2次予防事業、1次予防事業を廃止いたしまして、介護予防とか生活支援サービス事業及び一般介護予防事業に手続きをしています、よんなっせ事業とかケアマネジメントなどが含まれております。

2点目の在宅医療介護連携でございますけれども、これも30年4月から全ての市町村で実施するようになっております。国が要請いたします8事業等があるわけでございますけれども、その中で主なもののみ説明いたします。

まず、地域の医療及び介護関係者が連携いたしまして、課題の抽出と対応策の検討をいたします会議を開催することにいたしております。これは昨年の、28年1月に1回開催をいたしまして、2回目が今年の2月に、町主催で町民の皆様と関係機関等集まりまして、課題の抽出等に今あたっております。今後も継続して開催する予定にいたしております。それから、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制構築。そして、医療介護関係者の情報共有支援につきましては、先ほど申し上げました推進会議や地域ケア会議の中で検討していくことにいたしております。それから在宅医療介護連携に関する相談支援というのは、相談窓口設置等を要請するものでございますけれども、単独の町で設置するよりも、例えば、郡内の3町と郡医師会との連携で設置した方が非常に効率的でございますので、そういう方向でできないかということで現在模索をいたしております。

次に、認知症の施策推進事業でございます。これも平成30年4月には全ての市町村で実施をする必要がございます。認知症の初期集中支援チームの設置及び認知症地域支援推進員の配置が必要となります。この認知症初期集中支援チームにつきましては、郡内の3町の協議の中で、各町で設置する方向で検討をいたしております。ただし、今後も郡内3町で検討しながら進めていくということで、これは波佐見の方しかサポートをしてくれる医者がいらっしゃいませんので、郡医師会の協力をしながら、先ほど申しましたとおり3町で進めた方が良いんじゃないかということで、現在予定をいたしております。それから、認知症の地域支援推進員につきましては、町の包括支援センターの職員で兼任する方向で研修等への参加を行っております。それから、4点目の生活支援体制整備事業でございますけれども、これも30年4月までに全市町村で実施をする必要がございます。本町では生活支援介護予防サービスの体制を整備するとともに、高齢者等の生活安全確保に係る取組みを推進するために、福祉団体とか区長会、民生委員会、婦人会が構成員となっていただきまして、高齢者のための見守りとか高齢者対策の施策の企画立案をする協議会の設置ということで、現在、平成29年4月からの設置に向け準備中でございます。

それから、耕作放棄地等の対策でございますけれども、最初1点目が所得向上がどのように目指されているのかでございますけれども、これは役場の方で昔みたいに計画を立てて、経済が右肩上がりの時は良かったんですけど、今はもう、なかなか単一の経営は無理でございます。以前から東彼

杵町は複合経営ということでやっておりますので、やっぱりお茶、みかんの専門的農業経営というのはなかなか厳しくございます。今、専門のお茶農家でもいちごを複合でやろうということで、試しに今回 29 年の予算にも上げておりますけれども、お茶と施設園芸という複合的な経営を行うようにいたしております。そしてまた、水稻を主として、果樹とか露地野菜との兼業的農業経営が、近年では本町の農業形態のウエイトが大きく占めてきております。そういう中で農業者の所得向上に向けては、規模拡大とか品質向上とか生産経費の低減等によりまして、低コスト生産等、生産対策はもちろんですが、流通販売対策までを含めたところのシステム構築が重要でございます。そういう意味におきまして、特に、お茶農家などは JA の系統の販売を主としておりますけれども、流通販売等におきましては道の駅で売るという方法もでございます。しかし、道の駅辺りの直販所となりますと数量が限られておりますので、その売上というのはわずかなものでございます。どうしても流通というのは大きなネットワーク等が対象になっていきますので、なかなかいきなり小売とかいような部分にも向けられませんので、後は生産農家がどうして考えるかということで、自然と道の駅でもいくらか販売をしながら流通系統の販売をもっていくというような、そういう販売方法でいかなければならないかと思っております。

それから、米の生産調整あたりの取組みでございまして、これも 30 年からは生産調整がなくなります。もちろん、お茶での専門農家というのはゼロでございまして、これは先ほども申しました複合経営でございまして、目標配分等も廃止をされております。今、話があるのは、自主的な取組みへということで、米の生産面積の目安の提示ということでされております。これはどこが行うかわかりませんが、引き続きそういうことのあるような話になっております。基本、減反政策は廃止でございまして、どう変わるか、その辺が問題です。変わる作物といたしましては、先ほど申しましたとおり、いちごとかアスパラとか抑制かぼちゃ、この辺の拡大を図って行こうかと考えております。それと併せまして、農産物の収入保険制度が新たにできます。これは平成 31 年度からできるわけでございます。これは、価格の低迷の場合は価格補償をするような保険制度でございまして、条件といたしましては、青色申告に加入しなければ対象になりません。非常に小規模な農家あたりでは青色申告までいっておりませんので、なかなか該当することがかなわないかなという考えでおります。

次に耕作放棄地の解消ですけれども、平成 28 年度までの調査においては、約 421ha あります。その内 60ha は再生利用可能な農地として解消の必要性があります。なお、残りの 361ha でございすけれども、これにつきましては、山林とか原野への地目変換ということで、農地台帳から削除を進めていくようになるんじゃないかと考えております。それから耕作放棄地の解消対策としては、永年性の作物の作付けを推奨してございまして、農業委員会を中心に、はぜとかオリーブとかブルーベリーの苗木の助成等を実施してございまして、約 3.27ha の解消を行っております。また、繁殖牛の放牧による解消として 5.38ha を行っております。今後も永年作物と放牧による解消を図ることとしてございまして、新たな解消への取組みとして、国の農地対策であります農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積を図りながら基盤整備事業の活用とか、あるいは耕作放棄地解消への推進を図る必要があるかと思っております。

それから千綿女子農学園のその後ですけれども、これは現在、平成 27 年度 6 月から 3 年間ということで賃貸借の設定を県の方でされてございまして、いろんな口出しあたりができないわけではす

ども、半年ぐらい前に平田農場さんの方が就農支援資金あたりをお借りになられて、いろんな取組みをしようということで動きがあっております。まだまだ今のところでは、情報としては、今作っておられるのがにんにくとかスナップエンドウとかを作付けをされているようでございます。今1.56haぐらいが耕作に向けた準備が進められていると聞いております。そういうことで、跡地活用につきましては、県の財産でございますけど、平田農場による営農継続を期待しておりますけれど、3年経つ前に話があるかと思っております。本当に可能なのかどうなのか、県の方も精査をするものと思っております。平田農場の主は、大村の方で有微研という有機農法でされているところのトマトあたりを作っておられまして、70から80aぐらいで経営をされていますけれども、この辺との統合した経営になると思っております。これからも県のいろんな情報を得ながら、どういうふうに進めていかれるのか注意して見ていこうと思っております。一日も早い活用を望むところでございます。以上で説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

岡田議員のご質問にお答えをいたします。

平成20年、小学校、平成21年、中学校におきまして、新しい学習指導要領が全面実施ということになっております。この新しい学習指導要領の最大の特徴のひとつは、小学校3年生から小学校6年生で、外国語活動、小学校3、4年。そして5、6年で英語の授業が実施されるということで、1週間に週1こま、1時間授業が増えるということであります。この授業が週1こま増える中で、児童の集中力の持続は大丈夫であるかというご質問かと思えますけれども、両小学校にちょっと打診をしてみました。千綿小学校におきましては、時間割編成において、午前中に国語や算数などの主要教科を設定し、体育や音楽など技能教科を午後に設定することによって、より効果的な学習指導を行うように計画していると。彼杵小学校におきましては、午前中5時間授業をもう既に行っており、大きな変更はないので集中力が減じるということはないと思っておりますということでございます。以上登壇しての終らせていただきます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

まず1点目でございますけれども、介護人材の確保に向けた状況はどうなっておりますか、町内で。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（西坂孝良君）

介護人材の確保につきましては、今現在、非常に介護を就業される方が少ないということで、確保にどこの施設も困難を極めておられるのが現状です。それに対しまして県の方で、高校とか専門

の大学とかいう所と、それから保健所、そういう所で協議会を作って、県内にできるだけ残ってもらおうというような施策についての協議をやっておられるところでございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

次に、住民への介護予防などの自主活動の専門職の関与状況はどうなっていますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（西坂孝良君）

介護専門職の自主活動についての関与関係については、今のところ私の方ではもっていないところではございます。例えば、一般の方の老人会とか婦人会とか、そういう方たちの関与については、今後、先ほど町長が言われました生活支援体制整備事業というのがひとつの項目としてあるんですけど、そういうところに働きかけを行いまして、例えば、見守りのための老人会の方に友愛で行ってもらおう。見守りのための話しにだけでもいいですから行ってくれませんかというような対応はしてもらおうかということで考えているところです。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

補足しますけども、要するに地域包括ケアシステムの姿というのが、医療とか介護とか、役場とかあるわけですけど、それをまとめて地元でなんとかやっっていこうという考えですので、あくまでもその足りない分は、生活支援は、老人クラブや自治会とか、NPOとかボランティアとか、国が全部そういうふうに分たちではなくて地域でやってくれとそういうふうになってきています。ですから、この社会保障の費用というのは、とてもじゃないですけど払えるような状況にはなっておりません。私も成人式でしゃべりましたけど、全債務がとてもじゃないです、やっっていけません。したがいまして、今、地域でやりなさい、地域でやりなさいということで担当の方も一生懸命頑張っておりますけれども、限界があります。だから、介護職員も増やしてくれと話があっておりますけれども、本当にやろうとなれば、公共事業なんかやめて、そっちの方に支出していかなければならないような時代が来るかと思っておりますので、非常に苦勞をしております。したがいまして、そういうボランティアとか自治会とかの協力なしでは、今おっしゃった住民の自主活動、この辺が一番求められるところだと思います。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

次に、介護保険を使った住宅改修件数は、大体どのくらい町内であっているのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（西坂孝良君）

平成 27 年度の実績で言いますと、住宅改修が要介護並びに介護予防合わせて 41 件です。平成 28 年度 1 月給付までの実績が 31 件になっています。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

次に、空き家等を活用して、総合相談機能や食の確保機能、地域住民のいこいの場としての機能を併せもった孤立化防止拠点を民間で運営してもらうような構想とかそういうのはないのかお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは 3 年前からまちカフェということで、老人会あたりで作ってもらおうということで拠点でお願いしましたけれど、そんなものは作らなくていいと言われてまして、進んでおりません。これは、熊本まで老人会あたりで出張していただいってもらって、東彼杵町に二つ三つ作ろうということで、県からも強い指導があったもんですからやりたかったわけですけど、地域の方がそんなものは作らなくていいと言われております。孤立しないようにというのは、いきいきサロンとか、今やっている老人会の活動を、もう少し充実した方が一番良いのかなと思っておりますので、そっちの方で孤立化防止になるかと思っております。もちろん、その時には公民館を使うのではなくて、空き家があれば空き家を使ってもらって自由に出入りができて、好きな、例えば将棋でも何でもできる、囲碁でも何でもできるような遊ばれる空間を作る必要があるかと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

それと午前中、町長の説明がありましたが、セブンイレブンがやっておられます高齢者の買い物支援についての町としての取組みを再度お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

見守りにつきましては、今提携しておりますのが郵便局、警察、そして今度セブンイレブンさんと見守りの協定をいたしております。そういうことで買い物支援は、本来ならば町バスあたりをも

う少し小型化して走らせようという計画もあって、例えば、駄地地区辺りが要望書も挙がっております。しかし、本当に町バスが、施政方針でも書いておりますけれども赤字になっております。もちろん、最初から赤字ですけれども、大きな赤字額になっておりまして、もう一度考える時期に来ているんじゃないかと思っております。いろんな地区で、例えば、自治会で運営でやっていく方法等もあります。自分たちで、自分たちの車で買い物支援をする方法もございますので、そういうものを組み合わせながら、あとは公共交通と併せながらやるしかないのかなと思っております。東彼杵町は、公共交通機関が2路線ぐらいしかありません。ほとんどマイカーで行かなければなりません。車社会でしか成り立たないような地区でございます。そこをセブンイレブンさんがされています買い物支援、その辺で重点的にやっていけば、カバーできれば何とかやっていけるんじゃないかと思っておりますので、民間の力を借りながらやっていこうと思っております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

次に、地域包括ケアシステムの構築に向けて県からの支援は今後どうなるんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（西坂孝良君）

県からの支援につきましては、総合事業、それから地域支援事業につきまして県の補助金ももちろんその中に入っています。それから、あと、県としては、そういうふうないろいろな事業をやっていく中の後方支援といいますか、後方支援をするということになっておりまして、例えば、地域医療介護の連携事業とか、そういう所では保健所の指導を受けながら会議を開くとかいうようなことを今やっているところでございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

ちょっと町長にお尋ねしたいんですけど、これらに対応するため今の職員数で果たしてされるのかなと、私は考えているのですが、この辺の充実についてはどう思われますか。この介護、専門的なシステムを構築して今後包括ケアを進めていかなければならない職員の数、今の体制で大丈夫なのかお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

たぶん、ここ5年ぐらいは大丈夫かと思えます。逆にデイサービスに入る人がどんどん減って、

どこの施設も空いている状態なんです。作りたいという方がお出でになってはいますが、運営が成り立つかどうかという話もしております。今、我々が10年経って75歳以上になっていくんですけど、意外と健康になられまして、今は空き状態でございますので、これから10年後ぐらいから大変厳しい時代になるかと思っております。その時に目指してどういうふうな体制をつくるかというのが一番問題かと思っております。確かに、議員がおっしゃるように今足りません。職員が足りなくなるだろうと思っております。今でも専門のケアをする人あたりを置いてくださいという要望もあります。今、社会福祉協議会から2名、役場の方に出向していただいております。この方たちが定年で辞められる場合に、また社協から来てもらえるのかどうなのかその辺の問題もあります。その辺は、欠員補充はしていかなければなりません。現状はやらないといけないですけど、どうしても役場の人件費というのも今から大きな問題ですので、やっぱり兼務の形でいくしかないかなと思っております。だから、そこら辺は知恵を出しながら、公共工事あたりも随分押さえていかなければいけない時代も来るかと思っております。その辺はやっぱりシフトをしながらいくしかないかと考えております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

この地域包括ケアシステムの構築は、8項目位ありますけど、100%はいつ頃を目途に考えておられるんですか、構築に対しては。お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（西坂孝良君）

目途につきましては、一番最初に説明が町長からありましたように、全ての事業は30年4月には全市町村で始まっていなければならないとなっております。全部と言いますか、この項目のひとつひとつの中の一つでもできていれば一応やっているということになるそうでございます。できるだけ早く、早い時点でやって行きたいとは考えておりますけれども、やはりいろいろな医師会との話し合いとかもありますので、全事業を、一応、来年の3月までには何らかの形が整うような形にはもっていきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

やはり現在でも、町長が言われたように、65歳以上が占める割合が33%を超えるのが現状でございます。今後は、やはりそういう対応をするためには、専門的な部署も将来的に備えて、設置が必要になっていくと私は考えております。町長はあと10年ぐらいとおっしゃいましたけれども、これは町長の専権事項でありますのでここで終わらせていただきます。

次の耕作放棄地でございますけれども、耕作放棄地活用のための国、県の支援事業の推進状況について、内容も含めお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

耕作放棄地解消に対しての国、県の支援事業等でございますが、まず、耕作放棄地の実証的な解消ということにおきましては、国、県の事業は、耕作放棄地を含めた基盤整備事業がメニューとしてございます。その前段におきましては、農地中間管理事業という事業の活用によって農地を担い手に集積をする。その集積において周辺地域の耕作放棄地の解消というようなことが、国、県におきましては、補助率の上乗せというような対策で、最終的には95%までの助成事業等があります。ただ、この件につきましては、どうしても集積率の面積の要件というのがございますので、小規模的な事業としては、なかなか乗りにくいというのが現状としてございます。その代わりといたしまして、次年度におきましては、小規模的な解消事業もできるというようなことでの、上限200万円を限度とした事業メニューも創設されております。詳細については、まだ示されておられませんので、そのような事業等も今後活用した中で耕作放棄地の解消を図っていきたくて考えております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

そうしますと、例えば、農業法人の活用については今後どのような考えをもっておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農業法人が今、町内も3つぐらいありますけれども、なかなか何のための農業法人かということでございます。例えば、お茶農家あたりが苦戦しておりますけれども、販売を主体にした農業法人あたりを作ろうかという構想もありまして、いわゆる生産と加工までは今までどおりやって良いと。あと、販売の方を会社を作ってやろうかという法人、そういう話もあっております。あとは機械利用組合ですね。これは蕪が第1号で、生産組合を作っていただきまして今度動きだします。それから一般の、例えば、お茶農家の農業法人が赤木にあります。そういう法人がありますけれども、なかなかここも補助事業でやったところでうだつがあがっておりません。できましたら、やっぱり高齢化ということで法人組織をしないとたぶんやっていけないような時代になるかと思っております。波佐見町辺りはそういう取組みを既にやっておりますので、東彼杵町がようやく今、生産法人が初めて、機械利用組合が初めて誕生いたしました。だから、これに続くように、お茶とか他の産業も含めまして、法人化は常に図ろうということで考えております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

政府は、攻めの農業を掲げ輸出拡大を推進しておりますけれども、本県就農者の 65 歳以上の割合が 60%を占める現状にあっては一部の農家に限られております。その中で農業を続けていける施策も必要だと考えておりますが、町長が先ほどおっしゃいました青色申告された農家には、価格補償の保険みたいなものを、こういうのも町としても少しでもバックアップする考えはないのか、将来的に、お尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは農家の保険、先ほど申しましたとおり、収入保険制度というのでできるわけで、平成 31 年度からできます。特典があって良いわけですが、なかなか青色申告になれば、今、白色申告はもちろんされていますけれど、青色に本当は移行してもらいたいです。若い人は、たぶん移行してもらって有利な税が受けられて、そして融資あたりもできるわけですから。是非、若い方に、これはお茶に限らず、アスパラでもいちごでも若い方が就農をされておりますので、是非、この辺の青色申告に向けた取組みというのは強化をしていかなければならないと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

次に、学習指導要領改定について教育長にお尋ねをいたします。

先ほど、まだまだ小学校としては余裕があるとおっしゃいましたが、分量は現行の 1.5 倍になって、教員に求めることが量的にも質的にも高度化しており、実現に向けて取り組む余裕が学校に本当にあるのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

確かに、学習指導要領の内容そのものは、現在の学習指導要領の 1.5 倍ほどになっております。ただ、これは退職される先生方がかなり多くて、若い先生方がどんどん増えていっているということで、若い先生方に学習指導要領の趣旨、あるいは内容などについて詳しく説明するための増量と文科省は説明をいたしております。そういう意味で、中身がそんなに増えたわけではないと。子どもたちに教える内容のものがそんなに増えたわけではないという説明でございました。

また、子どもたちの集中力の持続ということで、両小学校の例を取り上げましたけれど、もうひとつの学習指導要領の特徴は、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業をやってくださいと。ちょっと難しいですが、簡単に言いますと、討論、意見発表を重視して欲しいと。討論、意見発表を重視して欲しいということでもあります。私どもが受けていました授業は、先生がひとりでしゃべって、黒板に書いて、それをノートするというような一斉授業の形が多かったんですけど

も、今は、一斉に指導をした後に個別学習をしたり、あるいは隣同士でペア学習をしたり、あるいは班でグループ学習をして、そして協議をして、それをまとめて発表をしてというふうな形で、授業の形態がぐらぐら変わっております。そういう中で、子どもたちが、自分だけひとりぼっとなんとなくということが、集中力を切らすというわけにはいきませんので、いろいろその場に応じて子どもたち自身も対応していくということがありますので、集中力の持続はある面では大丈夫かなと思います。

もう1点は、大切なことは先生方でございます。先生方がいかに楽しく、面白くなるように授業を展開していただくか。つまり、興味関心を喚起するような工夫を、先生方にいかにしていただくか。そういうふうになりますと集中力が途切れ気味の子どもにも声かけをしたり、あるいはいろいろな支援をしたりというふうな形で授業を工夫することができるのではないかと、それがあある面ではプロの教師ではないかなというふうに考えたりしているところであります。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

そうしたら、若い先生方が知識を、ベテランの先生よりまだ今から勉強しなくてはいけないというのは、教えるためには2倍、3倍その知識を先生が吸収してもらわないと子どもに伝わらないと思うんです。だから、夏休みの削減や土曜日授業などで移行することはないんですね、この学習指導要領が変わっても。それをお尋ねしたいんですが。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

現在、土曜日及び長期休業中は授業がないということになっているわけですが、ただ都道府県におきましては、土曜授業を、例えば月に1回、鹿児島県の例ですけど、実施しているところもあります。あるいは長期休業中などに授業を、ちょっと時数が足らなくなったので実施したというところもあるようでございます。ただ、本町におきましては、今のところ土曜日とか、長期休業中には実施するような、これは校長が決めることですが、予定はないようでございます。と言いますのは、インフルエンザで臨時休校になったりとか、あるいは雪等で交通遮断になって学校が臨時休業になったりということが年に1、2回、あるいはもうちょっと起こる可能性がないとは言えませんので、そういう時に授業日数、時数が足らなかった時に、例えば、夏休みを1日登校日にするということも考えられますので、そのような意味でとっておくと言ったらおかしいですけど、準備を考えているということでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

それでは、今度、道徳が教科化されるんですね。子どもたちの心の内面をどう評価するのか。これは非常に難しいところなんですけど、教育長の考えはどうでしょうか、道徳について。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

道徳につきましては、特別の教科という言い方をしているわけでありまして。この特別の教科をいうのはどういう意味かと言いますと、普通は教科となりますと必ず免許がいります。国語の先生には免許がいりますし、そしてそれに併せて教科書もあります。そしてもうひとつ数値などで評価をすると、5、4、3、2、1です。というのが、一般の教科と特別の教科の違いということになります。特別の教科におきましては、道徳の免許というのがございませぬ。ただ、学級担任が原則として指導をするということで、教科書は今、文科省の方で準備をしておられます。そして、評価につきましては、数値での評価はしないというふうに規定がしてあります。よって、特別の教科、道徳の、例えば、通知表等の欄には、その子の日頃の言動等について文章形式で伝えていくという形での評価になろうかと思ひます。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

他の子どもとの相対比較ではなく、個人内の成長を励まし評価するとしておりますが、多面的、多角的に考えられることを目標にしておられますけれども、愛国心についてはどう教育をされるのか。その点についてお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

多面的な評価という形で、人間力と言いましょか、子どもたちのいろいろな能力というのを多角的に評価していかなければならないわけですけど、特に、道徳の時間、特定の時間、特別の教科、道徳が発足した経緯を考えますと、大津市におけるいじめが一番のきっかけになったようでございませぬ。そういう意味で、他人との協調心とか、あるいは命、ものを大切にすゝる心とか、あるいは友達と一緒に協調して助け合い、励まし合いながらやっていくという心が基本になっていくかなと思ひます。また、先ほどから申しております他国、他所から来た子どもたち、例えば、難民のような子どもたちもいるかもしれませぬけれども、そういう多国籍の子どもたちに対して一緒に仲良くやっていこうとする気持ち。これがつまりは日本を大事にするけれども、他国も大事にする。そういう意味での国際理解という意味で、愛国心を培っていくひとつの方法にもなるんじゃないかなと思ひておる所です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

他国の人々や文化を理解するための時間にも対応されるということですね。他の国の人々や文化を理解するためにもその道徳が使われるということですね。わかりました。以上で私の質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

これで、3番議員、岡田伊一郎君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午後 3 時 3 分）

再 開（午後 3 時 14 分）

○議長（後城一雄君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1 番議員、口木俊二君の質問を許します。1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

先に通告しておりました 2 項目について質問をしたいと思います。

始めに、旧音琴小学校と旧大楠小学校の今後の維持管理と閉校記念碑、それとスクールバス運行について質問をしたいと思います。

1 点目は、昨年 3 月末で歴史と伝統のある旧両小学校が閉校になり、今月末で 1 年が過ぎようとしていますが、校舎や体育館及びプールは、町当局が管理をされているようですが、どのような管理の仕方をされているのか。また、校舎の外周りなど維持管理の方法はどのように考えておられるのか。29 年度で、維持管理費を計上されているようですが、その計画をお伺いいたします。

2 点目は、閉校記念碑についての質問であります。記念碑を設置してから現在まで相当数の不満が寄せられています。旧音琴小学校の記念碑は、グラウンドに設置してあるため、泥はねがひどく、みにくい状態になっております。昨日、移設の最終決定が行われたと伺いましたが、一刻も早く移設をしてもらいたいと地域の住民も願っております。

3 点目は、スクールバスの運行についてであります。今年に入ってから 1 年間の反省と新入生への説明ということで、旧音琴小学校、旧大楠小学校両校の保護者の方と話し合いの場を設けられたそうですが、旧音琴小学校区では、29 年度は児童数が増える聞いております。そして、満席状態で運行されると伺っております。30 年度は、また児童数が減少するとのこと。極端には減らないと思いますが、29 年度はどのような形で運行を考えておられるのか伺います。

そして、2 項目目は、国道 205 号の渋滞緩和策について質問をしたいと思います。

昨年の 6 月議会でも質問をさせていただきましたが、国道 205 号の渋滞についてであります。江頭交差点から役場までの区間を単独で進めたいと答弁をされましたが、現在もそのように考えておられるのか伺います。もし検討されておられるのなら、今の任期中に答えが出るのか伺いたいと思います。以上で登壇しての質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

口木議員の質問にお答えいたします。

維持管理ですけれども、詳細につきましては財政管財課長からさせますけれども、基本やっぱ町がします。町がしますけれども、草刈り等につきましては、是非、地域の方のご協力をいただきたいと思っております。満足な費用等は出せませんが、いくらかなりとも作業をされる方の、ちょっとしたものは考えていこうと思っております。詳細につきましては、財政管財課長から説明をさせます。

閉校記念碑につきましては、具体的に書いてありますので、教育委員会の方が計画しているようでございますので、私からの説明はですね、そもそも記念碑の除幕があった時に、その日に移転してくれと、大楠小学校、音琴小学校両方から言われました。何かなと思ってですね。考えていますと、どうも11月4日に臨時議会を開きまして、然るべき予算をお願いしておいて、発注がどうも2月ぐらいになってしまって、本当に遅すぎたと思います。しかし、閉校委員会と協議をしながら両校ともされて、場所も決めて、そこに置いたら移転してくれというのはちょっと、町費ではとても移動できません。ですから、それはいろんな方法で、大楠小学校は閉校委員会のメンバーの方が自費で、自分たちで移動していただきました。音琴の方は、あとで教育委員会の方から答弁をしていただきたいと思います。

それから205号ですけども、任期中にどうのこうのではなくて、これはもう18年、約20年以上ずっと要望しております。なかなか国の予算がないからできません、はっきり言ひまして。どういうふうにするかということで考えておひまして、佐世保市長は、川棚町長もバイパス案でされておりますけれど、実際、国の方に行きまして、国交省とか県選出の国会議員の話あたりを総合しますと、まず、バイパス案は無理だろうと思ひます。したがひまして、方法というのは、諫早-大村の4車線工事あたりをしておりますけれども、ああいう方法で、部分改良が一番ベストかなと思ひております。私もそういうふうにおひまして、県の方にも土木部長あたりは十分知っております、考え方は。それで、少なくとも2車線とか、いわゆる4車線にしなくても1.5車線という方法あたりがありますので、それは早い時から提案しております。朝方は海側の2本を使う、午後からは山側の2本を使うとか切り替えて。福岡の大野城市辺りが、春日市ですかね、あの辺で切り替えがあります。ああいう方法でいけば、そんなに広く作らなくてもなんとか当分の間は、ああいうのでいけば、やがて高齢化が終われば交通量も減っていくわけですから、そこに何百億とお金を掛けていく国の余裕はまずないかと思ひています。そういう方法で部分的な改良ということで、先ずは江頭から役場までが、たぶん、県の土木部あたりが話をされていますので、期成会あたりも提案をされると思ひます。是非、その時に議員さんたちも見て欲しいと思ひます、どういふ提案になるのか。そこで黙っていたらそのままいきますので、たぶん部分改良の案が出てくるのかなと思ひておりますけど、まだ確定的ではございません。

そういうことで、行政報告でも書いておりますとおひ要望に参っております。私も就任して5年を経過して6年目になっているわけですけども、なかなか一歩も進んでおりません。図面を書くような段階まで来ておりますけども、そういう諸般の事情がありまして出来ておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

口木議員のご質問にお答えをいたします。

旧音琴小学校と旧大楠小学校の閉校記念碑についてのご質問でございますが、設置場所などについて図面に示すなどをしないままに、事前の相談とか提示が曖昧、不十分で、地域の皆様方には大変ご迷惑をお掛けした次第でございます。教育長の私を中心としてのチェックが不足していたということで、心からお詫びを申し上げたいと思ひます。先ほど町長からもありましたように、旧

大楠小学校の記念碑につきましては、昨年、地域の方々のご協力により移設が終了しております。旧音琴小学校の閉校記念碑の移設につきましては、大変時間が掛かりはしたんですけれども、閉校部会の皆様とか地域代表の方々などとの数回の話し合いを経て、設計図を示しながら、今回、正面玄関国旗掲揚代横の花壇の所に移設するということで決定をいたしました。早ければ来週ぐらいから工事にかかり、遅くとも3月中には移設を完了させたいと計画いたしております。

それからスクールバスの運行についてでございますが、新彼杵小学校の発足にあたり28年4月より運行しております。現在、定員超過で運行している路線はございません。しかし、議員が言われております大人の座席での満席以上の運行となりますと、太ノ浦、音琴方面にはありませんけれども、登校時の坂本方面が3名の超過の形になっており、3席が大人2人掛け用に3名が座る形で運行しております。道路交通法違反ではございませんけれども、大人2人掛けの所に3名が座る形で運行しているということです。下校時は、各学年の下校時刻が違ったり、クラブや学童などもありまして、時間差で3便運行しておりまして満席になることはないようです。29年度は、太ノ浦方面だけ超過がなく、坂本方面は1名減の2名、音琴方面は児童6名増となり4名の超過状態になります。子どもの数が増えることは大変喜ばしいことなのではあります。28年度の反省等に立ちまわして、できる限り1席に1名を目標に、坂本、音琴方面については、太ノ浦方面バス、町営バスとの連携、運行計画の改善など、関係保護者の皆さんと協議していきたいと思っております。また、運行会社とも現在、協議検討をいたしておりますので、もう暫く時間をいただければと思っております。以上、登壇しての答弁を終わらせていただきます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

口木議員のご質問にお答えいたします。

音琴、大楠旧小学校の維持管理についてというご質問でございますけれども、まず、全体的な点を申し上げたいと思います。本来ならば、昨年の4月スタート時点において管理体制をきちんと決めておかなければならなかったと思います。今回条例にも上がっておりますように、運動場と体育館につきましては、運動施設ですので教育委員会管理ということで条例をお願いをいたしております。校舎、プールにおきましては、普通財産ということで財政管財課の方で管理をしていくというふうに計画をいたしております。そういった中で、平成29年度の計画でございますけれども、校舎内部につきましては、清掃を2回ほど考えております。運動場と体育館周りでございますけれども、その除草につきましては、これも2回程度予定をいたしております。状況を見まして、ひどかったらそれ以上になってくるかというふうに考えております。それとプールにつきましては、夏場に1回水の入替え、ぼうふらとか湧きますので、年に1回水の入替えを考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

この管理方法なんですけれども、年に2回とおっしゃられましたよね、除草。普通の美化を保てるようにするには、町長もおっしゃられましたけど、やっぱり地域の住民の方の協力が必要だということで、1年にやっぱり4、5回。多い時には6回ぐらい除草をしないと、夏の繁忙期には結構草が生い茂るんですよね。この前の交換会の時も話が出ておりましたけれども、地域の住民に任せるばかりではなくて、話が地元の方から町の方に持って来られたら、やっぱり誰か関係者の方が一緒に行って、汗を流してくれなければ、また、ある程度の補助金を出していただいても、お金を出せばいいのではないだろうと言われる可能性もありますので、関係職員の方が、全部とは言いませんけれど、一人でも二人でも行って協力を上げたら良いと思いますが、どのように考えておられますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

地元の方もご心配とかあられると思いますので、知恵を出しながら何か方法はないか検討してまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

検討すると言われましたけれども、早速、春になったら草がぼちぼち冬草も終わって夏草が出てくる状態になると思うんですけれども、早急にそのところは考えていただきたいと思っております。

校舎とプールは財政管財課の管轄と言われましたけれども、これは去年の10月に決められたそうですけれども、今年の4月から施行するという事で伺っております。それと1年に1回水を入れ替えると回答されました。今のプールの状態を見られたことがありますかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

そこまで行って見ませんでしたけれども、上の道からは見たことはございます。大楠小学校については見ておりません。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

あれだけの広さで、昨年から1年間放任しておりますけれども、もう緑で大変なことになるような気がしております。今のところは色がちょっと変わっているだけで大丈夫かなと思います。たぶ

ん、聞いた話では防火水槽も兼ねてということでやっておられるように思いますけれども、もうちょっと年数が経ったら藻が生えて、もし何かあった時に吸管をつけた時に、吸い上げた時に藻が絡んで水が出ないということにもなり兼ねません。やっぱりある程度の期間を置きながら、観察をしながら管理をしていただきたいと思います。と思っています。

それと体育館とグラウンドは教育委員会とおっしゃられましたけれど、前回は質問をしましたが、この使用要領、体育館。グラウンドは網を開けたらすぐ入れる状態なんですけど。体育館が、地元の方に聞いた話では、前回は話をしましたが、鍵を借りるのにあっち行きこっち行きということで大変戸惑っておられるような感じがしました。鍵自体は、小学校の横の民家に預けてあるということなんですけども、勝手に使用することは出来ませんし、そこら辺をもうちょっと、地元の方が借用に行った時に簡単にといいですか、もうちょっと借りやすく、さっと入りやすくするような体制をとっていただけないと困るかなと思っています。その辺のところをどのように考えておられるか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（峯広美君）

教育長に代わりましてお答えしたいと思います。先ほど言われました、地元の方が借りにくくて借りれないような時があったということで言われましたけど、ちょうど、財政の方と教育委員会の方との借り入れが、どっちで責任を持つかということがうまく決まっていない、6月、7月ぐらいに1回、そういうことがあっていると思います。その後は財政の方で管理するというので、そういうことは起こっていないと思っています。今後は、4月からは以前のような形で、教育委員会で借り入れの手続きをするようにしております。それで、地元の方の借用にあまり支障がないような方法で検討していきたいというように考えております。以上です。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

その後にも1回ありませんでしたかね。地元の方に聞いた話では、秋頃、日にちは忘れましたが、2回ぐらい。一番始めともう1回あったように話を聞いています。そういうことはなかったですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

たぶん、秋ぐらいに1回だけ何か。財政管財課に来られないで電話か何か、他の係長に電話があったそうで、その時に違うようなことを言ったということは聞いております。それで謝っているようでございます。そういった事案が1件発生したと聞いております。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

そういう時には、担当者からこういうことがあったということで、地元の方にちゃんと説明をしていただけたんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

この前2月21日に地区の方におじゃまいたしまして、そのような管理体制でやっていくということを、皆様お集まりでしたので申し上げます。今後そういったことがないように、教育委員会と十分連携をとりながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

わかりました。

記念碑の問題に移りたいと思います。昨年から、今、町長も言われましたけれども、除幕式の時に移設してくれと言われたということですが、するしないということで2転、3転していますよね。やっぱり、町当局がふらふらしておられるんで、地元の方も不安気になって、いつできるのだろう、できないのだろうかということで、やっこの前、昨日決まったような話を伺いました。やはり、地元優先といいますか、そこら辺のことをもうちょっと考えていただきながら、言う人は言う、言わない人は言わないという地元の方もおります。そういう方もおられますけれど、陰でこそそそ言う人もおります。名前は言われませんが、今年に入ってからでも、出来るとか出来ないとかやっこの決まったようですけど、今後そういうことがないようによろしく願いをしたいと思っておりますけれど、教育長の見解を。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

誠におっしゃられるとおりでございます。この記念碑につきましては、予算を使って設置をしておりますし、閉校部会で提示したという経緯などもあって、緊急に移設するのはなかなか難しいのではないかとということで、若干、地域の方々と意見の相違などがあったようでございます。ただ、最終的には私どものチェック不足で、図面等も用意をしていなかったということもありますので、

その非を認めて、そして今回、3月中にはきちんと設置を、移設をいたしますということで決着をさせていただきたいということでございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

この設置にあたり、1 基あたりの値段が高いような気もしておりますけれども、これは見積もりか何かを取られてから決められたんですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（峯広美君）

特殊な工法といいますか、大楠小学校も音琴小学校も、他には全国、世界にひとつしかない記念碑ということで、前に校章がデザインされて、後ろには校歌がデザインされるという特殊な工法でありましたので、その出来る業者ということで1 社見積もりで施工されております。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

世界にひとつしかないと言われれば、聞こえはなんとなく良いような気もしますが、基本、業者がないと言われても2 社、3 社、本当は見積もりを取って選択するのが本当かなと思いますけれども。もし、またこのようなことが起きた時にも、今のような感じで進めていかれるのかお伺いします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

今回の記念碑の作成につきましては、当初、先ほど町長からもありましたように、当初の日程よりもかなりずれ込んでしまいましたことがありましたので、今後同じようなことがある場合には、計画的に、そして時間をかけて十分協議をしてやって行きたいと思っております。申し訳ありません。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

わかりました。次に移りたいと思います。

29 年度スクールバスの運行についての質問に移りたいと思いますが、28 年度から運行をされているスクールバスは、委託会社の協力と努力によって、無事故で無事約1 年が過ぎようとしております。29 年度は、音琴地区の児童数は、3 名が卒業して9 名の児童が入学をしてきます。先ほど教

育長も言われましたけど、したがって、6名の児童が増えることになりますよね。たぶん、今定員オーバーではないですけど、ある程度満席状態の形で運行をされていますよね。それで、新入生説明会の時にも話をされたと思います。保護者の方に聞いたんですが、まだはっきりした決定はしていないということで、保護者の方からお話を聞きました。29年度はどのような形で運行をされるのか伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（峯広美君）

28年度から始まりまして、当町では初めてスクールバスの運行を始めたところでございます。当初は定員のクリアですね。いわゆる乗員の定員超過を意識したところで、28名乗りで、児童になりますと12歳未満ということで、大人2人に対しまして3人の乗車ができるというようなことでスタートをしております。そういうことで、余裕があるということで判断しながら28年度からスタートしております。初めてのことで、一応、運行業者の方とは2年の契約でスタートしておりますが、いろいろ不便なところ、不合理なところがあれば改良していこうということでスタートしたわけでございます。今度、音琴地区につきましては、9名増の9名の新入生が来られて卒業生が3名ということで6名の増。今までは座席が26席ありましたが、今度4名、6名増えられますのでマイナス2が潰れまして4名の方が相席といいますか、2人掛けのところから3人座るのが4席出来るような形になるということでございます。

そういうところで29年に関しましては、音琴方面につきましては運行計画の改善等、先ほど教育長の方からも説明がありましたけれども、ただいま運行会社の方とも検討をしております。音琴地区の方は遅い出発で早い到着時刻になっていますので、そこら辺で時間の、ちょっと坂本方面や太ノ浦方面の時刻等の出発時刻が7時20分と出ておりますけれども、そういう時間帯に合わせますと、口木田、大音琴など、この辺ぐらまでの往復でこういうことが解消できるのではないかなというところで検討しております。また、坂本の方も今年よりは1名減られるんですけども、2名の座席がダブるということになっておりますが、ここら辺は太ノ浦方面も菅無田の大楠小学校下を通過して行きますので、そこら辺で生徒が国道側で乗るか、町道側で乗るかというところの操作とか、町バスの時間と調整してどういうふうになるかとか検討して、早急にある程度結論を出しまして、保護者の皆さん等との承諾を得ながら、29年度はできるだけ1名1席という形が確保出来るような方向でもっていきたいと考えております。以上です。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

本当は1名1席が理想的なんでしょうけれども、2名3席になったらシートベルトがたぶん不足すると思うんです。やっぱり1名の方は2人でひとつのシートベルトを掛けるということはたぶん

不可能と思われますので、1名の児童がシートベルトなしで登校を余儀なくされますよね。大楠も2名相席と言われまして、相席というのは助手席も使われるわけですね、大楠の方は。助手席もシートベルトは付いていませんよね。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（峯広美君）

助手席の方はシートベルトが付いていると思います。助手席に座れる方は、道路交通法ではシートベルトは締めなければならないようになっております。ですから、2席に3人が掛けられるというのは、後方座席の方で座っていただくという形になると思います。以上です。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

失礼しました、間違えました。補助席です。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（峯広美君）

補助席にはシートベルトが付いていません。シートベルトが付かないような形でも、より安全にということで努力をしなければならないと思っております。とりあえず運行時間の変更とか、太ノ原の方の、先ほど説明をしましたように、そういうふうな現在ある交通手段の中でいろいろ検討しまして、そういうこともできれば、克服できるような形で考えていきたいと思っておりますので、すぐ、29年度からそういうふうになるかどうかは今検討中ですのであれですけども、シートベルトも1人にできるだけ近づけられるようにもっていきたいと考えております。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

いざという時、何かあった時に困るのは児童なわけで、シートベルトに代わるようなものが設置できないものか。例えば棒といいますか、子どもが前に行かないような危険防止柵みたいな品物ができないかどうか検討はされたことはないですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（峯広美君）

シートベルトを日産の方に問い合わせをしましたところ、日産で純正でつけるシートベルトはないそうです。いわゆるディーラーが付けるとディーラーの責任になるということで、それが補償できるようなシートベルトを付けるのはないそうです。日産のディーラーの方から聞いたんですけども、そういう補償はないけれども、シートベルト付きの補助席というのが5、6万円、何処かの所で作っているのがあるらしいですけれども、それに換えるとすれば、工賃等入れれば1席どのくらいになるのか、10万円まではいかないかもしれないんですけどそういう形になりますが、補償等というのはそのことで、例えば、ぶつかって内臓破裂とか首が絞まったりとかいうふうになった時に、補償問題等になった時にそういうものはいかなものかなと考えますし、できるだけ今の、いわゆる純正の装備の中で、できるだけ安全に乗れるような人数割りとか、町バスの利用とか、そういうことに全部安心できるような乗車でできるように、いろんな知恵を出しながら検討していきたいと考えております。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

検討していきたいということは、まだ検討はされていないんですね。今後、検討されるわけですね。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（峯広美君）

一応、ある程度考えていて、話もしておりますけれども、まだ決定しておりません。まだ、ここで言えない状況ですので、検討させてもらうということをお願いをしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

わかりました。それと関連なんですけれども、千綿の方も遠い所、蕪辺りは結構距離があって、児童お子さんも、保護者の皆さんもたぶん苦労されていると思います。今現在、遠い所は町バスを利用されている児童はおられるのですか。もし、おられるようでしたら有料で乗っておられるのか、無償で乗っておられるのかを伺いたい。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（峯広美君）

今、手元に資料がございませんので、調べてから。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

今現在、千綿の蕪、木場、一ツ石、その辺りの地区から有料 100 円で乗ってきている児童がいます。それは毎日ではありません。月曜日とか、週に何回かというペースで乗ってきております。私の記憶では月曜日だけではないかと思っております。児童がいるのは確かです。ただし、有料 100 円です。以上です。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

月曜日だけと言われましたが、月曜日に何かあるんですか、雨の日とかではなくて。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

月曜日になぜかというのは理由はわかりませんが、月曜日と天候が悪い日に使っているみたいです。それについては遠距離通学補助金を適用されていると思います。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

彼杵地区の方は、昨年度統合しましたのでわかる気もしますが、やっぱり千綿地区の方も、遠い所から通学をしておりますので、向こうの子どもだけ自分たちで来いととはたぶん言われなところもあるかなと思っております。中学校は補助が出ていると思うんですけど、小学校はありますか。出ているんですね。そういった配慮をしていただけたらいろいろな問題も出てこないと思っ

ておりますので、これからも引き続きそういうことをさせていただきたいと思っております。

最後に、205号の渋滞緩和策ということでお尋ねをしたいと思っております。町長は、朝からの一番通勤時間帯の車が多い時に、どれくらい205号が渋滞をしておるのか見られたことがありますか、ご存知でしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

2、3回、町バスに乗って見ました。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

先日6時半から2時間、205号の、私の家の前ですけれども、車の通勤時間帯の一番多い時の通行量を調べました。それで、一番多い時の30分にどれくらいの通行量があると思われますか、片方だけ。大体、下り線も上り線も同じような通行量でしたので。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

一番多い時は7,500台ぐらいじゃないでしょうか。すみません、これは交通量から弾いておりますので、30分となれば200台ぐらいでしょうか。

○議長（後城一雄君）

1番議員、口木俊二君。

○1番（口木俊二君）

やっぱり、6時半から7時まで佐世保方面が399台、大村方面が385台。7時から7時半までの一番多い時が、佐世保方面が529台、大村方面が519台。6時半から2時間で、佐世保方面が1,794台、大村方面が1,745台。ずっと見ておりましたら、7時過ぎぐらいから8時15分ぐらいまで、たぶん音琴の信号かと思えますけれど、立神ぐらいまで車がのろのろ運転をしているんです。どうにかしてくれと言われてもどうにもならないと思えますけれども、地元の方から話がありましたけれども、もし事故が起きた時に、島田から口木田の出口がトンネルの先にありますけれど、そこであった時には全部が通行止めになって、にっちもさっちもいかない状況みたいになっております。妙見の方から構造改善の道がありますよね。そこから口木田まで下ってくる道がありますけど、その道幅を測ったら3.5mありました。3.5mあればすれ違いはできると思えますけれど。車に乗ってぱっと見たら1mぐらい狭く見えるんです、葉っぱや竹が覆い被さって。それで妙見の方から、家が途切れる辺りからずっと上の方まで、離合場所と言いますか、そういう整備ができないものか伺いたいと思えます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは現場を見ながら、もし、そういうことが可能ならば離合場所、今でもたぶん出来ると思う

んですよ。構造改善の道路ですので、かなり離合場所も多うございますので、現道で出来ると思います。現場を見まして、そういうことが出来れば、コンクリート舗装だけで良ければそういうことを考えていこうと思います。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

先ほども言いましたけれども、3.5mの道幅はありますけれども、離合場所という確定した場所は見当たらなかったように思います。私は軽トラックで行ったんですけども、かなり狭く感じるんですよね、竹も被さってきておりますし。何か良い方法があったら考えていただきたいなと思っております。現場を見るだけでも、一回見ていただけたらなと思います。そういう考えは持っておられないですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

たぶん、構造改善の道路でございますので、基本 3mしかないと思います。カーブの所で拡幅はしてありますが、基本 3mの道路と思います。そういう道路で作ってあると思いますので、たぶん 2 車線もないわけです。1 車線道路ですので、現場を見ながら、もし良ければ、離合場所辺りが出来る所があればやっていければ良いかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

3.5mありました。測りました。それで狭く感じたので質問をしているのですが、これは農道ですよね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは農道で、構造改善事業で作って、今、町道認定をしております。

○議長（後城一雄君）

1 番議員、口木俊二君。

○1 番（口木俊二君）

町道ということで、町長も言われたましたけれども、検討をしていただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

これで 1 番議員、口木俊二君の質問を終わります。

ここで前もってお知らせいたします。本日の会議はあらかじめ延長します。

次に、8 番議員、森敏則君の質問を許します。8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

それでは今回は町長に 2 点伺います。まず第 1 点目なんですが、T 型集落点検の成果を活かす政

策を問うということで質問をさせていただきます。

この集落点検は、町内4か所で進められております。私も実は、1月にありました4地区に全て同席をさせていただいております。徳野教授によるT型集落点検から見えてくる家族と集落のかたちと題しまして、福岡県八女市立花町白木地区を解析した例がネット上に掲載されております。この資料によりますと、社会的限界集落論批判、家族と世帯は違う。そして、人口減少・少子高齢化した集落は限界集落ではない。さらに、近隣・近距離にサポートしてくれる親戚・知人等がいて密接である等々と解析をされております。

徳野教授の捉え方は、現代の農山村の集落は大きく変容している。それを限界集落論に分析するか、あるいは住民の生活構造の変容に軸を置き、住民が生きていくために主体的な対応をしている生活の軌跡に分析の焦点をあてるかによって農山村集落論は大きく性格が異なるとしてあります。そして、どちらを選択するかは判断は、分析する担当の各々の研究者に任せるほかはないというようなことが書いてありました。さらに、また、現在の農山村地域の集落を分析・検討していく場合、空間的・社会的に閉鎖的な集落構造の分析ではなく、近距離のまちとの連関して、これは書いてあるとおりでありますので、関連かなと思ったんですが、連関を十分に考慮した新しいパラダイム、パラダイムということは物の見方や捉え方ということでございました。での分析枠組みが不可欠となるとコメントされております。

これは私の私見であります。本町のT集落点検もおそらく、おそらくであります。同じような報告を受けるだろうと私は予想しています。結果を受けての、これは結果を受けて政策事業があるとなれば、どのような構想、あるいは想定されているのかを伺いたいと思っております。

次に2点目なんですが、町長の決裁責任と職員の管理監督責任について問うということで、2点目を挙げさせていただいております。内容につきましては、町長が決裁した件の責任は、すべて町長の責任であると私は認識しておりますが、今一度確認させていただきたいと思っております。これが1点目です。

次に、人材を育成する上で、最も配慮する点、さらに考慮する点を伺いたいと思っております。

3点目が職員に対して期待するものを伺い、登壇での質問を終わります。あとは自席で行います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

森議員の質問にお答えいたします。T型集落点検の成果を活かす政策を問うでございます。これにつきましては、まだ結果は出ておりません。3月20日、月曜日、祝日になりますけれども、1時半から、13時30分から点検結果の報告会ということで総合会館で実施をされますので、是非、聴講していただければ良いかと思っております。出ていないわけでございますけれども、同じような報告を受けるだろうと予想されております。もしかしたらそうかもしれません。あるいは違うかもわかりませんが、それはその結果に従うしかございません。私達は人口減少をどういうふうに克服していくのかというのに非常に困っております。これを真剣に捉えて、考えてやっておられる学者というのはいません、はっきり言いまして。ただ単に、コンサルタントが来て地域活性化をする、どういふ事業をするということをやっておりますけれども、集落の中に入って、自治会の中に入っているような点検をするというのは、この人がやっている方法はこの人だけです。他の方もやっ

ておられますけれど、いろんな方法があります。それがさっき言われた研究者によるということでございますので、いろいろ考え方はあります。集落点検もやり方があるんですけども、この方の手法というのは、この方だけではないかと思っております。他にもいらっしゃいます。要は何をするかということですね。ですから、これはやっぱり高齢化とかなんとかある前にまちづくりですよ、要は。それをするのが一番と思っております。だから何をどうするかというのが、最終的にはもう自治会で、あるいは地域で考えてもらうしかありません。そのために今、来年度の予算を組んでおりますけれど、人材育成をやって、どなたでも結構ですからそういうものについて欲しいなということで、そういう人を育てるための人材育成もしていかなければならないと思っております。

そういう政策というのは、例でいけばいろいろあります。成果が上がっているのであれば、例えば、極端な話ですけども、集落点検をして、学校をまた、小学校を廃校したのを元に戻すということで1000万円かけてやっている所があります。そして、やったところが、ある町では2億円を超える収入が上がったという所もあります。この辺を逆転の発想でいろんなことが考えられますので、そういう発想がどうして出来るかということです。ですから、こういう先生あたりに頼って、長崎県でも21市町村長集まって会議がありますけれど、こういう取組みをやっているのはうちだけです。どこも困っております。限界集落という言葉は県は堂々と使っておりますけれども、この先生は使うなということでやかましく怒られております、限界集落ではないということです。

特に、今回の中間で聞いた話では、遠目とか、今、減小が少ない所、ここは心配ないと。10年ぐらい心配ないと。一番厳しいのは中尾とおっしゃっております。というのは、非常に中尾が、なぜかなと思うんですけども、やっぱりお茶の不景気あたりもありまして、後継者が生活できないと、出て行くという話あたりがあっている模様です。そうしますと、今から中尾地区が、逆に一番優秀な後継者もいる地区で全く問題ないだろうと思っておりましたところが、住民の方は非常に不安ということで話を聞いております。ですから、20日の発表がどういう発表になるのか、時期的に彼岸に入った中日ですから一番忙しい時に会議をしていいのかと心配しておりますけれども、もう少し時間を掛けて、違う日が良かったのではないかと考えております。報告がどうなるか期待をしております。

2点目の町長の決裁責任と職員の管理監督責任でございますけれど、町長が決裁した件、これは決裁しなくても責任は全て町長にあるということで認識をいたしております。ちょっと難しい質問ですけど、人材を育成する上で最も考慮する点、配慮する点というのは何かということですけども、私はまちづくり、まちづくりと言っておりますけれども、まず役場の職員が、役場の人づくり、これがまちづくりの第一歩だと考えております。一度や二度の研修で人材ができるということは考えておりません。簡単ではないと思っております。

したがって、人材育成というのは根気よくやらないといけないと思っております。何度も何度も繰り返し繰り返し教えていかなければならないと思っておりますので、時間が掛かるかと思っております。もちろん、基本というのは町民主権ということで考えておりますので、お客様というのは町民の皆様でございますので、そういうことで考えてのことだと思っております。役場職員が優秀な職員もおまして、輝いているところもありますし、良いところもありますので、そういうところを探しながら大いに褒めてあげるのが一番大事かと思っております。そうすることによって自信がつくということで考えております。それと併せまして、町長自ら率先垂範ですので、

管理職も含めまして、人を教育する上で一番説得力があるのは、やっぱり町長とか管理職が背中を見せることです。ですから、先ほどいろんな集落点検あたりも、課長、管理職が自らやろうと、あるいは廃校の学校の草刈り作業も管理職が出てやろうということで、そういう気持ちになってくれておりますので、私はそういう背中仕事をするのが一番大事かと思っております。

それから職員に対して期待するものというのは、私は仕事納めとか年度初めの挨拶の時は必ず言いますけども、日々新たにということで、これは松下先生の教えでございますけれど、自分自身の戒めでございます。日々新たにという言葉がありますけども、既成概念にとらわれることなく常に第一歩を踏み出す日々ということで、今日あったことは明日忘れてまた新たな気持ちで頑張ろうということで職員にも言っております。失敗してもいいからやって欲しいと、新たに挑戦をして欲しいと思っております。

それから、次に挨拶を強く言っております。挨拶はなかなかできておりません。私も就任して5年を過ぎましたが、まだまだ挨拶ができておりません。これは先日、商工会主催の居酒屋てっぺんという会社があります。ここの大島啓介さんという方が、今度5月1日に小学校の生徒あたりを中心に、挨拶の、超一流の、世界一の挨拶をするという居酒屋さんの社長さんですけども、素晴らしい挨拶で、挨拶によって、甲子園に出場しました花巻東とか今の菊池雄星とか今有名な日本ハムの大谷翔平選手あたりを育てて、メンタル面でやるそうです。挨拶が一番ということで。私も挨拶が一番と最初から考えておりましたので挨拶をしております。そこに座る森議員にもお願いしまして、ここで新年の挨拶の時に、森議員から挨拶の仕方まで習ったこともありますので常に考えております。

したがって、皆さんは誰から給料をもらっておりますかと言っております。町民皆様の税金です。町民皆様はお客様ですので、このお客様から給料をもらっているでしょうということで言っております。そして、お客様が役場にお出でになる、あるいは外でお会いします。この時元気に挨拶をしてくださいと言っております。そして皆さん方は、子どもさん、あるいは両親など、家に居る時は挨拶をなさいますと言うくせに、役場に来てなぜ挨拶をしないのかということまで言っております。ですから、もちろん職員がしていないわけではございません。1人の挨拶をしない人がいると全員していないと言われるので、そこを十分管理職を先頭に挨拶をするように常に言っております。

それから、お客さんの対応は笑顔で、下から目線ととにかく親切にということを何度も何度も言っております。それと4点目に、お客様の要望に対してできませんと言ったら駄目ですよと、できるかできないかではなくて、どうしたらできるかということを中心に考えていけと言っております。それとできない理由を言うなど。先ずはどうしたらできるかを一生懸命考えろということで言っております。誠意をもって考えよと言っております。最後にコスト意識をもたせるということで、コスト意識を常に考えていってくださいということを、いろんな機会を捉えて職員にお願いをしているところでございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

実は今月3日、人間幸学研究所所長の和田芳治さん、更には先ほど集落点検をされております熊

本大学総合人間学科教授、今教授なのか、現役なのかよくわかりませんが、徳野先生にも講演をしていただきました。役場の職員も来られておりました。感想は最終日に、あとで皆様のご意見を聞きたいなと思っております。この人たちがいわく、まちづくりというのは住民が楽しく、そして地域の役に立つことを喜びとして取り組んだらもっと地域が活性するのではないのかなというような講演だったのかなと私は理解をしております。ですから、こういったものを積み重ねることによって、地域のまちづくりに対する取組みをする方がひとりでも多く出てくることを、この集落点検によって出てくるのではないかなということも私は期待をしております。

実は、この集落点検、先ほど私が私見で同じような結果が出るのではないかとやったうらには、すでに今、この町の今問題になっていますまちづくり交付金を使ってまちづくりをやろうではないかという人たちが、すでに 30 団体以上、団体が真剣にまちづくりに取り組んでいらっしゃるんですね。特に、今回特別委員会もできましていろんなことを話をされていますが、やはりこの人たちは地域で、あるいは東彼杵町全体を見て、いろんな中でいちばんまちづくりというのを、今やらなければならないんだという気持ちで取り組んでいらっしゃると思っております。是非、そういった人たちを今後活かしていくためにはどうしたら良いかと思うんですが、私は、こういった状況からいいますと、この T 型集落点検をしたのと、今のまちづくりの現況からいうと順番が、もうすでに、この T 型集落点検よりもずっと先を行ってしまっているのではないかなと私は思っている。今の東彼杵町のこのまちづくりの状況から判断しますと、T 型集落点検のずっとずっと先を、この取り組んでいらっしゃるまちづくりを、一生懸命になって取り組んでいらっしゃるのであれば、この集落点検はなんだったのかなという私の感覚です。

今、町長、集落点検を最初にやろうと、この点検を今やろうというようなきっかけというのをちょっとお聞かせいただければと思うんですが、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、きっかけは、私がたまたま本を読んでおまして、徳野先生の教え子の方だったんですけども、その方の本を読んで感動しまして、今からこれをしなければならぬということを感じまして、是非お願いしたいなということで、その先生ではなくて、探していったら徳野先生にたどり着いたということで先生にお願いした次第でございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

実は、今年の 28 年度の施政方針にもすでに分析されているんですね、ここの中に。ここに地域主体の地域づくりということで、今、徳野先生の答えをべらっと書いてあったんですね。28 年度の施政方針の中に。全く今の徳野先生の考え方を、ここに答えがあったんです。これは、ではなんだったのかという話なんです、私から言わせれば。ですから、このまちづくりというのを真剣に取り組むのであれば、確かに集落点検によって、いろんな人たちの状況、地域に合ったニーズというのを探すのもひとつの手かも知れませんが、今もうすでにその先を行っている状況の中で、果たしてこれが必要だったのかなというのがまず第 1 点だったんです。

それと予算面を言ったらどぎつくなるかもしれませんが、この八女市立花町白木地区。実は2月21日に、私、行ってまいりました、この町に。そして町村合併をしまして、旧立花町、立花町が吸収された形になっているんです。立花町という支所なんです、そこには、八女市の本庁が狭いということで、まだ議会がそこに残っていました。実際にその総務課の係員のお話を聞き、更には白木地区と実際にこのT型集落点検の主体となった方々のお話を聞いてまいりましたが、それぞれの課題というのが、全くここの課題とほぼ同じなんです。少子高齢化、そして閉校された学校をどうするか。というのが同じ課題なんです。この調査をされたのが、2011年から2012年まで。2年間でこういう冊子を作られております。これは熊本大学の徳野さんと、そして地域の白木地区地域振興会議という地域の協議会です。この人たちと一緒にこの冊子を作って、ではその時にこの課題はなんだったのかと。一番最後に書いてあるのが、あとがきで、これが書いてあるのが廃校された小学校をどうするかという話なんです。今、現状はどうなっているのかと聞いたら、今でもそのままと。そして、ちょうど場所的には音琴小学校みたいに裏山が迫っているんですよ。じゃあ、学校の管理と裏山の管理ということで、今、この地域の振興会議という人たちが裏山に紅葉を植えた。そして学校の窓を開閉をすることとそういった管理を任されているというような状況です。ですから、うちも同じような答えを、これに似たような答えを持ってこられるんじゃないかなと思っております。こういったのはいいんですが、実は前年度と今年で、約800万円だったですね、点検に掛かった費用というのが、ここの白木地区が、当時平成23年、24年で使った交付金というのが、食と地域の交流促進対策交付金というのが140万円ぐらい年間あったそうなんです、これを2年間、約280万円でここまで作ったという話なんです。そうすると、多く見積もって300万円。そうしたら、うちは2年間で800万円ということで、高くついているんじゃないかなと思うんです。では、どうしたらそんなに安くついたのであるということもお聞きしました。それは、実は徳野さんが北九州にお住まいで、熊本大学に通っておられた。その通学圏内だから、途中で仕事ができる。更には点検要員なんです、ここに来ている人たちは学生ではありません。主婦とか学校の教授になる前の人たち、結構お偉いさんみたいな人が1、2名いらっしゃいました。学生を使ったおかげで、本当に格安でできたよというようなお話なんです。そうすると、うちは2倍も払っているではないかという話なんです。ですから、そういったところが研究の余地があったのではないかなと思うんです。それをまちづくりに、例えば400万円浮いたお金をまちづくりに使うとか。というのは、あまりにも今の町長の、言葉は悪いですが、飛びついたと。そこで結果的にこういった結果もあるよということです。実際、本当にこういった政策をするのであれば現場をみて、現場を見てそしてやるのではないかと。いった方が私は良いと思うんですが、今後こういった政策をする場合、あっちもいろんなことをやっているねと、現場を見た方が良いのではないかと思います。町長の見解はいかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

現場を見てどういう成果を求めるかということなんです。私は800万円使う、あるいは1000万円使っても良いんでしょうけども、成果がでるかでないかはそれはもう賭けです。あとは住民の考え方がどうかということなんです。森議員は、集落点検よりは今のまちづくりができてい

いかということですが、若者はそうかもしれません。若者はそうかもしれません、しかし、年配の方とか他の女性あたりは全く関心がありません。例えば、ソリッソリッソも本来ならばもう少し周辺の地区の人と一緒にやろうということで、プレゼンをしてやろうということで、今年ぐらいいからしてくれるかもしれませんけれども、なかなかしていただけません。だから、議員がおっしゃったようなことであれば即やめていいんですけども、そういう状況にありません。まだまだ東彼杵町で、波佐見町みたいに、町民の方が盛り上がり全部でやろうという気持ちになっておられます。東彼杵町は川棚よりは良いかもしれませんが、まだまだそういうまちづくりには欠けております。

一番最初に、4年ぐらい前にやった山崎亮さんをお呼んだ時もお金は大分掛かりました。これでわかってくれるかなと思いますけれども、それは大間違いだったです。だから、そういうマイナスのところをプラスに換えていくような政策をするのはこれです。やっぱり限界集落みたいな所を選んで、そしてどうするかとみんなで考えればいいです。そして、みんなが納得して消滅していこうとなれば何もなくていいです。それはそれで終わりですから。だからその選択を、地域の方がそれで良いのかということをおわかってもらう意識付けをしてもらうためにも、是非、確かにかかりませけれどもご理解を得ながら進めて行こうと思っております。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

そういうことで、内容的には、これは私の感覚ですが、もうすでに総合戦略、あるいは総合計画という中で、総合戦略の中には先ほどもでしたが、一流の田舎とか徹底的な田舎として独自のまちづくり、町内外にアピールすることができる移住を促進するとか、あるいは第5次総合計画の中には、小さくても誇りを持って輝くまちとして、攻める・守る・つなぐと理念を挙げ、現況の課題等に具体的な取り組みをするというような方向性がほぼ決まっている中でこのT型集落点検だったものですから、私的には疑問を持ったわけです。ですから、今、若者が一生懸命になって取り組んでいる、ちょっと高齢者になったらそういった感覚がないというのであれば、やはりこれは行政と地域の人たちの融合だと思うんですね。その融合の仕方というのが、町長の策があれば、どんな策がありますか、融合策。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、お互いに話をするしかありません。だから、いろんな機会を捉えて、例えば町政懇談会とまではいきませんが、各地区でひざを突き合わせてどうするかという話し合いをしなければいけません。それには自治会だけでもどうにもなりません。自治会は世帯主しか来ません。本当は限界集落で、職員が本来ならば地区に入りまして、そして集落点検をやれるようになって欲しいんです。そうしないと本物のまちづくりはたぶん無理かなと思います。来年度は例えば、今5集落しましたので、これをモデルにして皆さんにどういうものが集落点検だとわかってもらって、そして今度はある程度出来ると思うんですよ、委託しなくても。ということは、委託しなくてもなんとかわかります。そうしますと、町バスとかいろんな政策がうてるわけですよ。町バスを走らせ

てくれとなるでしょう。そうしたら乗る人がいないんですよ。今ほとんど空っぽで走っています。ですから、乗る所は誰かということで、ピンポイントで全部落としてしまって作ればいいわけですよ。

だから、具体的に住民の要望というのは、やっぱり地域に入って、議員がおっしゃったように融合するために話し合いをする。何回でもするという事なんです。それをしていかなければなりません。一番良いのは、職員が頑張ってもらって地域エリア担当を中心にいろんな吸い上げをしながら、そしてどうするかということを職員で考えていかなければならないかと思っております。ありがとうございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

地域エリア担当というお話がでましたが、それぞれ職員の人たちが地域に入って、地域のニーズ等を収集するためにどっぷり浸かって、積極的に仕事をされていると私は思っておりますが、そういった中で、T 型集落点検の中にここまで調査したのかというのがありましたのでちょっと紹介します。

この白木地区は、世帯数が 546、人口が 1,541 名の集落です。これが 3 地区がありまして、1 地区がここで言うと約 5 自治会、2 地区が 4 自治会、3 地区が 6 自治会ぐらいですから、規模的には大きい。しかもこの白木地区というのは、八女市から車で 10 分ぐらいで、急峻な坂道でもありません。川が流れてその川沿いに県道が走っていきまして、県道沿いに集落が点在ではありません。ずっとくっ付いています。ですから、これが限界集落かというぐらいな、東彼杵町よりひよっとしたらという、東彼杵町よりおちるかもわかりませんが、そういった町なんです。そこで調査されているのが、人口構成、家族構成、そして学校教育の状況、職業、既婚か未婚か。ここから先なんですよ、収入がいくらあるとかか学歴はどうなのか。そして白木に戻ってきた人たちの理由はどんな理由だったのか。前の居場所はどこだったのか。通院先はどこに通院しているのか。買い物はどこに行っているのか。住民の移動手段はどうなのか、どんな施設を利用しているのか。行事にはどんな参加、参加の状況はどうなのか。そして他所に行った子どもの将来はどうするのかと。そして活性化の課題。非常に、ここまでやっているのかというぐらいの調査結果がでています。ですから、これが果たして白木地区にどれだけ役立ったのかということなんです。どれだけ役立ったのか。うちも全く役に立たないとは言いません。立たないとは言いませんが、やはりこういった集落点検をするにあたってはもっと調査をして、本当にうちの町で必要だという政策、事業というのは慎重に取り組むべきではないのかと思っております。是非、今後こういった取り組みをする場合は、ぼんと飛びつくのではなくて、ちょっと慎重に。現場を見てこういった結果が出るのではないかなとって、私ははっきり言って、たった一日でこの結果、同じ結果がでるんじゃないかと失礼ながら思ってしまった。それが現状でございます。答弁は結構です。

次の質問に移らせていただきます。一番最初、町長に対しては大変失礼な質問を、最初の質問は、町長の責任は当然あなたにあるでしょうということなんです。どうしてこんなことを言ったのかという、前回、立山議員の質問の中で、一般質問の中で、大楠小学校のきのくに学園の案内状が、きのくに学園を利用するにあたっての検討の会議という案内をしながら、結果、会議の流れもそう

だったんですよね、教育長。そのとおりの。ところが、ブーイングが出て、そんな話は聞いていないよという話になってというのが現状です。町長があの時に、担当課長にどうしてこんな案内状を出したのかとおっしゃったのが私が気になったんです。どうしてそんな、確認もしない文章がどうして出回るのかなど。確認もしない文章がどうして出たのかなという話なんです、やはり、これはしっかりとした決裁、決裁をする時にちゃんと自分は最後まで見ていなかったのではないかなと思うんです。やはりそういったところ、慎重にやらないと、我々は指示どおりの仕事をやったんだけど、しかし、町長がそんなことをどうしてしたのかと言われれば、現場の人間としてはちょっとやりにくいのではないかなと思ひまして、この質問をさせていただきました。この件につきましては、先ほど町長が、自分が、全責任があるという強い言葉をいただきましたので、それで結構です。このあと町長に対してちょっと失礼な話をするかも知れませんが、お許しいただきたいと思ひます。

まずは職員の教育に関する事で、町長に仮説してお答えいただきたいんですが、例えば、町長はかつて建設課におられた、旧土木課と言っていました。その時に、例えば、道路拡張の時に用地交渉をされたと思ひます。その用地交渉するにあたって、一番自分が、用地交渉をするにあたりどのような、自分の心構えと言ひますか気持ちで、実はその仮説が、用地交渉が2、3年滞っていた、非常に、町はどうしても必要だというような用地と仮説してください。その時どのような姿勢で相手方の人に臨まれますか、ちょっと仮説してお答えいただければと思ひます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

非常に難しい質問ですが、用地交渉も何百件とやってきましたので、どういう人で、どのような環境で、どのような条件でなった場合に、どう進むかということでございます。基本、やっぱりその方がその道路を本当に望まれるのかどうなのか、そこら辺ですね。それと、財産をお願いするわけですから、やっぱり丁寧に、今職員に言ひていますが、相手の立場になって、相手の立場になってフォローをしながら、説明をしながら譲ってくださいということでお願いします。ですから、高飛車に、役場が来ました、土地を売ってくださいとかはしません。先ずはとにかく、用地交渉はつまづけば全部できませんので、まず、いろんな例えば、税対策とか値段、そこら辺のあれを全部知りながら、安心感を与えながらご相談をするということで、誠心誠意ですね、そういう気持ちでいきます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

流石何回も交渉された、職員時代経験を踏まれた方だと私は感銘しております。やはり一番肝心なのは信頼をもたれること。これが一番大事だと思うんです。信頼されないと用地交渉も上手くいかない。すべて同じなんです。私どものマニュアルを参考にして、実は私どもの会社のマニュアルを参考にして、町長に対して失礼な、本当に失礼な質問をさせていただきましたが、なぜこんなことを聞かかと言ひますと、例えば、商品売る場合に人のせいにする人と自分のせいにする人がいるんです、自分のせいに。この人のせいにする人は、商品が駄目だ、あるいは高いから売れないと

最初からこういう先入観でやるものですから、売れる商品も売れない。ただ、自分のせいにする人は、なぜ売れないのか、そしてどうすれば売れるのかというのを考える人なんです。これが実は職員さんに持つか持たないかというところを実はお話したかったものですから、さっきの失礼なお話をさせていただいたわけなんです。では、問題点の解決が出た場合はどのような策で問題点を解決、今町長が最高責任者です、最高執行責任者です。ですから、その問題点が出た場合に解決策というのを私どもにお知らせください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

何かテストを受けているような感じですけども、私はリスクです。私は役場でございますので、町民の方がどんなリスクを受けるかということです。町がそういうことをもししなかった時は、ダウンサイドリスクといいますけれど、どういうリスクがあるか。それを先に考えます、リスクを。そして最善の策を作っていきます。最悪になった時を想定しながらそういう根回しとか、そういうことを考えます。そして、あとすることの手順を考えましてやっていくわけですけど、とにかく急いで、例えば、こういうことがありますね。これは大変申し訳ないんですけど、例えば、水道管の破裂なんかがあってそれをすぐしなければいけないわけですけど、その破裂によってどういう影響があるかなんです。繋ぐだけが目的ではなんですよ。その破裂したことによって周囲の、例えば病院とかがありますとそういう所の影響を受ける所、それをまず早急にきなさいと。そして、本来の目的の接続をするとかという、周囲の状況、周りを見ながら最終的な目標を繋がないといけないわけです。そういう気持ちで、リスクを受けるだろうという想定をしながらやることを肝に命じています。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

そうですね、問題点の解消というのが一番問題になるのですが、やはりそのリスク。一番被害を被る人というところを想定しながら、その問題点解決というのは良い策だと思います。

次にもう1点、職員がミスをした場合の指導と教育方、どのような教育ですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはミスをした場合は、今まで顛末書、始末書でございました。これはもうしません、二度としませんという弁解だけで、何の意識付けもありません。そういうことで、今、何年かありますけども2年ぐらい前からトヨタ方式の業務報告書というのを作っております。これは相手がいる場合を想定しております。相手というのは町民の皆さんです。あるいは業者の方もいらっしゃる。役場対相手です。そこでトラブルが起こった時に、誰が一番原因を作ったのか探すようにしています。それで、今まではそういう事件が起こった場合は、単純にもうしません、迷惑をかけましたということで終わっておりますので、誰が悪いのかわかりません。真意がつかめませんので。トヨタ方式を入れまして、真意がわかるようなシステムにしております。

そこでいろんな、これは事例ですけども、例えば、身障者の方が眼鏡を買われます。それで役場に来て申請をします。ただ書くだけでお帰りになるわけですけども、実は身体障害者の眼鏡というのは、30か40ぐらいの眼鏡屋さんが、決まった店があるんですよ。それがあってもかかわらず、今度来られたら、これは対象になりません、帰ってくださいということでやっているわけです。町民の方は何もわからないわけです。そうしたら、そういう苦情があったということになります。それは該当しないんですよということで、該当しなかったからそうしましたということになるわけです。その業務報告書を作らせています。そうしたら、相手の言い分とか自分の言い分とかを書きます。そうしますと、何がえてくるかといいますと、業務フローを書かせます、どういうふうになっているのかという。そこで見つかったのが、申請の窓口に来られた時に、該当する眼鏡屋さんはこれだけですよということを書いていなかったわけです。だから対象にならなかった。それは原因を作ったのは職員だったんです。だから職員に気付かせて、それは駄目ですと。それは、あれしているということで、町の単独を使って補助をしました。そういうことです。だから、そういう失敗した時には、確かに私も怒ります。怒りますけども、基本、始末書はやめまして業務報告で、徹底的に真意を探して、それを本人に気付かせるという方法で今やっております。以上です。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

ミスした場合は業務報告書で処理をしていると、書かせるというようなことをございます。例えば、役場には10個ぐらいのそれぞれを所管する課がありますが、チームとして、それぞれの課をチームとして例えて、チームとしてミスに対しての取組みというのはないのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

チームとしてやるのは、チームとして考えよとは言いません。それは課長に任せておりますので、課長に聞いてもらえばわかりますけども、チームでの反省会はたぶんやっていると思います。ですから、今はお客様本位で、小池さんではございませんけども、やっぱり町民第一ですね。そういうことで考えでやっておりますので、管理職もそれなりに反省とかを常に言っていると思います。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

次に、職員の評価チェックなんですけども、どのような評価の方法でチェックされていますか。職員の評価。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、総務省から人事評価システムというのが出来ております。これは、例えば、係長は部下を評価する。課長は係長を評価する。そして、副町長はおりませんが、副町長が課長を評価するという制度になるわけですけども、それを町長は見るだけでございます。それは、私はあまり意味が

ないと思っております。私が職員に言っているのは、360度評価を下さいとしております。下から上を評価下さいということで、そういう評価を取り入れようとしておりますけれども、職員からはこんなことはされないと反対されています。2年ぐらい前から、360度評価をしないと駄目ということで、私も民間ベースの方が一番良いだろうということで、取り入れようとしております。今の国の人事評価あたりを聞いてみますと、やっぱり360度評価というのが一番良いということで評価を得ています。是非、私はそういう書類を持っておりますので、相手を、上司をけなすわけではないわけです。職場をどういうふうに改善するかということでございますので、そういう視点でいけば、相手を落とそうということではないんです。そういう意見は絶対はねます。ですから、いかにして効率化をすすめるか、コスト削減するかというのは出来ると思っております。そういうことです。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

評価の仕方が、他人による評価と上司部下による評価あるんですが、私どもの某会社では、セルフチェック、自分で評価する。自分で評価をして、自分の評価をチームで考える。そういった評価の方法を取っております。どうしてこんなことをやるかというと、全体でレベルを上げる話なんです。個人個人を、例えば、先ほどのミスした場合に、個人のことを攻めるよりもチーム全体でその責任を取る。ミスした場合はそのチームで取る。したがって、そのチームが解決策ができないのであれば、その責任は全体で負うというような策をしないと、その人たち、その職員は伸びません。やる気が失くします。したがって、そういった教育法が、私達はたまたまそういった教育法をやっていますが、非常に積極的に自動運転で出来るようになっていきます。それは、やはり人の育て方、人材とは人の材料ではなくて、人の宝という人財、そういった意識を持った人の育て方というのが、私どものそういった形の中でセルフチェック、自分で自分を評価して、自分が50点なら自分であと10点あげましょうという意識が、自分とおのずとしてあがってくるということをされた方が、この役場でも取り入れられたら、ひよっとしたらもっとミスも少なくなってくるのではなかろうかと私はそう思っています。

ですから、そういったものを参考に、いろんな形の中で、私は共感のつもりではございません。町長に苦言を申すつもりではございませんが、冒頭に申し上げました町長と職員とのコミュニケーションが、ちょっとギアがずれているような気がいたしましたものですから、こういった無礼な質問をさせていただいておりますが、そこら辺は是非ご理解いただきたいと思っております。そうすることによって、町長は職員からも信頼され、また町長も職員を信頼するようになってくるわけです。そういった良い循環を作られることを祈念いたしまして質問を終わります。以上です。

○議長（後城一雄君）

以上で8番議員、森敏則君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

散 会（午後4時56分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成 29 年 12 月 13 日

議 長 後城 一雄

署名議員 大石 俊郎

署名議員 堀 進一郎